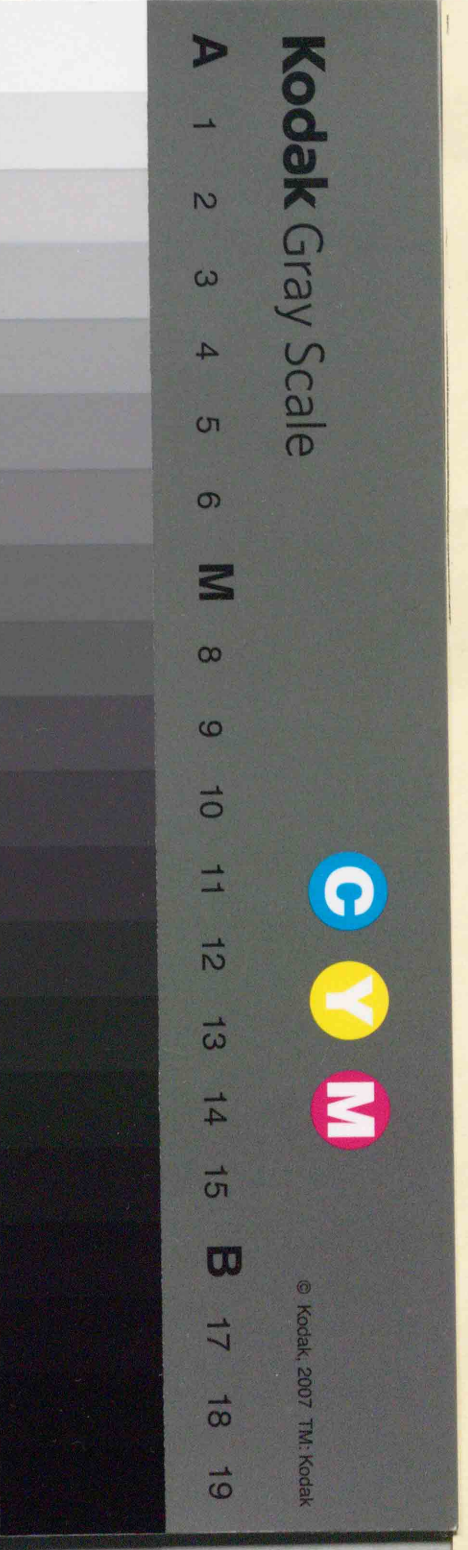
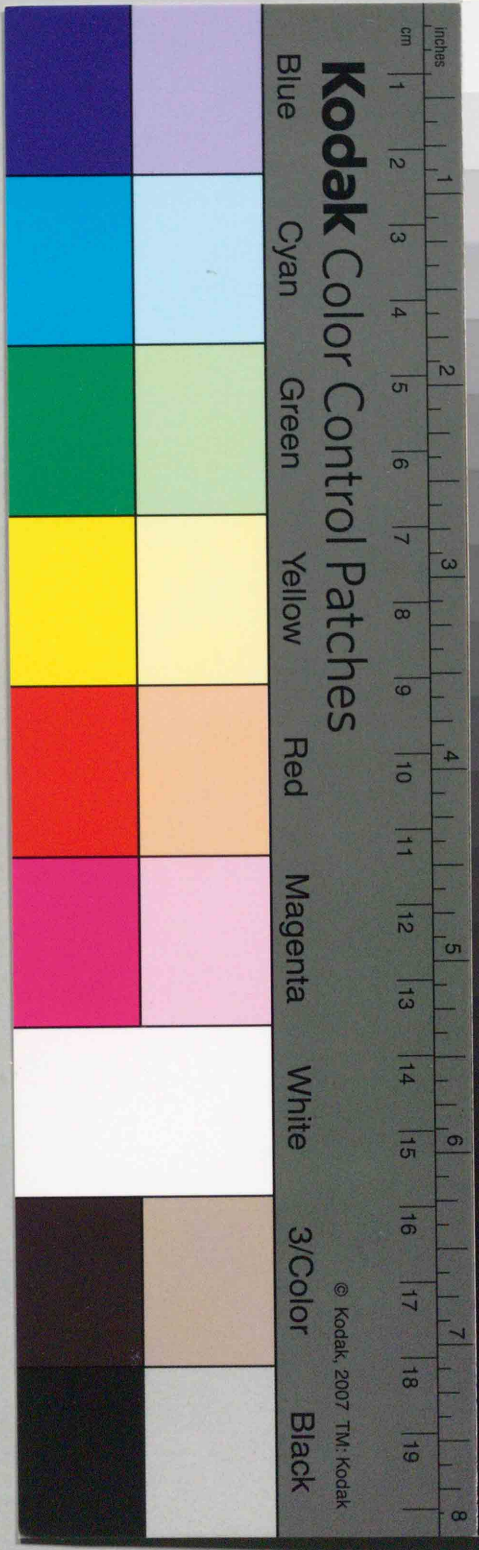
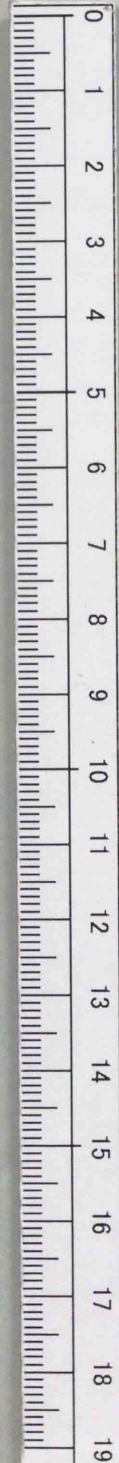


教科書文庫
4
370
42-1932
2000065448



40781
教科書文庫
4
370
42-1932
20000
65448



資料室

濟定檢省部文

科育教校學女等高 日五月二十年七和昭

教科書文庫

4

370

42-1932

2000065448

訂四

女子教育學

文學博士 久保良英
文學士 青木誠四郎
共著



東京
神田
富
山
房

昭和八年版

広島大学図書

2000065448



Handwritten notes: 375, 46, 370, BB7, K12



第一 惠田 福



養 安

四訂版の序

よき母——明智と熱愛とを胸に含む母をもつことが、いかに人の子として輝しい幸福であることか。また、われ等の社會にいかに光をもたらしことか。婦人の志すべき向上の重大なるものの一つは、母としてのこの明らけき叡智の啓發と豊醇な愛情とを培ふにありといつてよい。この書は、やがては母たるべき若き人々への、かやうな教養の一助として編述したものである。

わが子を教養する任にある母として最も必要なことは、教育的精神の了得と、児童の本性についての理解とであらう。教育的精神の缺如は、ややもすれば、人をして児童に對する愛に溺れしめ、遂には誤れる成長を導くことさへあり、

また、児童の生活に盲目であることは、自らの型に児童をあてはめて、無理解な強制と壓迫とに陥らしめることが少くない。この意味において、本書では、一面において教育的精神の闡明に努めると共に、一面に於てこれが具體的な児童生活の指導にいかん考慮せらるべきかを説くことに努めた。而して、更に幼稚園教育・小學校教育・社會教育に關しては、かかる點から、その協力者として知ることを要する説述をなすのに意を用ひるところがあつた。

昭和七年九月

著者識

目次

| | |
|------------------|----|
| 第一篇 緒論 | 一 |
| 第一章 人と教育 | 一 |
| 第二章 教育の意義及び種類 | 五 |
| 第二篇 家庭教育 | 九 |
| 第一章 家庭と教育 | 九 |
| 第二章 家庭教育者としての母 | 二二 |
| 第三章 児童の生活とその教養 | 二七 |
| 第一節 児童生活の發展 | 二七 |
| 第二節 身體の發展と健康への教養 | 三三 |
| 第三節 心の發達とその教養 | 三三 |

第三篇 幼稚園の教育

第一章 幼稚園の任務目的及びその沿革

第二章 保育の方法

第三章 幼稚園と家庭

第四篇 小學校の教育

第一章 小學校教育の目的

第二章 養護

第三章 教授

第四章 訓練

第五章 學校と家庭

第六章 わが國の學校系統

第五篇 社會教育

一一三

一一三

一一七

一一五

一一七

一一七

一一三

一一〇

一一五

一一五

一一四

一一〇

訂四 女子教育學

第一篇 緒論

第一章 人と教育

一、文化の姿こそ人類の世界に特色を與へる。

人の世界には、過去幾千年かの間磨かれて來た眞理が、その深い輝きを示してゐる。深く培はれて來た人の道が、その履むべきところを嚴かに指してゐる。そして、麗はしく創られて來た美、深められた信もまたその姿を顯はしてゐる。これ等の眞善美及び聖の渾然として統一された姿こそ、人類の世界を類なき

ものとして光輝あらしめてゐる。植物には、生々とした生活の営みがある。動物の世界にも、活動に満ちた生活はある。しかし、かかる理想の輝きは、そのいづれにも見ることが出来ない。かくて私たちは、文化の美しい姿こそ、特に人類生活に與へられた貴いものであることを知るのである。

かく文化は、人間生活にその本来の面目を與へるものではない。ローマは一日にして出来なかつた。そこには、幾多の苦闘と幾多の犠牲とが捧げられて來た。眞理の発見のために、また眞理の愛護のために、どれだけの苦みが重ねられて來たことかある者は、そのために自らの生命をけづつた。ある者は、そのために焰の中に自らを焚いた。美の創造のために、徳の建設のために、いかに多くの人々が苦闘を續けたことであつたらう。あ

(一) 人が理想に合致せり(價値あり)として生成したものを文化といふ。即ち、科學(眞)・道徳(善)・藝術(美)・宗教(聖)などがこれである。

(二) Rome is not built in a day. (西諺)

(三) 眞理の探究とそれを護るために捧げられた犠牲について、科學の歴史の上にこれを見出し。

る者は、その精進に身の立たざるまで努めた。ある者は、正義を守つて死に就いた。今、これを思ひ、かれを思ふとき、私たちの學ぶ眞理の一つにも、美しとして讚嘆する藝術の一片にも、あるひは正しとして踏まうとする道にも、人類祖先以來の血と涙と忍苦と努力とが秘められてゐることを知るのである。

人類世界の歴史は、文化建設の歴史である。私たちは、過去に築かれた文化に感謝すると共に、これを繼いで、更に、これ等の發展に力を注ぐの責務が與へられてゐることを思ふべきである。それでこそ、人として人たることが出来るのである。

二、人に人たるの力を與へるのが教育である。

人は、生まれながらには、極めて無力なものである。あの嬰兒の便りなさが、よくこれを物語つてゐる。しかし、また一方では、昔から幾多の人々が、よくこの力なさから成長して、文化の發展

(四) レオナルド・ダ・ヴィンチ Leonardo da Vinci (1452-1519) は、彫刻のために疲れると、靴をはいたまま眠り、醒めれば直ちに鑿をとつて大理石に向かつた。そのために、遂に足がはれて靴をぬぐことが出来なくなつたといふ。

(五) 正義を守つて死についた人々をあげよ。

(六) 私たちは、科學の知識に對するにも、藝術品に對するにも、この心持をもつてほしい。道徳としてこれまでに建設して來た道に對しては、度ましい心になつて、その道を拓くために捧げられた努力を想ひたいものである。過去は決して空にあつたのではない。

に力をつくして來てゐるのである。⁽⁴⁾ それは、私たちの自然の成長にのみよるものであらうか。否、自然に放たれた生活をしてゐては、いかなる天才でも、動物と同じく、何物をも人類世界に獻げることには出來ない。かかる人の無力を培つて、力を喚び、その天分の發展を助けて、感ずる力、考へる力を興へ、以て過去の文化を體せしめて、更にその完成への大きな力を養ふものとして、教育があるのである。教育は、人類が極めて未開の時においても、過去に積み來つたところを興へて、將來への力を培ふために行はれて來たのである。だからこそ、人の世界は、漸く眞理に輝き、美を豊かにし、道を深くして來た。これを廣くいはば、人の世界は、教育によつて文化の建設を遂げ來つたのである。また、これを個人としていへば、人は、その人たる責務を果す力を教育によつて興へられて來たのである。かく、教育は、人の世界をして、そ

(4) どんなに偉い人でも、一度は無力な嬰兒であつた。

の特有の輝きを増さしめ、人の人たるの力を興へるものといふべきである。

第二章 教育の意義及び種類

一、教育とは。

人が人たる責務を果すには、その身に文化を體し、その進展につくさねばならぬ。この力を興へるものは教育であるが、これを得ることが出来るのは、一面、人にその稟性があり、それへの傾があるに於て、少くない。

人には、理想に對する憧れがある。⁽⁵⁾ 理想に對する愛が燃えてゐる。しかも、やがてはそこに到りつく信をもつてゐる。かくてこそ、人は、善を慕ひ、眞を愛し、美に憧れるのであり、またこれを彼方に仰いで精進することが出来るのである。しかも、この憧

(5) いかなる悪人でも、よくならうとする心はある。偽よりも眞を求め、醜よりも美を求め、悪魔よりも神を求め、これは、人類の根本の性質であるといつてよい。

れと精進とによつて、その理想を一步一步築き、その實蹟をあげて来たことは、人にその稟性の具はつてゐることを示してゐるのである。かくて、その稟性を、自然のまま放任することなく、これを刺戟して培ひ、その憧れと愛とをいやが上に旺んならしめ、その努力を助けてこれを完成しめることが大切である。(一) かやうな人のもつ理想への傾を助けて、これが達成を完からしめようとするものが教育である。そして、今日の教育は、出来るだけ計画を定め、順序を履んで、その効果をあげようとしてゐる。即ち、教育は、一定の理想によつて、有意的に、計画的に、その發達を助成しようとしてゐるのである。(二)

二、教育には種々な區別がある。しかし、家庭教育はその根本である。

人は、幼い時から種々な教育を受けてゐる。人の生まれるや、

(一) この、助け完からしめる者が教育者で、多くの場合成熟者である。そして、助けられてその傾を達成してゆく者が被教育者であり、多くの場合未成熟者である。従つて、教育は、所謂被教育者が主體である。だからまづ被教育者の理想達成の志が第一に必要なのである。

(二) 学校教育などの計画的・秩序的なのは、その例である。

(三) ここに、普通の教育の定義、即ち「教育とは成熟者たる教育者が、有意的に一定の理想によつて計画的に未成熟者たる被教育者に影響を與へ、以てその心身の發達を助長する作用」といふ意味が考へられる。これを、自身の場合として説明して見よ。

まづ家庭にあつて、父母・長上の愛と理想とによつて培ひを受ける。これが所謂家庭教育である。人生の最初の培ひとして、人の一生を支配するともいふべき力強い教育である。やや長ずるに至れば、人は、この家庭教育の下に種々な教養を受けると共に、これを根據として、特に設けられた學校において教育を受ける。これが學校教育である。私たちがこれまで履んで来た小學校の教育、高等女學校の教育などがそれである。かやうに、人は、家庭において、また學校において、教育を受けるのであるが、これと同時に、私たちの周圍、即ち社會の一人として、その影響を受け、しかも、その影響は、人の發達の上に大切なものをもつてゐるので、ここに、社會を通じての影響を理想的なものとして、その効果をあげるためには、有意的な社會教育が考へられなくてはならぬ。所謂成人教育、民衆娛樂の向上の企などがそれである。

(四) この愛は、わが子を發達せしめて、文化の發達につくさしめようとする方向をもつた愛である。どんな親でも、わが子を「かうした人間に」と思はないものはない。

(五) 幼少時代は、所謂陶冶性が多いので、その時代の家庭の影響は、人の一生の風格の根本をなすものといへる。

(六) 家庭は生活の港である。兒童は、學校にゆき、友人の下に遊び、野に遊んでも、歸りつくところは家である。かく家庭は、兒童の教育の據りどころとなつてゐる。それは、女學校の上級にある私たち自身のことを考へても解る。

(七) 初等教育・中等教育・専門教育・大學教育などは、いづれもこれである。

(八) 社會の風俗あるひは時代の風潮などがいかに人の心のゆく道を左右するかを例をあげて説明せよ。

世には、往々にして、教育は、學校教育にはじまり、學校教育に終るものやうに思ふ者もあり、また、學校に入學すれば、教育のことはすべて學校でなされるやうに考へる者もないではない。しかし、教育は、すでに人が生を享けた時からはじまり、しかも、この時の教育こそ、人の一生に最も大きい力を與へるものであるから、むしろ家庭教育こそ、すべての教育の根本をなし、すべての教育にまさつて大きい力をもつてゐるものであつて、學校教育や社會教育は、これに協同するに過ぎないともいふことが出来るのである。然るに、家庭は、人の自然の情にもとづいて形づくられ、人は自然のうちの中に生活するものであるから、屢、この重大な使命を忘れるやうになり易い。私たちは、家庭教育の重要性について熟慮し、學校教育とも社會教育とも一致協力して、教育の理想を達するやうに努めねばならぬ。

(1) 學校に居る頃には、勉學に餘念がなかつたやうな人が、卒業すると、書を離れて、知識を磨くことを全く忘れたかのやうな生活をするのは、今日の日本の婦人に珍しくないことである。

(2) 家庭は、何となしに、自然の情にもとづいて形づくられたといつてよいものをもつてゐる。この點は、何々會などといつて、一つの理想の下に結合し、その理想の下にその會員を統制してゆかうとする社會とは非常に趣を異にしてゐる。そこで、家庭としては、いかなる理想の下に兩親・子弟が一致協同してゆくかを考へなくてはならぬ。そして、この一定した理想の下で家族は互に勵まし、互に戒めて修養し、兩親は子弟を導くのでなくてはならぬ。

第二篇 家庭教育

第一章 家庭と教育

一、家庭は、憩ひの場所たると共に、自然な教育の場所である。すでに見たやうに、家庭の教育における關係は、極めて重大である。人は、生まれると、直ちに父母の膝下に愛育せられ、その生活の多くは、家庭のうちに營まれる。しかもこの時期は、種々な影響を最も受け入れ易く、最も固定し易い。かの成長するにつれて、漸く明らかな形をとつて來る性格の如きも、その萌芽は、すでに、この時代に、抜くべからざる根を伸ばしつつかつたのである。従つて、家庭は、人にとつて憩ひの場所であり安住の場所であるばかりでなく、大きい教育の場所である。私たちの家庭が、父母共に、身も心も健かて、一家の感情が和み、

(1) 日本では、昔から「三つ子の魂百まで」といつて、幼時につくられた性格が抜くべからざる力をもつてゐることをいつてゐるが、西洋のある學者は「人の性格は二歳にして定まる」といつて、この事實を科學的な根柢の上に證明しようとしてゐる。

(2) 「古代の支那は、家庭で禮讓と從順とを教へた。また、ギリシアの黄金時代を通じて、アテネ人は、その家庭で智慧と勇氣と節制と正義とを實修した。キリスト教を奉ずる親たちは、そこに信仰と希望と愛とを教へて來た。しかも、近代生活は、勤勉と奉仕と協同とを唱へてゐる。そして、これ等の美德の中には、かつて人類の生んだ最も秀いでた人々の千古の理想が籠つてゐる。』といはれるほど、家庭は、美德の苗床としての大切さをもつてゐるのである。

平和のうちに正しい理想をもつて愛育を忘れないならば、すでに、そこに、子供の一生の幸福が自然のうちに日一日と培はれ、やがて成長の後に於いて、立派な生活を営み、人類の責務を果し得る基礎がつくられてゐるといつてよい。^(四)もし、これと反対に、家庭に、理想なく、一家の一致協同も乏しく、平和な空氣がなく、あるひは、子弟の將來について何等考へるところなくその日を過すやうであれば、そこに育つ子供の一生の不幸は、すでに雑草のやうな根を張りつつあるのであつて、後年の苦心も到底とりかへずことの出来ないやうな大きい力が潜められるやうになるのである。^(四)

かかる家庭の教育力は、子供の幼い時に對する時ほど著しく、その生活がすべて家庭の中に營まれる時ほど力強いのではあるが、やがて成長して學校に入るやうになつても、その生活の根

^(四)立派な家庭に育つた人の風格は、自然のうちに具つてゐるものがある。坐作・進退をはじめ、事に對する態度・感情など争へないものがある。ここには正しい教育の態度が自然に具つてゐるからである。

^(四)所謂不良性をもつた人たちは、多くは幼少の時から家庭的に不遇のものが多し。両親のないもの、一家の不和、親の放埒などの中に育つたものなどである。ここでは、多くは教育的な態度はない方が多い。

が深く家庭のうちに培はれてゐることは、私たちのやうに成長した者にとつても、どれだけ家庭が大きな力をもつてゐるかを考へれば明らかである。されば、學校の教育がその效を収めるのも、社會の教育をして效あらしめるのも、みな家庭の薰育あつてのことであつても、もしその力なくば、それ等の教育は、全くその力を失ふといつても過言ではない。

私たちは、家庭を楽しい場所としなくてはならぬ。どんな心の煩ひがあつても、家庭では、これが晴されるやうな慰めの場所にならなくてはならぬ。大きい勞苦も、ここでは忽ち癒されるやうな憩ひの場所とされなくてはならぬ。しかし、それと共に、家庭は、力強い修養の道場として、子供の心の朗かにして正しい成長を念願し、薰育の道を歩むことを忘れてはならないのである。

第二章 家庭教育者としての母

一、母の愛こそ愛育の源である。

家庭の教育に最も大切な任務を負うてゐるのが、母である。勿論、両親長上など家庭にある者は、いづれも幼い者に影響を與へ、従つて、教育者としての役目をもつてゐるのであるが、就中母は、人の生まれると同時に、あらゆる育成を一手に引受けてゐるといつてもよいほど、多くの勞力をこれに傾け、心力を費し、しかも果てしない深き愛をもつてわが子を育んでゐるのである。人の世に、子を思ふ親の情ほど切なるものはない。ここでは、いかなる犠牲も、いかなる苦惱も、わが子の微笑のうち、に満足と悦びとに變る。殊に、母の愛は、並びなく豊かに、かつ、私なき眞純な愛である。この愛こそ、己の危きを忘れてわが子を救はうと

(一)世の中に思ひあれども子を戀ふるおもひにまさる思ひなきかな (紀貫之)
父上よけさはいかにと手をつきてとふ子を見れば死なれざりけり (落合直文)

花開かば開け、笑はば笑へ、母にとつての花は、鳥は、悉くわが子への樂しみ、のぞみ、はげみ、安心の外にはなく、況んや野心も、功名も、そんなものは何一つありません。母の顔！
母の眼！ それは、そのまま私のために願ひ私のために祈つてゐます。瞬きを介して聲なき祈り——これは、私の生まれた時から今まで、かつてただの一度も休んだことなく續けられて來ました。(佐藤瑞彦)

する力を喚び起すのである。また、この愛こそ、あらゆる煩雜を忘れてわが子を育てる力を培つてゐるのである。それは、教へられて得られるものではない。命ぜられてなし得るものではない。ただ人の性のなかに潜められた力といふの外はない。世には、一見、子を愛する道を知らないやうに見える母も、ないではないが、これは、未だわが子の愛に目覺めない母である。その心の奥には、必ずや燃える愛が潜んでゐるのである。この私なき愛に應へてゐるのが、子供の親を思ふ心である。私たちは、幼い時からの母の愛を思ふと、今更ながら涙の滲むのを覺えるのであるが、この心こそ母の愛への感應であつて、ここに、親子の心の結合があり、ここに、家庭の教育の力強さの源があるといつてよい。私たちは、私たちの母の愛に感謝の祈を捧げると共に、やがて私たちに與へられる母としての心を、いやが上

(二)母の愛について感銘したことを語れ。

(三)母を讀へよ。

(古川しげる作)

緑の若芽丘に萌え、あまねく光空に滿つ。

今日ぞ「母の日」母人に感謝の祈り捧げずや。

今日ぞ讀へん。こぞりて讀へん。

讀へん、讀へん、吾等が母を。

茜色染む夕暮を、

「あの山越えて」鳥も鳴く。

温情あふるる育みは、

抱きて歌ふ子守唄。

今日ぞ讀へん。こぞりて讀へん。

讀へん、讀へん、吾等が母を。

慈愛は深く幾歳の啓示に淨き涙あり。不滅の愛は輝きて、曉の色薫ること。

にも清く深く培ふの心を養はなくてはなるまい。

二、母よ、愛と知とを具へよ。

母の心は、愛を基とする。しかし、この愛は盲目的なものであつてはならぬ。今、若し、家庭の教育について重い任務をもつてゐる母が、培ふべき性格について何等の理想もなく、自らの生活についても、何等向上の姿を認めることが出来ないやうであつたならば、子を愛する心がいかに深く、またいかに熱くとも、子供はただ、その不完全、無理想な生活の影響の下で成長しなくてはならぬのであつて、到底教育の實を擧げることが出来ぬ。母たるものの心には、深く豊かな愛と共に、わが子の将来に清く高い理想を望み、己自らも修養の道を進む力をもたなくてはならぬのである。

母の心は、一面において、わが子の性質についても、充分な知識

今日ぞ讀へん。こぞりて讀へん。
讀へん、讀へん、吾等が母を。
文化の灯消ゆるとも、
母のみ胸にまたたける。
愛の灯は、永久に
吾等を護り導かん。
今日ぞ讀へん。こぞりて讀へん。
讀へん、讀へん、吾等が母を。

を備へてゐることが望ましい。よい建築をしようとする時には、これが美しい姿を心に描き、これが實現への熱情を要すると共に、その礎石の置かれる地盤についても、その材料についても、充分に知るところがなくては、折角の努力も空しくなることがあるかも知れぬ。わが子を愛育するにあたつても同様である。わが子の性質を基とし、これに應じて適切な方法をもつてし、それにふさはしい理想をもつて進まなくてはならないのである。

世には、ただ理想に走り、熱愛に燃えるだけで、児童の性質を顧みぬために、ただ己を強ひるに止まり、却つてその效のあがらぬのを見ることも少くない。^(四) 教育をなさうとする者は、まづ児童そのものについてよく知らねばならぬ。私たちは、知によつて愛を生じ、児童を知ることによつて、重ねてこれに對する愛を得

(四) 久二は、今年尋常五年である。頭はそれほど悪くないが、學校の成績が悪い。母親が氣をもんで、家に居ての立居振舞の一つ一つを見逃さないで世話をやいた。物の食べ方が本本の讀み方まで。ところがこの子供は非常に私の強い子供であつたので、一つ一つ母親のいふことに反抗して、遂には夜おそくまで家によりつかず、歸つては、そつと床の中に入つてしまふやうになつてしまつた。

ることが出来よう。

けれども、また世には、知識だけを有することによつて、教育をなすことが出来るかのやうに考へてゐる者もないではないが、これは大きな誤りである。知識は、ただ水先案内のやうなものである。船は、水先案内だけで進むものではない。向かふべき目的の港がなくてはならぬ。また、その機關を廻轉せしめる強い動力を必要とする。教育では、この目的が理想であり、動力となるものが愛である。教育は愛から生まれる。愛のない教育は、動力なき船である。教育には理想がなくてはならぬ。理想なき教育は、目的とする港もなく漂ふ船である。しかし、盲目的な愛だけの教育は、水先案内のない船のやうで、坐礁沈没の虞がある。理想達成における愛と知との協合、これこそ教育の眞諦であつて、よき母、即ちよき教育者としての母たるの要諦は、こ

にあるといはねばならぬ。

凡そ、かかる母を有する子の將來は、極めて祝福せらるべきであり、またかかる母を一人でも多く有する國家、社會こそ、前途に光明を見出すことが出来るのである。ギリシアの繁榮も、ローマの興隆も、賢良な母にその源を見出し、そして、その衰亡も、敗類も亦このよき母の滅亡にその原因を見出さねばならぬのである。

第三章 兒童の生活とその教養

第一節 兒童生活の發展

一、兒童は成長する。

生まれたばかりの嬰兒は、身體的には極めて矮小で、その生活機能も微かであるが、年を経るに従つて、漸く身長、體重を増し、そ

の機能を旺んにして来る。かかる變化は、身體に見られるばかりではない。精神も、はじめは極めて漠然としてゐて、明らかな活動を營まないが、月日を経るに従つて、明らかな活動を示し、複雑な活動を營むやうになる。これ等は、私たちが自らの幼少な頃から今日までの變化をふりかへつて見ても、また、生まれた子供の成長を見ても、よくうなづかれることである。かやうな變化が、即ち發達である。

けれども、これ等の發達のあとを辿つて見ると、すべての方面にすべて同じやうな漸次的な發展を示してはゐない。ある時には、ある方面がにはかに發達し、ある時には、他の方面が發達する。そのため、兒童の發達は、ある時期を劃して段階的に變化してゆくのが見られる。通例、發達の時期といはれてゐるものが、それである。

二、發達の時期は四つに分けられる。

かくて人の發達は、その主な心身の特性から、成人に至るまでに、次の四つの時期を劃する。

嬰兒期 これは、生後一年の間をいひ、身體的にも精神的にも、極めて無力で、外に働きかけることが少く、母の抱擁のうちに、その哺乳によつて生活する時期である。

幼兒期 滿一年の誕生日を迎へる頃になれば、身體的にもやや大きくなり、活動力を増すと共に、歩き、物いふ働きが現れて來るために、その精神的な活動も活潑になる。しかし、その智慧の働き、心持の働きなどは、滿六、七歳頃までは、未だ幼稚な域を脱しない。この時期を、幼兒期といふ。漸く母の膝下から離れて自分の生活をはじめ、やがて幼稚園の教育を受ける時期にあたる。

兒童期 六七歳の頃を過ぎると、身體的にも精神的にも、やや著しい發達が現れて來る。これより女兒の十三、四歳まで、男兒の十四、五歳ま

でを兒童期といふ。主として小學校の教育を受ける時期である。

青年期 兒童期を過ぎると、その智慧の働きにおいても感情においても、殊に著しい變化が見られる。^(一)物の見方、感じ方に特別なものが見られる。これより女子の二十歳ぐらゐまで、男子の二十三歳ぐらゐまでを青年期といふ。私たちの今の時期がそれにあたるのであつて、人生の最も動搖の多い時期で、この時期を過ぎて、人は漸く成人となるのである。

これ等の諸種の時期は、人が成人として完全な生活に入る準備の時期であつて、いはば、教育によつて人となる時期である。人が、その一生に、眞に生き甲斐を見出すことが出来るか否かは、これ等の時期に眞の修養の道を履み、正しい教育の道を辿つたか否かに左右されるといつてよい。成人になつても、修養によつて自己を完成し、教育によつて自己を立派なものになし得ないのではないが、その困難さは、到底發達期における比ではない。

(一) 青年時代の身體並びに精神の變化に著しいものがあるのは、各自が自らの事を考へて見ればわかる。精神的なものとしては、(1) 香臭・味・着るもの・見るものについての感じ方が變る。(2) 理窟ほくなる。(3) 感じ易く、激し易く、氣持が動き易くなるなどであり、身體的には、(1) 身長・體重・胸圍が増し、(2) 内臟諸器官が發達するなどである。

私たちは、今、これまでの教育について感謝すると共に、將來、母として與へられるわが子についても、この時期の大切さについては、充分の自覺をもたなくてはならぬのである。

第二節 身體の發達と健康への教養

一、身體の外形の發達は、

兒童の身體は、その成長が極めて速かであつて、暫くの間に、見違へるほどの變化が見られる。勿論、かやうな成長と雖も、遺傳その他の事情で、人によつて異なるものがあるが、大體は、年齢に従つて、一定の經路をふんで發達してゆくのが見られる。

これ等の發達のうち、最もよく見られるのは、身長・胸圍及び體重のそれであるが、これ等は、いづれも筋肉骨あるひは内臟の諸器官の發達と略並行してゐるので、^(二)いはば、身體發達の代表的な

(一) 學級の身體検査の結果によつて二十三頁のごときグラフをつくれ。

(二) ◆身長の發達は、(1) 筋肉・肺・心臓の發達を推定せしめ、(2) 筋力の大を示す。(3) 但し、抵抗力に對する關係は、やや消極的である。

◆體重の増加(脂肪過多の場合を除き)は、(1) 身體の横の大なること、(2) 身體の充實及び(3) 榮養の良好を意味する。

◆體重の少いことは、(1) 身體の横の發育の不良及び(2) 疾病異常を示す。

◆胸圍の發達は、(1) 肺の容積及び持久力に關係し、(2) 心臓の發育に關係し、(3) 血管系統の發育を示して、作業能力に關係する。

ものとして注意すべきものをもつてゐる。今わが國の兒童について從來測定されたものを見ると、第一表及び第二表の如くである。(三)

| 年齢 | 身長(糎) | | | | 體重(斤) | | | |
|-----|-------|-----|------|-----|-------|------|------|------|
| | 男 | 増加量 | 女 | 増加量 | 男 | 増加量 | 女 | 増加量 |
| 初生兒 | 49.1 | — | 48.7 | — | 3.04 | — | 2.87 | — |
| 一 月 | 56.5 | 7.4 | 55.5 | 6.8 | 4.07 | 1.03 | 3.80 | 0.93 |
| 二 月 | 59.0 | 2.5 | 58.3 | 2.8 | 4.82 | 0.75 | 4.60 | 0.80 |
| 三 月 | 60.7 | 1.7 | 59.6 | 1.3 | 5.47 | 0.65 | 5.31 | 0.71 |
| 四 月 | 61.8 | 1.1 | 60.8 | 1.2 | 6.05 | 0.58 | 5.77 | 0.46 |
| 五 月 | 63.0 | 1.2 | 62.6 | 1.8 | 6.59 | 0.54 | 6.18 | 0.41 |
| 六 月 | 64.3 | 1.3 | 63.9 | 1.3 | 7.07 | 0.48 | 6.50 | 0.32 |
| 七 月 | 65.7 | 1.4 | 65.3 | 1.4 | 7.50 | 0.43 | 7.06 | 0.56 |
| 八 月 | 67.2 | 1.5 | 67.0 | 1.7 | 7.88 | 0.38 | 7.30 | 0.24 |
| 九 月 | 68.8 | 1.6 | 68.4 | 1.4 | 8.21 | 0.33 | 7.77 | 0.47 |
| 十 月 | 70.4 | 1.6 | 69.8 | 1.4 | 8.49 | 0.28 | 8.06 | 0.29 |
| 十一月 | 72.2 | 1.8 | 71.7 | 1.9 | 8.74 | 0.25 | 8.35 | 0.29 |
| 十二月 | 73.5 | 1.3 | 72.9 | 1.2 | 9.00 | 0.26 | 8.50 | 0.15 |

表一 滿一歳までの身長・體重の發達(三島氏)

| 年齢 | 身長(糎) | | 體重(斤) | |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 初生兒 | 49.1 | 48.7 | 3.04 | 2.87 |
| 一 歳 | 73.5 | 72.9 | 9.00 | 8.50 |
| 二 歳 | 79.5 | 78.9 | 10.80 | 9.90 |
| 三 歳 | 85.4 | 84.9 | 12.40 | 11.50 |
| 四 歳 | 91.7 | 91.0 | 13.70 | 12.90 |
| 五 歳 | 97.8 | 96.5 | 15.20 | 14.50 |
| 六 歳 | 102.8 | 102.4 | 16.50 | 16.00 |
| 七 歳 | 108.3 | 107.2 | 17.80 | 17.20 |
| 八 歳 | 113.8 | 112.0 | 19.10 | 18.70 |
| 九 歳 | 118.3 | 116.2 | 21.00 | 20.50 |
| 十 歳 | 122.3 | 120.4 | 23.00 | 22.30 |
| 十一歳 | 127.0 | 125.9 | 25.00 | 24.40 |
| 十二歳 | 130.8 | 132.3 | 27.20 | 27.80 |
| 十三歳 | 135.2 | 139.0 | 29.80 | 31.40 |
| 十四歳 | 141.5 | 143.2 | 33.60 | 36.50 |
| 十五歳 | 146.3 | 144.7 | 38.70 | 38.20 |

表二 滿十五歳までの身長・體重の發達(三島氏)

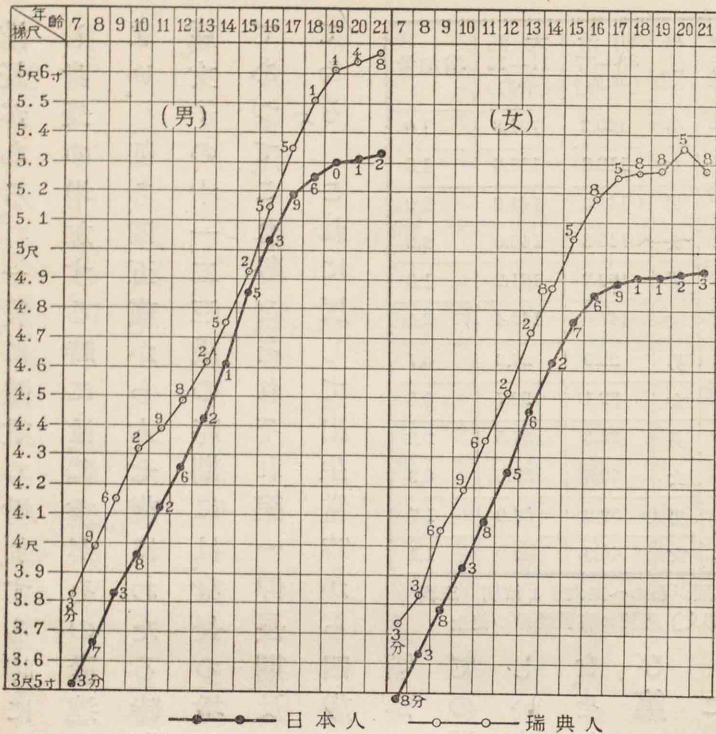
即ち、身長は、初生兒では、約四十九糎であるが、生後五歳でその二倍に達し、十五、六歳では、約

(三) これ等によつて、グラフをつくつてその成長の状態を観察せよ。

(四) 初生兒の身長及び體重についての調査

| 調査者 | 最 大 | | 平 均 | | 最 小 | |
|-----|------|------|-------|------|------|------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 神 | 53.0 | 49.5 | 50.4 | 47.3 | 48.0 | 44.5 |
| 三輪 | 53.0 | 50.5 | 49.1 | 48.7 | 44.0 | 46.5 |
| 三島 | | | 49.1 | 48.7 | | |
| 高山 | 53.0 | 52.2 | 50.0 | 49.3 | 48.0 | 46.0 |
| 木下 | | | 49.2 | 48.7 | | |
| 渡邊 | 60.0 | 55.0 | 50.37 | 49.6 | 45.0 | 45.0 |

三倍となる。また體重は、初生兒では、約三斤であるが、生後五六



(氏田吉) 較比達發長身のと人ンデーウスと人本日

個月ですでにその二倍に達し、滿一年で三倍、五歳で五倍、十三、四歳までには、十倍といふやうな發達を遂げる。兒童の身體は、かやうな著しい發達を遂げるのであるが、これ等も、常に一樣に成長するのではなく、時によつて

| 調査者 | 最 大 | | 平 均 | | 最 小 | |
|-----|------|------|---------|---------|------|------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 神 | 3600 | 3270 | 3062 | 2714 | 2250 | 2290 |
| 三輪 | 3740 | 3400 | 2941 | 2775 | 2460 | 2500 |
| 三島 | | | 3040 | 2870 | | |
| 高山 | 3736 | 3110 | 2866.1 | 2642 | 1945 | 2108 |
| 木下 | 3880 | 3500 | 3042.7 | 2956.6 | 2560 | 1640 |
| 渡邊 | 4140 | 3900 | 3013.14 | 2988.21 | 2100 | 2200 |

體重

消長がある。一般に體重の増加する時には、身長(五)の發達が停滞し、身長(五)の増加する時には、體重がその發達を少くするといつてよい。即ち、四、五歳から六、七歳にわたる時期と、男子の十二、三、四歳、女子の十一、二、三歳の時期には、身長(五)の増加の特に著しい時期であつて、これ等を、それぞれ**第一伸長期**及び**第二伸長期**といつてゐる。(五)これに反して、出生當時から四歳頃までの間、及び八歳頃から十一、二歳ぐらゐまでの間は、體重の増加の著しい時期であつて、これ等を、それぞれ**第一充實期**及び**第二充實期**といふ。これ等身體の發達は、すでに述べたやうに、遺傳に

| 年齢 | 性別 | 明治 | 大正 | 増加量 |
|------------|-------|---------------|---------------|-----|
| | | 33-37 (平均) | 11-14 (平均) | |
| 身長 (厘米) | 十年 男 | 120.2 | 121.8 | 1.6 |
| | 十年 女 | 118.8 | 120.6 | 1.8 |
| | 十五年 男 | 141.3 | 144.2 | 2.9 |
| | 十五年 女 | 140.8 | 143.0 | 2.2 |
| 體重 (公斤) | 二十年 男 | 160.2 | 161.2 | 1.0 |
| | 二十年 女 | 147.0 | 149.4 | 2.4 |
| | 十年 男 | 22.9 | 23.6 | 0.7 |
| | 十年 女 | 22.1 | 22.7 | 0.6 |
| 體重 (公斤) | 十五年 男 | 35.3 | 37.5 | 2.2 |
| | 十五年 女 | 36.6 | 37.5 | 0.9 |
| | 二十年 男 | 52.3 | 54.0 | 1.7 |
| | 二十年 女 | 46.9 | 48.0 | 1.1 |

三表 明治より大正へのわが國兒童の身體發達の變遷 (省部文)

頃から十一、二歳ぐらゐまでの間は、體重の増加の著しい時期であつて、これ等を、それぞれ**第一充實期**及び**第二充實期**といふ。これ等身體の發達は、すでに述べたやうに、遺傳に

(五) 身體の外形が細長く瘦せて見える時期である。

(六) 身體の外形が肥つて見える時期である。

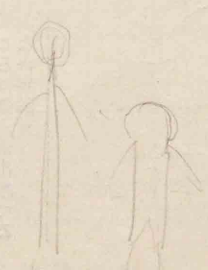
よつて支配されるものが多いが、生後の境遇、生育の状態、教養などによつても左右されることが少くない。生後の健康が思はずしくなく、病氣が續くやうな場合、あるひは榮養の状態の思はずしくない場合などには、その成長は、停滞することが珍しくない。しかし、生活状態の改善、體育運動の實行などによつて成長を促進することも出来る。わが國兒童、青年の近年の體格の向上、田舎兒童と都會兒童との體格の懸隔などは、これ等を物語つてゐるものがある。(七)

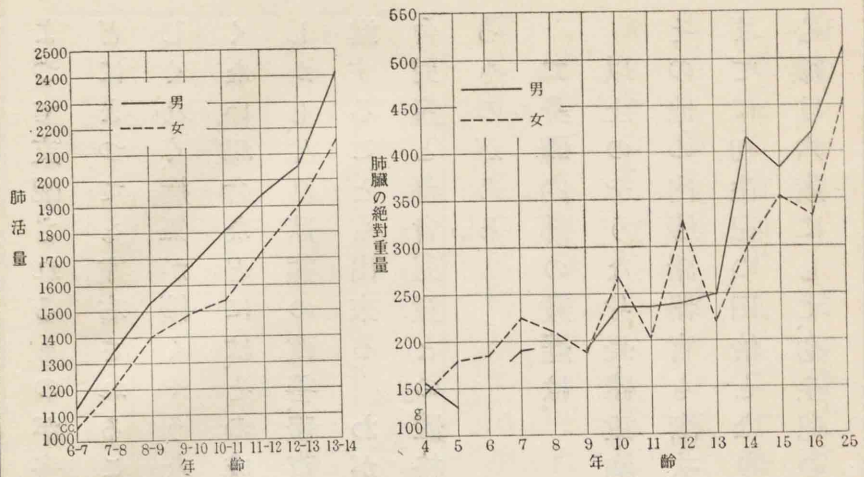
二、身體内部の發達は、

以上のやうな身長、體重、胸圍の發達と共に、骨、筋肉、その他の内臓諸器官も漸次發達する。骨は、青年期までに初生兒の四倍となり、筋肉は、十五倍に達する。心臓は、六歳にして、初生兒の四—五倍となり、十二歳

(七) 都會兒童と田舎兒童の體格比較 (吉田氏)

| 年齢 | 性別 | 身長 | 體重 | 胸圍 |
|-----|----------|----------|---------|---------|
| | | (厘米) | (公斤) | (厘米) |
| 十歳 | 東京兒童平均 男 | 121.5 | 22.8 | 58.4 |
| | 東京兒童平均 女 | 120.6 | 22.2 | 56.7 |
| | 全國兒童平均 男 | 120.6 | 23.0 | 60.0 |
| | 全國兒童平均 女 | 119.1 | 23.1 | 57.6 |
| 十四歳 | 東京兒童平均 男 | 140.0 | 32.2 | 66.7 |
| | 東京兒童平均 女 | 140.0 | 33.8 | 65.8 |
| | 全國兒童平均 男 | 139.7 | 33.8 | 68.2 |
| | 全國兒童平均 女 | 140.0 | 34.9 | 67.6 |
| 十四歳 | 東京兒童平均 男 | (-) 0.9 | (+) 0.2 | (+) 1.6 |
| | 東京兒童平均 女 | (-) 1.5 | (+) 0.9 | (+) 0.9 |
| | 全國兒童平均 男 | (-) 0.03 | (+) 1.6 | (+) 1.5 |
| | 全國兒童平均 女 | (±) 0.00 | (+) 1.1 | (+) 1.8 |

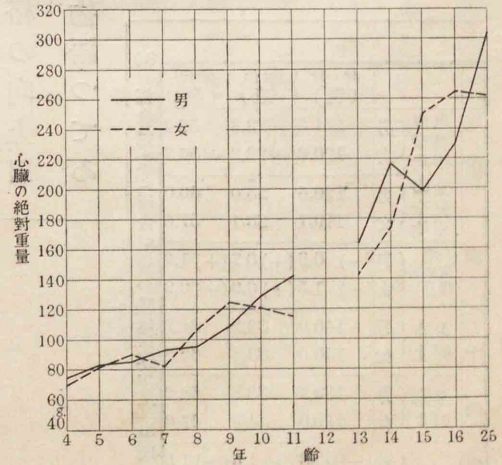




(氏トルオヤッフ) 達發の量活肺童兒

(氏トルオヤッフ) 量重對絶の臓肺

にして、七倍となり、十
八歳になれば、十
二倍となるが、肺臓の
如きも發達して來る。
従つて、諸種の運動能
力の如きも年を逐う
て、時には僅かである
が、時には著しくその
活力を増加するに至り、青年時代
に達すると、その活動力は、まさに
完全に準備されたともいふべき
趣を示すに至るのである。
この他、幼兒の發達の標徴と見



(氏トルオヤッフ) 量重對絶の臓心

(肺臓の絶対重量表及
び、心臟の絶対重量表
中、線の缺けてゐる表
ところは調査が出来て
ない年齢)

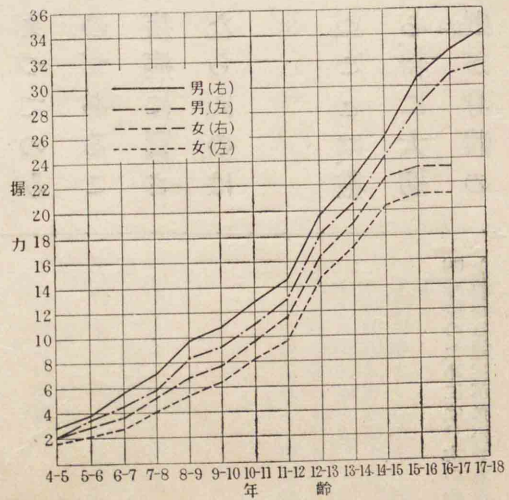
るべきものは、生齒及び歩行の開始である。これ
等は、幼兒の發育如何を示すものとして見逃すこ
との出來ないものといはなくてはならぬ。
生齒の時期は、通例、生後七、八個月で、早いのは五
個月、遅いのは十三個月ぐらゐである。歩行の時
期は、大體滿一年前後
であつて、早いのは十
個月ぐらゐで開始さ
れる。これ等は、一は
兒童の榮養攝取を咀嚼時代
に入らしめ、一は匍匐の時代
から歩行の時代に入らしめ
るので、大きな生活變化を來

| 月 | 男 | 女 | 計 |
|----|----|----|----|
| 5 | 1 | 6 | 7 |
| 6 | 2 | 1 | 3 |
| 7 | 2 | 4 | 6 |
| 8 | 5 | 6 | 11 |
| 9 | 5 | 1 | 6 |
| 10 | 1 | 3 | 4 |
| 11 | 1 | 7 | 8 |
| 12 | 3 | 3 | 6 |
| 13 | 1 | — | 1 |
| 計 | 21 | 31 | 52 |

四表 期齒生 的童兒 (者著)

| 月 | 男 | 女 | 計 |
|----|----|----|----|
| 10 | — | 1 | 1 |
| 11 | 4 | 6 | 10 |
| 12 | 3 | 2 | 5 |
| 13 | 6 | 3 | 9 |
| 14 | 7 | 3 | 10 |
| 15 | 1 | 2 | 3 |
| 16 | 0 | 1 | 1 |
| 17 | 3 | 5 | 8 |
| 18 | — | 1 | 1 |
| 19 | — | — | — |
| 20 | — | 1 | 1 |
| 21 | 1 | 1 | 2 |
| 22 | — | 1 | 1 |
| 計 | 25 | 27 | 52 |

五表 期行歩 的童兒 (者著)



(氏トルオヤッフ) 達發の力握

さしめるものである。(4)

三、健康への注意と教養とを怠るな。

まづ健康。健康こそは、人生の最初の、そして最後の幸福の鍵を握つてゐる。ある學者が、人が健康を失ふならば、百萬の知識も何かあらん」といつてゐるのなどは、これを眞によく語つてゐるものである。しかも、かやうな健康は、單に體質によつてのみならず、幼兒よりの躰けの如何によつても定まるものであることを知らねばならぬ。されば、家庭にあつては、一旦疾病に冒された時、萬全の注意を拂つて、これが治癒に努めねばならぬのは、勿論、常に健康への注意と教養とを怠つてはならぬ。

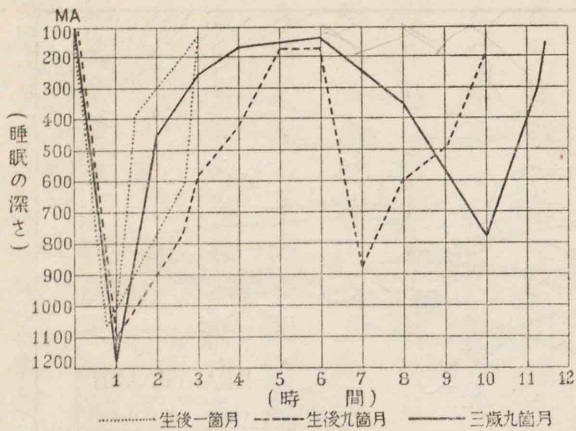
家庭において、幼兒の健康のためになさねばならぬことは、數多いが、その平生の教育によつて養ふべき習慣のうち、特に大切なのは、食事、睡眠、排泄及び運動などの習慣である。睡眠が身體の

(4) 各自の生齒期及び歩行期を確めよ。

(4) 睡眠のためには、次のやうな教養の態度が必要である。

| 年齢 | 睡眠時間 | |
|-----|--------|--------|
| | デューク氏 | クローリ氏 |
| 5-6 | 13 1/2 | 11 |
| 7 | 13 | 11 |
| 8 | 12 1/2 | 11 |
| 9 | 12 | 11 |
| 10 | 11 1/2 | 10 1/2 |
| 11 | 11 | 10 1/2 |
| 12 | 10 1/2 | 10 |
| 13 | 10 | 10 |
| 14 | 10 | 9 1/2 |
| 15 | 9 1/3 | 9 |
| 16 | 9 | 9 |
| 17 | 9 | 8 1/2 |
| 18 | 8 1/2 | 8 1/2 |

六表 睡眠標準時間



兒童の睡眠の深さ (氏ニルエツ) き深の眠睡の童兒

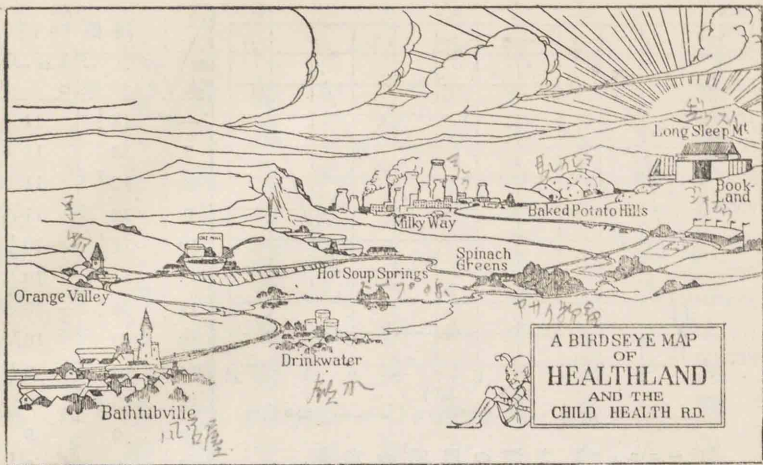
健康を維持する上に極めて大切なことはいふまでもないが、そのためには、充分にして深い睡眠を必要とする。

然るに、幼兒よりの習慣の教養を怠ると、種々な睡眠の習癖を養ひ、そのために睡眠の不充分を來すことが少くない。學者の示す睡眠時間の如きは、これ等について参考とすべきものがあらう。

兒童の身體を健康にしようとするれば、榮養を充分にしなくてはならぬ。榮養の問題は、その攝取

(1) 就床時の興奮を避ける。
 (2) 就床前適當に疲勞を與へる。
 (3) 就床時までに消化が適度に行はれるやうにする。
 (4) 一人で眠ること。
 (5) 睡眠時間の充分さ。
 (6) 就床時起床時の規則性。

(4) 眠るときふざける子供、乳房をふくまなければ眠らない子供、本を持ちこんで讀みながらでなくては眠らぬ子供、よいつぱりの朝寢坊。



(一タスポ健保) 國王康健

する食物の種類と離るべからざる関係をもつてあるののであるが、それと共に、幼時よりの食事について、のよい習慣が、大切な意味をもつてゐる。かの榮養不良兒の如きも、その半ばは、

(二) 子供の食事について

- (1) 食物をよくかんで食べるやうにすること。
- (2) 食物の好き嫌ひをなくすること。
- (3) 味噌汁を毎日食べること。
- (4) 一日一度は肉かあるひは魚を食べること。
- (5) 新鮮な野菜や果物を種類多く食べること。
- (6) 胚芽米または七分つき米を食べるやうにすること。
- (7) 漬物を出來るだけ食べること。

調理上の注意

- (1) 魚の骨や皮を食べるやうに工夫すること。
- (2) 小魚のつくだ煮、めざし、ひじき、わかめなどを出來るだけ食べるやうにすること。
- (3) 人参・大根などの皮は、出來るだけむかないで調理すること。
- (4) 人参や玉ねぎなどの如く子供の好まないものは、出來るだけ細かくきざんだり、つぶしたりすること。
- (5) あく強い野菜の外はゆでない方がよい。
- (6) 價の高いものにはばかり榮養價があるとは限らぬ。

その他の注意

- (1) 毎日同じ時間に食事をさせること。
- (2) 食事は十分に與へること。
- (3) 食事は愉快にさせること。
- (4) 食後は必ず暫くの間休ませること。
- (5) 子供に適する食物を家族全體が好んで食べるやうに習慣づけること。
- (6) 子供に偏食をさせぬこと。
- (7) 間食の材料に注意し、食後は必ずうがひをさせること。
- (8) 食事の前に、必ず手を洗ひ、清潔な習慣をつけること。
- (9) 日光浴をつとめてさせること。
- (10) 出來るだけ早寝・早起をさせること。(日本榮養協會調)

この習慣の教養を誤つたに原因するといはれてゐる。そのためには、極めて幼少の頃からあらゆる食餌に慣れしめ、偏食に陥らないやうにし、咀嚼を充分にし、分量においても、規則的な習慣を養ふやうに心がけなくてはならぬ。そして、一旦偏食に陥つた兒童については、出來る限りの方法をとつてこれを矯正しなくてはならぬ。

戸外に出てよく遊び、日光に親しみ、大氣に接することは、兒童の健康を増進する上に缺くべからざる條件であるから、出來るだけ戸外の生活に親しむの習慣を養ひ、徒らに室内にのみ閉ぢこもることを喜ぶが如きことなきやう注意を拂はねばならぬ。そのほか、排泄についての良習慣を養ひ、姿勢をよくする習慣を馴致するなどは、人の健康の上に大きい關係のあるものであるから、よく注意してこれ等の教養を怠らぬやうにすることは、兒

(三) 偏食の矯正法

- (1) 周囲の者が、心配を顔に現したり、叱つたり、御機嫌をとつてはいけない。無關心な態度で、しなくてはならぬことをさせる。
- (2) 嫌ひなものは、食事の最初にまづ極めて少量を強ひる。それを食べなければ、あとの食事をさせてはいけない。
- (3) 間食を避けること。

(四) 排泄についての習慣の教養

- (1) 尿は、生後三個月ぐらゐから、一定の時に(食事の前、後、眠る前など)に便所に入らせてさせる。漸次回数を増す。
- (2) 周囲の者がいらだつてさせようとしてはいけない。
- (3) 夜は眠つて二三時間、起床前一時間ぐらゐにさきやいて半ば覺醒させてさきよ(4) 糞は、十五個月頃より時を定めて便所に放置して、そこでする習慣をつける。

童教養の任にあたる者の責務である。

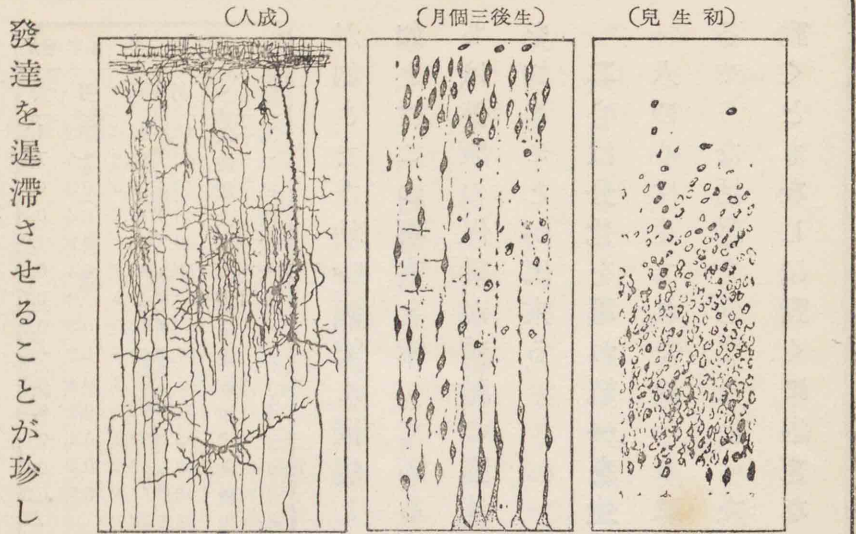
第三節 心の発達とその教養

一、脳髓は発達して複雑となり、重くなり、量を増す。

心の働きが脳髓の発達と密接な関係をもつてあることは、すでに人の知るところである。今、心の発達を説くに当たつて、まづ脳髓の発達についてその概観を述べておかう。

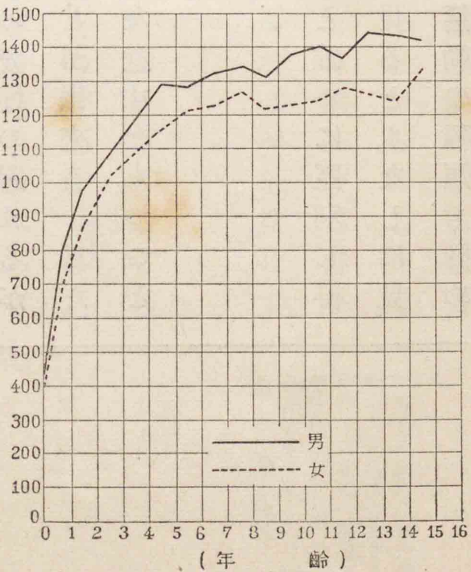
脳髓の発達のうち、心の発達に最も大切な関係をもつてゐるのは、大脳の発達であるが、その組織の、年と共に複雑になるのは、次頁に見るが如くである。かやうな組織の複雑になるにつれて、その重量もまた漸次増加するが、殊に幼時においては著しいものがある。生時の重量四百瓦は、六歳には、一躍して千三百瓦を越えるやうになり、成人の九十%に達するのである。これ等

1300
60
1270



(氏ルータス) 達發の胞細腦

の発達と並行して、その外形の発達を示すのは、頭圍のそれである。頭圍もまた六歳で成人の九十%に達する。かくの如くであるから、幼児期における身體の發育障碍は、脳髓の発達に影響して、精神の発達に影響して、精神の



(氏ンモンカス) 係關の齡年と加増の重腦

(一)殊に、生後十八個月までは、この關係が著しい。但し、後年、身體の發育の促進される時があれば、精神の発達も多少回復することが近年明らかになつて來た。これも、身體と精神との關係として注意すべき事實である。

| 年齢 | 平均 | | 各年増加 | |
|-----|------|------|------|-----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 満一歳 | 45.4 | 44.6 | 1.3 | 1.2 |
| 二歳 | 46.7 | 45.8 | 1.9 | 1.1 |
| 三歳 | 48.6 | 46.9 | 0.3 | 0.9 |
| 四歳 | 48.9 | 47.8 | 0.4 | 0.9 |
| 五歳 | 49.3 | 48.7 | 0.9 | 1.0 |
| 六歳 | 50.2 | 49.7 | 0.4 | 0.2 |
| 七歳 | 50.6 | 49.9 | 0.3 | 0.1 |
| 八歳 | 50.9 | 50.0 | 0.3 | 0.5 |
| 九歳 | 51.2 | 50.5 | 0.3 | 0.8 |
| 十歳 | 51.5 | 51.3 | 0.4 | 0.4 |
| 十一歳 | 51.9 | 51.7 | 0.2 | 0.5 |
| 十二歳 | 52.1 | 52.2 | 0.4 | 0.6 |
| 十三歳 | 52.5 | 52.8 | 0.5 | 0.6 |
| 十四歳 | 53.0 | 53.4 | 0.6 | 0.3 |
| 十五歳 | 53.6 | 53.7 | — | — |

七表 頭の発達(單位) (三島博士)

と見られる歩行が、成長後の智慧の発達と密接な関係ある

| 精神の発達 | 最も早いもの | 最も遅いもの | 平均 |
|-------|--------|--------|------|
| 普通児 | 11月 | 18月 | 14月 |
| 低能児 | 12 | 72 | 24 |
| 優秀児 | 9 | 18 | 13.4 |

八表 歩行の開始と精神の発達(マータ氏)

が如き、また幼時、頻繁に罹病した児童の智慧の発達の遅れるが如きは、この事實を示してゐるものといふことが出来る。私たちが健康の保護が、精神の発達の上にも大切な意味をもつことを知ることが出来る。

二、心は分化を重ね統一を生じて発達する。

人の心は、生まれたばかりには、殆んどそれと確かに區別し得るやうな活動を營まない。ただ漠然として見るともなしに見、動くともなしに動くに過ぎない。また、その活動の種類も極め

て乏しく、僅かに泣く、動く、乳を吸ふなどの數種を數へるに過ぎない。しかし、これ等は、日を経るに従つて、それと知られる明らかな形をとり、その活動の種類も次第に多くなり、遂に數へ得ないほどになる。いはば、漠然たるものが明らかな區別を見せて現れるやうになつて來るのである。

かやうに、心の發達は、分化を重ねて複雑になつて來るのであるが、單に複雑になるといふに止まらず、最初、その間の統一の乏しかつたものも、漸次その統一を保つて來るのを見るのである。これ等の事實は、児童の生活の各の側面について見れば明らかになる。

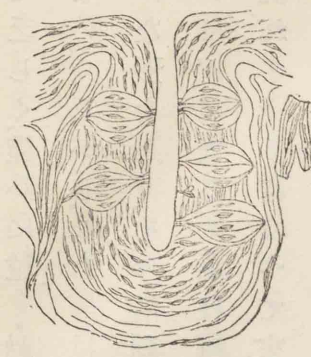
三、物を知り、考へる働きはいかに發達するか。またいかに教養すべきか

(A) 知覺 児童は、生まれて一週間ぐらゐを経れば、光を見、音を

(一) 生まれた時に營む運動の種類は、大體次の如きものをあげ得るに止る。膝蓋反射・瞳孔反射・消化反射・呼吸運動・心臓鼓動・くしゃみ・咳・排泄・あくび・嘔下・吸乳。

聞き、味を感じるやうになる。^(三) かやうな外界の状態を知る働きを知覚といふが、この働きは、年齢と共に正確となり、明らかとなつて、現に、私たちのもつやうな働きを営むやうになる。^(四) これ等の主なものは、視覚、聴覚、皮膚、味覚、嗅覚であるが、なほ、そのほか、運動感覚、有機感覚及び空間知覚、時間知覚などがある。

味覚 舌にある味蕾をその器官として、物の味を知る働きを営む。^(四) これを味覚といふ。そしてその感覚は、甘酸苦鹹の四つの味に分けることが出来る。普通物の味といつてゐるのは、これ等の感覚が一緒になつて、これに嗅覚や觸覚の参加したものである。味覚は、すでに生後一週間で大部分の兒童にこれを認めることが出来る。嬰兒が甘い乳を好み、苦い薬を嫌



味蕾

齋の四つの味に分けることが出来る。普通物の味といつてゐるのは、これ等の感覚が一緒になつて、これに嗅覚や觸覚の参加したものである。味覚は、すでに生後一週間で大部分の兒童にこれを認めることが出来る。嬰兒が甘い乳を好み、苦い薬を嫌

| 研究 | | 単なる光 | | 眞に物 | | 色 | |
|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 研究者 | 日 | 研究者 | 日 | 研究者 | 日 | 研究者 | 日 |
| ブライアー | 第四日 | ブライアー | 第一日 | ブライアー | 第二十三日 | ブライアー | 第二十三日 |
| シ | 第三日 | シ | 第一日 | シ | 第二十五日 | シ | 第二十五日 |
| ホール夫人 | 第三日 | ホール夫人 | 第一日 | ホール夫人 | 第二十八日 | ホール夫人 | 第三日 |

^(三) 初生児の視覚及び聴覚の發現について、學者の調査したものを次に示す。

^(四) 味蕾は、勿論舌の面にあるのであるが、幼兒では、頬の粘膜などにも分布してゐる。

嗅 味 皮膚 聴 視

ふのは、その證と見られる。

嗅覚 嗅覚は、鼻腔にある嗅領をその器官とし、種々な香臭を區別することが出来る。この感覚は、比較的遅れて發達し、青年期においては、極めて著しく發達するといはれてゐる。^(四) 兒童が、比較的惡臭の薬を平氣で飲むのは、このためであらう。

皮膚覚 皮膚には、壓を感じる點、冷温を感じる點及び痛みを感じる點を區別することが出来る。これ等を、それぞれ壓點、冷點、温點及び痛點といひ、皮膚の感覚即ち皮膚覚は、皆これ等が種々に結合したものである。^(五) 皮膚覚は極めて早く現れ、幼少の兒童にもすでにこれが見られる。^(五) 嬰兒が熱湯に泣き、温湯を喜ぶのは、みな人の知るところである。

視覚 光または色を識別するのは、視覚の機能である。光を感じるのを光覚といひ、色を感じるのを色彩感覚といふ。光覚も、生後一週間にして大部分の兒童に現れるが、色彩感覚は、これより遅れて、一ヶ月前後に現れる。

視覚において、色彩感覚の缺けてゐるものを、色盲といふ。色盲には、

^(四) 青年期になつて、香臭について、好悪が明らかになり、よい香を求めるやうになるのは、このためである。

^(五) 皮膚の上を靜かに鉛筆で觸れながら動かすと、所々に冷をよく感ずるところがある。それが冷點である。

^(六) 嬰兒は、軽くさすると喜ぶ。

全色盲と部分色盲(赤緑盲赤盲緑盲)とがある。色盲は遺傳によるものであるから、すでに幼時に現れ、これを検することも出来るが、男子に比較的多く、女子には極めて少い。^(四)

聴覚 耳をその器官として、よく各種の音を區別することが出来る。音は通例、噪音と樂音とに分ける。風の唸り、木の葉のそよぎなどは、噪音に屬し、琴の音、ピアノの音などは、樂音に屬する。^(五)音階は、樂音を高さの度により一定の段階に排列したものである。

音の感覺も、出生後一週間を経れば、大部分の兒童に現れ、三個月前後には、よく手を拍つのに應じて頭をめぐらし、十歳頃になれば、すべての音に對する感覺は全く完成せられるといはれてゐる。音の感覺を缺く者を聾といふ。生まれつきの聾者は、音を聞くことが出来ないために啞者となる。^(六)

運動感覺有機感覺 運動の状態は、運動感覺^(七)によつて知られる。また満腹、空腹、呼吸の困難あるひは容易など、内部諸器官の状態は有機感覺で知られる。この二感覺もすでに幼時より存し、比較的完全にそ

(四)即ち、男子には優性で、女子には劣性である。

(五)種々な樂音・噪音をあげて見よ。物理學では、樂音と噪音とをいかに説明するか。

(六)聾はどうして啞となるかを説明せよ。

(七)運動感覺は、關節の感覺、聽の感覺、筋肉の感覺などから成立つてゐる。

の作用が營まれてゐる。

空間知覺 物の廣がり、大きさ、距離など、空間の關係を知るために、視覺は與つて力あるものである。即ち、眼に映る大きさ、形あるひは兩眼の關係から距離を知るからである。しかし、幼時には、口からの距離でそれを知り、匍ひまはる運動程度で距離を知るなどの働きがまた大切だとされてゐる。これ等の空間知覺は、幼時には可なり不正確であるが、成長するにつれて漸次正確となり、六歳頃になれば、著しい發達を示すやうになつて、目測なども正確になる。

時間知覺 時の經過を知るのを時間知覺といふが、これは、兒童期において、はなほ、不完全であつて、一般に時間を過大視し、短時間を長時間とすることは、子供たちがいかに楽しみの來ることのおそきをかこつかを見れば明らかであらう。

事物の知覺 人には、前述の諸々な知覺的な働きを綜合して事物の何たるかを區別する働きがある。これを事物の知覺と稱する。兒童は、はなほ、知覺的經驗が少いので、その働きは不完全たるを免れない。

かやうにして、子供の知る働きはその身體的な生活に關係のある味覺や、皮膚覺有機感覺などが先づ發達し、視覺や聽覺、またこれと密接な關係にある空間や時間の知覺または事物の知覺は、後れて發達する。だから、幼少のときは、極めて漠然たる外界がその周圍に認められるにすぎないのであるが、經驗を経るに従つて、漸次明らかになり、その間に統一が生じて來る。兒童を教養する任に當る者は、その精神の求めるところに従つて經驗を與へ、しかも、その正確なものを經驗せしめることが必要である。感覺の訓練は、幼時において最も大切な教養の一つとされてゐる。

兒童の感覺の缺陷、即ち、色盲、盲聾などについては、いふまでもなく出來るだけ早くから特に心を用ひて、特別な教養の方法をとらなくてはならぬ。これ等の教養は、幼少なほど効果を奏し

(一) 事物について、それが如何なるものかを正しく知つてゐることは、人の知識の正しい發達のために、缺くべからざるものである。幼時の基本的な經驗が、正確になつてゐないと、それを材料にして組み立てる知識が不正確になる。例へば「赤いまる」といふことの解るためには、赤いとはどういふことか、まるとは如何なるものかを明らかに知つてゐなくては解らないといふやうに、兒童の中には、長じてても、なほこの種の觀念が不正確で、そのために正しい文章が書けず、正しい言葉の發表の出來ない者が少くない。(二) 後述「特殊教育の項」參照。

やすいからである。かやうにすれば、たとひレンケラーのやうな發達を遂げないまでも、世に立つて生活の道を講ずることが出來るやうになるであらう。

(B) 注意と記憶 以上述べたやうな外界を知る働きが完全に營まれるためには、心がこれに集中せられて、他に散漫することが止められなくてはならぬ。かやうに、一物を明らかにする働きを注意といふ。いはば、現に經驗するものを統一する働きである。

注意は、外物が強大な場合變化する場合、動いてゐる場合、あるひは豫め待ち設けられた場合などには、自らこれに向かふのである。かやうな注意の状態を無意注意と稱する。然るに、外物にかやうな性質が少ければ、少いほど、私たちは、注意しようと努めなくては、これを認識することが出來ない。かやうな注意を、

(四) アメリカ合衆國人。一八八〇年生。盲目で聾啞でありながら、學殖を得た有名な女性。大學教育を修め、詩文を公にした。

(五) 「心ここにあらざれば、見れども見えず、聽けども聞えず、食へどもその味を知らず。」

(六) 無意注意の起る場合を種々考へて見よ。

有意注意といふ。たとへば、午砲の音には、我知らず耳をひかれ、面白い話には、おのづから聞きとれるのであるが、小聲の話を聴きまらすまいとしたり、理解の困難な興味の少い講義を聴かうとすれば、わが心を引きしめて努力しなくては、これを聴きとることが困難で、注意はおのづから他へ外れようとするが如きである。

しかし、有意注意も、これを努めて練りかへすと、漸次精神の緊張がなくとも、これに注意することが出来るやうになる。これを**第二次的無意注意**といふ。最初緊張を要したことが、慣れると殆んど機械的に出来るのは、そのためである。

児童は、幼少であればあるほど、注意は發達しない。嬰兒は、ただ漠然と見るともなしに見つめるだけである。やや長じてても、外物の興味によつて移り易く、一つのものに注意を集中するこ

④有意注意が無意注意に變つた例をあげよ。



幼兒の注意の表情

とは困難である。従つて、多くは無意注意であつて、持續する時間も短く、五、六歳にして、なほ二、三十分の持續は困難である。そして、その注意を一時に多くのものに配ることは、一層困難である。嬰兒が兩手に玩具を持つことの出来ないのは、そのためである。

⑤この關係から考へて、小学校の一二年の児童に、一時間もつづけて注意しなくてはならぬ仕事を與へたり、一時に澤山の注意事項をならべたとしたら、どういふ結果が起るか。

注意を深くして長く繼續することは、何事をなすにも大切であるが、就中、物を學ぶときにおいて然りである。しかも、よき注意は、児童の素質如何にもよることは勿論であるが、幼時の教養の如何がまた重大な關係をもつてゐる。児童が遊戯に我を忘れて注意を集中してゐるとき、これを呼びかけて注意を中斷し

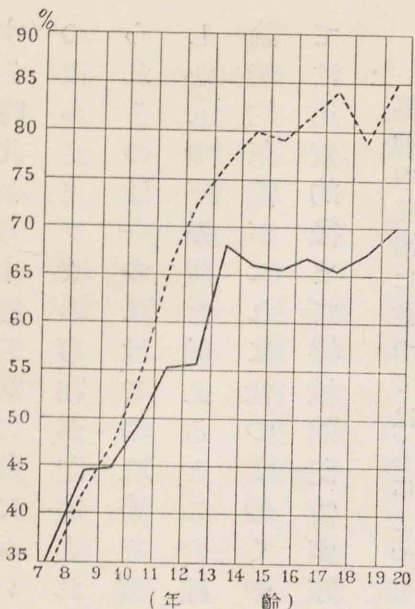
たり、周囲に居る成人が忙しさのために児童の注意を散亂せしめるなどは、當を得たものとはいへない。家庭にあつては、幼時の遊びに出来るだけ長く注意を集中するやうにして、そこから一つの事物に注意する習慣を與へ、やや長じては、一定の時間、注意を集めて豫習復習をなすなどの習慣の教養を忘れてはならぬ。^(四)

経験したところを把持して、時に當つてこれを憶ひ起す機能を、通例記憶と稱する。注意を以て、現在の経験の統一と考へるならば、記憶は、過去と現在とを統一する働きといふことが出来る。人は、これによつて過去の経験を現在に役立たしめることが出来るのである。

記憶は、これを機械的記憶と論理的記憶とに分けることが出来る。認めたところを、何等理解するところがなくとも、そのま

(四) ×子は、尋常二年生である。頭の素質はよい方であるが、學校で、自分の席から他の児童の席に出かけ、算術をやりはじめたと思ふと、隣の席の子供に話しかけ、いたづらをする。先生が塗板に向かつて説明してゐると、すぐいたづらをはじめるといふ落ちつきのない子供である。これは、この子供には、小さい時から一事に注意してそれをやりとげる事が躰けてない。何から何まで女中に世話させ、たことが大きい原因であつた。そこで、少しのことも自分でさせ、二十分ぐらゐの時間ちつととしてゐるやうに厳しくしたら、漸く少しなほつた。先生が一番困難するのは、かうした落ちつきのない子供である。

ま記憶するのが機械的記憶^(五)であつて、識つたところを理解し、その筋道をたどつて記憶するのが論理的記憶である。^(六)何等理解することのない事實を鵜飲みにして記憶するやうなのは前者であつて、成人が物の理をわきまへ、筋をたどつて記憶するやうなのは後者である。^(七)



機械的記憶 (—) 論理的記憶 (---)
 視覚的記憶 (—) 聴覚的記憶 (---)

兒童は、機械的記憶が極めて旺盛であり、殊に一歳半ぐらゐになつて言葉を記憶

(甲) 機械的記憶を調べるには、次の甲のやうな形と文字とを結びつけて、五分間ぐらゐ記憶せしめ、次に乙のやうな用紙に記憶したところを記入させるやうな方法をとる。

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| □ | ◇ | × | 回 | □ | ± | △ | ◇ | □ | □ | Y | ⊕ |
| スイ | エシ | フル | デエ | アト | クヤ | タト | モナ | スハ | ゴニ | ラニ | ピア |

(乙)

| | | | | | | | | | | |
|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
| □ | × | 井 | ⊕ | 工 | ⊖ | + | ▽ | 田 | ○ | □ |
| ムカ | レタ | ニ | ラト | バハ | カテ | ハク | ステ | シア | ハル | マス |

(丙) 論理的記憶は、一つの話をして聴かせて、その筋道を記憶するやうに命じて、その正確さを調べることが出来る。

(四) 日常生活における機械的記憶と論理的記憶の例をあげよ。

する時代から十三、四歳の間に於いて著しい。この時代に、言語のほか、さまざまの事物が記憶されて、あらゆる基礎知識がつくられるのは、一つには、この旺盛な機械的記憶によるものである。しかし、十三、四歳を越えると、この種の記憶は漸く衰へはじめ、論理的記憶がこれに代つて働くやうになる。但し、女兒においては、比較的後まで機械的記憶が旺盛であるのを通例とする。

事物の記憶に當つては、人によつて耳からする方が容易な者もあれば、眼からする方が容易である者もあり、また、運動的に筋肉を動かして経験する方がよく記憶される者もある。これ等をそれぞれ記憶の聴覚型視覚型運動型と稱する。しかし、多くの人は、これ等の型の或ものを主として、他を混じてゐるのが普通である。

上述のやうに、児童は、記憶の極めて旺盛なものであるから、後年器械的に記憶しておかなくてはならぬものは、この時代に出

來るだけ正確に記憶せしめることが大切である。言葉の教育、殊に外國語の教養の如きは、必要あらば専らこの時代に與へることを適當とする。また、種々な経験を與へるに當つては、児童の記憶が、いづれによるを便とするかについて観察し、これによつて種々な経験を與へるならば、學ぶに當つて、著しく便宜を得るであらう。

(C) 想像と思考 想像とは、過去の経験を新しく結合して、未知のことに思ひ及ぶ機能をいふ。想像には、思ひ出すままに何等系統なく行はれる受動的想像と、これを系統的ならしめようとする能動的想像とがある。

児童が、活潑な想像の機能をもつことは、何人もよく知るところである。その遊びに、そのお話に、實に児童は想像に生きるといつても過言ではない。ただ、その想像は、受動的かつ架空的で

見當の型
おぼ(さき)

(三)ある所に樹があつたんですつて。樹に鳥がとまつたらばね、人が見てとらうとしたら逃げたんですつて。今度ね、竹藪のところ、今度、風が来たので、たべつちやつたの、鳥を。それでね、今度ね、動物園へいつたらばね、動物に食はれたの。そしてね、動物が逃げたらばね、動物園の人が、追ひかけたの。それでね、動物が逃げだしたの。(黒瀬艶子氏「幼稚園児の想像」)

あるため、往々にして事實を誇大して虚言に陥ることもあるが、さりとして、これを蹂躪することは、兒童を眞に解する所以ではない。家庭にあつて兒童を教養する者は、兒童の想像を尊重しつつ、これに系統を興へるやうに努むべきである。

想像は、すべての創作活動の基本となるものであつて、文藝の創作はもとより、發明發見も、その源は、その活潑な想像に俟たなくてはならぬ。若しも、想像の最も旺盛な幼少の時代にこれを挫いたならば、折角の貴重な芽もこれを伸ばすことは出来ぬ。従來わが國の教育は、單に記憶による知識を重んじ、大切な想像生活の教育について怠る傾があつた。近時、童話・童謡・想像遊戯あるひは兒童劇などの想像活動を促すものが兒童に興へられるやうになつたのは、かやうな缺陷を補ふ上において喜ぶべきことといふべきである。しかし、想像活動は、過去の經驗が貧弱

であつたり、不確實であつたりしては、到底立派な想像は生まれ
ない。だから、想像の訓練としては、如上の想像活動を促すやう
なものや、與へると共に、兒童の種々な經驗を出来るだけ多くし、
また出来るだけ正確にすることが必要である。

知的生活のうちで最も複雑なものは、過去の經驗から新しい
事物を論理的に推定する**思考**であるが、兒童においては、この種
の活動は、比較的後れて發達するものとされてゐる。これ、兒童
は、周圍のものの模倣によつて、また生まれつきもつてゐるとも
いふべき本能によつて生活するためでもあるが、一面、兒童は、周
圍のものに庇はれて生活してゐて、考へる必要がないからでも
ある。

今、その特徴を見るに、兒童は、自己と他とが分かれず、従つて、す
べてを自己中心で考へる。ために、自分と他人との關係や物と

(四)兒童には、自分は、いつも
△○ちゃんであり、「僕」であ
り、「あたし」である。相手か
らいつて、「あなた」であるこ
とがわからない。だから兒童
は、自分の事を△○ちゃんが
といふし、大人が、男の子を
よぶのに「僕はいくつ」など
と訊いて、明らかな返事が得ら
れる。

物との關係を考へることが出來ず、一事と他事との矛盾を感じることが少い。これ等は、兒童の會話、兒童の繪畫などに多く見られるところである。凡そ、かやうな傾向は、七、八歳ぐらゐまでつづき、經驗の積むに従つて、漸次この域を脱して正しい思考をなし得るに至るのである。従つて、自身の生活なく經驗の乏しい兒童においては、やや長じても、なほ、かやうな幼兒的な思考を残すことが少くない。

人として、思考の修練の大切であることは、今更いふまでもない。されば、兒童を教養する者は、先づ兒童自身の考へ方を認めると共に、出来るだけ種々な思考の經驗を與へるために、兒童を兒童自身で考へることの必要な境遇におかなくてはならぬ。殊に、兒童が自らの欲望を達しようとするとき、遊戯するとき、疑ひをもつときなどは、好機會としてこれを逸しないやうにしな

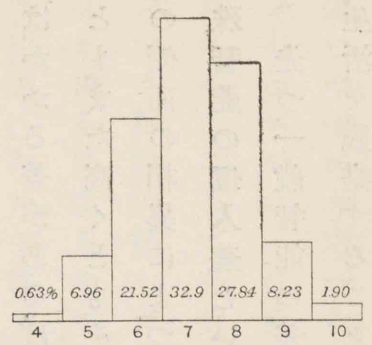
(註)兒童の畫の頭と他の部分との割合を見よ(二〇七頁)。

くてはならぬ。そして、かかる機會において、兒童自身の解決を俟ち、その結果によつて、これを導くことが大切である。(註)

(D) 智能の個人差 以上述べて來たやうな兒童の知的生活、殊に、その思考、想像、記憶、注意などの働きは、通例、これを總稱して智慧の働きといつてゐるが、これは、兒童によつて異なるものがあり、同じ年齢でも、必ずしも同一の働きをもつてゐるものではない。かやうな事實を、一般智能の個人差といつてゐる。しかし、人には、かかる差があるばかりでなく、同じく一般智能の働きが低くとも、また高くとも、そこに特徴がある。この特徴は、種々な精神の側面の相異によつて生まれるものであつて、かかる差異を、特殊智能の個人差といつてゐる。

先づ、一般智能の差について見るに、かかる差異は、兒童の日常生活を觀察することによつて示されるものが多い。智能の差

(註)この意味から、兒童が何かしようとして困つてゐる時に、周囲の者はどうしたらよいか。



一般の智能の個人差を示す柱、年齢は数字のどな(654)
 の高き人は数人の割合を示す(高き人は数人の割合を示す)
 (大阪市調査) 満七歳の児童につき(きつ)

る。その査定の結果によると、児童の一般智能には、たとへ同一の年齢であつても、二年三年ぐらゐる後れ、あるひは進んでゐる者があるのが示されてゐる。かやうにして、普通の一般智能を具へた者は、児童の六十%を數へ、二十%は優れた智能を有し、二十%は劣つた智能を有する

| 種別 | 百分率 |
|----|-------|
| 天才 | 0.25 |
| 優等 | 6.75 |
| 上等 | 13.00 |
| 中等 | 60.00 |
| 劣等 | 13.00 |
| 下等 | 6.00 |
| 最低 | 0.75 |
| 愚鈍 | 0.15 |
| 痴白 | 0.10 |

表九 各段の智能の百分率 (氏ウロドウ) 對する割合

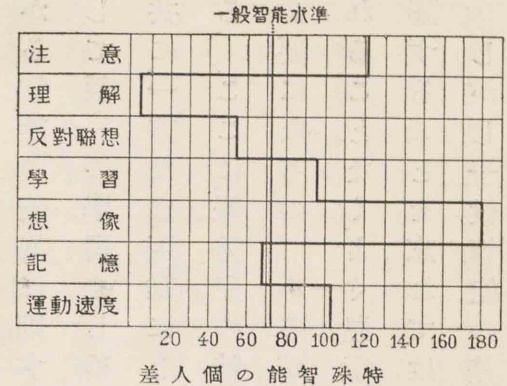
異を検する智能査定法は、ここに注意して、児童の日常の生活における種々な知的機能を檢し、これによつて一般智能の差を決定しようとするものであつて、フランスのビネー氏によつて創始せられたものである

(四) 智能検査の例

- 三歳児 (1)鼻・眼・口・耳を指示せしめる。(2)日常の事物(例へば、茶碗・箸・一錢銅貨・下駄の如き)の名をいはせる。(3)性の別をいはせる。(4)繪の中の事柄を列挙させる。(5)姓をいはせる。(6)○△□など十種の形を區別させる。
- 四歳児 (1)短文章の反唱(例へば「今日はよいお天気です」の如き)。(2)長短二線の比較。(3)四つの銅貨を數へしめる。(4)簡単な問題(お腹の空いた時にはどうしますか)の如き)を解決せしめる。(5)正方形の模寫。(6)醜一對の繪について判断させる。
- 五歳児 (1)十三の銅貨を數へしめる。(2)三つの命令(例へば「この茶碗をもつていつて、机の上において、窓を閉めて、それから横の椅子の上の本をもつて来て下さい」の如き)を實行させる。(3)二つの重さの比較。(4)四つの數を反唱する。(5)三角形二つで矩形を作る。(6)鉛筆・机などを用途によつて定義させる。

ものとされる。天才・秀才・賢人などは優れた部類を指し、低能・劣等・愚人などは劣つた部類を指すのである。

これ等智能の差は、児童の知的生活の種々な方面に相違を現はさしめる。これまで述べて來た種々な精神機能の發達は、すべて正常な者についてであつたが、優れた智能を有する者または劣つた智能を有する者は、いづれも特殊な状態を示すものである。智能の發達の後れた者にあつては、有意注意が困難で動搖し易く、従つて、注意は他に散り易いために、精神を集中して一事に傾倒することが困難である。従つて、記憶も一般に困難で、極めて簡単なことでもなければ記憶が出來ず、忘れることも早い。殊に、最も著しいのは、思考活動が遅く、かつ、不正確で、しかも複雑なものについては、それが不可能なことである。従つて、物を學ぶに當つて、智能の優れた児童と比較すれば、著しい差異を現は



優るといふのではない。心の發達の状態は複雑であつて、劣る者にも優る点があり、優る者にも就中秀でてゐるところと比較的劣るところがある。かかる相違は、即ち、各個人の特性を形づくるものであつて、これによつて、初めて兒童の固有な姿に接することが出来るのである。

人は、その特性を充分に伸展し、各長ずるところに従つて理想を實現することによつて、社會に生存して意義ある生活をする事が出来るのである。この意味において、教育の任に當る者は、出来るだけ兒童の智能の長をさぐり、兒童自らをしてその特徴を自覺せしめ、これを伸展するの覺悟を培ふと共に、これが助長に努め、その特性に従つて、やがて社會に活動し得るやうしなくてはならぬ。それには先づ兒童の特

性によつて方向を考へ、以て學校の選擇^(四)をなし、あるひは將來の職業生活^(三)に考慮を拂つて、その生活を指導するの用意が必要である。徒らに高き學校を一樣に望み、また一樣な職業に希望を繋ぐ如きは、決して人を生かす道ではない。人は、自らの特性に合して教育され、自らの特性に合して社會の一員として一つの職業を分擔することによつて、文化の進歩に貢獻することが出来るのである。世には、子を愛するの餘り、教育の方向を誤り、一生を無爲に過さしめるに至るのを見ることもないではないのであつて、教育の任に當る者の心すべきところである。

智能の個別的差違に應じて教育の道を講ずるに當つて大切なものは、その形成される原因について知ることである。智能の差異を生ぜしめる原

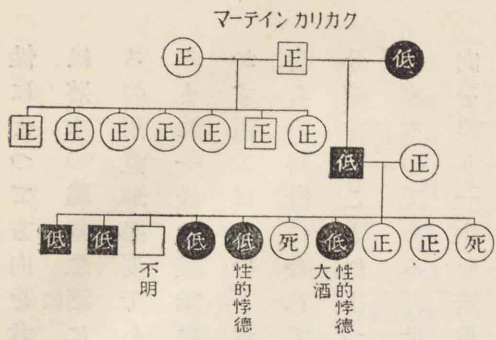
| 學校種別 | 特に優れてゐる事を必要とする能力 |
|-----------|-----------------------|
| 商業系統の専門學校 | 理解力・記憶力・常識 |
| 法律専門の學校 | 理解力・推理力・常識 |
| 工業系統の専門學校 | 視力・聴力・理解力・推理力・觀察力 |
| 醫學専門の學校 | 視力・聴力・觸覺・觀察力・注意力・推理力 |
| 藥學専門の學校 | 視力・嗅覺・理解力・觀察力・注意力・推理力 |
| 商科醫學専門の學校 | 嗅覺・視力・觀察力・器用さ |
| 農業系統の専門學校 | 腕力・觀察力・常識 |
| 蠶絲専門の學校 | 視力・觀察力・注意力・常識 |

(四)中等學校は、智能の普通以下の者ではよく履修することが出来ない。高等の學校は、智能の優れてゐる者でなくては困難である。單に一般智能ばかりでなく、専門の學校に入るには、それに相當した次の如き特殊の智能を必要とする。

(三)職業の選擇は、通例次の五つの條件によつて定める。
 (1)身體の狀況。(2)特殊の智能及び一般智能。(3)氣質及び性格。(4)家の事情。(5)社會の狀況(職業の需用狀態)。

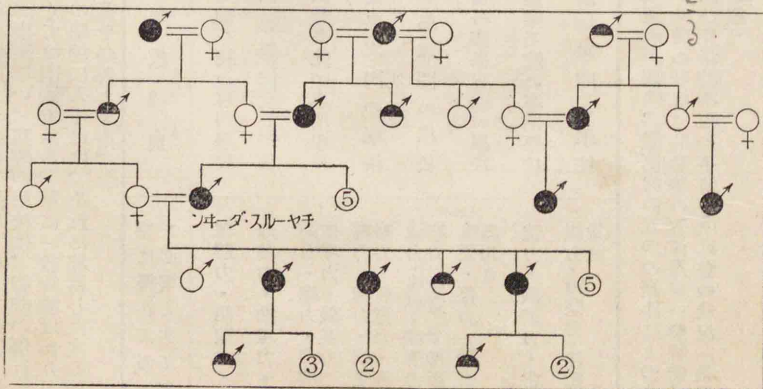
因は、通例、先天的なものとは後天的なものとはあべられ
る。

智能を決定する先天的原因としては、まづ遺傳をあげねばならぬ。智能の高低は、多くはその父祖の智能を繼承したもので、天才の出生も、低能の發生も、その原因は多くここに在る。故に、わが子の智能を高くしようとすれば、まづ結婚に當つて、この點を考へなくてはならぬ。かの優生學の主張もまた、ここにあるのである。兒童の智能の差異がもし遺傳によることが明らかになつたならば、その性質



「氏ドーダッゴ」(女は○,男は□)傳遺の能低

因は多くここに在る。故に、わが子の智能を高くしようとすれば、まづ結婚に當つて、この點を考へなくてはならぬ。かの優生學の主張もまた、ここにあるのである。兒童の智能の差異がもし遺傳によることが明らかになつたならば、その性質



たし越卓は黒半・黒 (系家のシウワ) 傳遺の才天 [す示を數の孫子のそは字數, 男は♂・女は♀, 者學科]

に従つて、如何にすればその智能を最大限まで伸すことが出来るか、如何にすればよくその特徴を伸すことが出来るかを考慮しなければならぬ。

けれども、後天的な條件に缺けるところがあつては、智能が先天的に高くとも、その働きは低く現れ、先天的に低い者では、更に一層低く現れる。従つて、知的生活の差の由つて來るところを見るに當つては、後天的な諸種の事情にも注意することが必要である。父母長上交友などは、兒童の知的生活と交渉が多いので、その教養の度あるひは教育態度などによつて、兒童の知的生活が影響を受けることがある。次に、經濟的な境遇の良否も、兒童に知的な刺戟を與へる状態に差を生ぜしめるから、これを左右することが少くない。更にまた、身體の状態もその差を生ぜしめることに關係するところが少くない。

(三) 智能の高さと學業成績との關係の如きは、よくこれを示してゐる。

(1) 智能の高さと學業成績とが一致してゐる者 三八、四%

(2) 智能の高さより學業成績のやや低い者 二四、四%

(3) 智能の高さより學業成績のやや高い者 一七、六%

(4) 智能の高さより學業成績の著しく低い者 一〇、二%

(5) 智能の高さより學業成績の著しく高い者 九、六%

(中學校四年生二七三名に ついての調査)

これ等のほか、なほ、後天的な事情のうち、智能の高低を左右するものとして、就中、児童の教養上考へなくてはならぬのは、情意方面から、智能の状態が左右される事實である。その第一は、意志禁止である。児童は、時としてその知的發達に相應しない負擔を課せられて、これに失敗したり、あるひは長上の暗示によつて自信をそこなつたり、あるひは偶然な失敗に自信を失ひなどする^(三)。意志禁止を生ずることがある。一度意志禁止が起ると、それ以後は、その知的な活動が阻止されて、智能の働きをして劣らしめるに至ることが少くない。第二に、勉學努力の習慣も、また知的發達に影響するところが少くない。幼時に努力の習慣を養はなければ、成長後には容易にその習慣をつけることが出來ず、結局智能を啓發せしめることが出來ないことが少くない。凡そ、これ等の事情が児童に存するならば、私たちは、出來るだけ早くこれを除き、以て児童の稟賦の充分な伸展を期せねばならぬ。

四、感情・意志の發達とその教養は。

(A) 感情及び意志 知覺、注意、記憶、思考などは、人をして外界を知らしめ、知識を生ぜしめる根本になるもので、これを知的機能と名づけるが、人の心は、單に知ることだけで動いてゐるものではない。他にこれに劣らぬ大切な機能がある。即ち、私たちは、知ると共に、必ず何等かのころもちを經驗するものである。色を見て、快い色と不快な色があり、音を聞いても、微妙な快感を、そそのものと然らざるものがある。かやうな精神の機能を、感情といふ。

かやうに、精神には知る機能と共に感ずる機能があるが、これと共にまた意欲の方面が關係して現れて來る。たとへば、美し

(三) △山久〇は尋常三年である。就學前は何事もなかつた。一年生の十月の或讀み方の時間、先生は次々と交る交る指名して子供に朗讀させた。そこは大抵な子供のよく讀めるころであつた。そのうちに久〇の番になつた。久〇ははじめちよつとぐづぐづしてゐたが、おぎに立つて讀んだ。ふと何か他事が頭に浮んで來たのか、その讀みがまちがつた。子供たちは承知しない。「先生、ちがひます」「ちがつてます」「ちがひます」と願く。先生も思はず語氣を強めて、「違つてゐるぢやない？」といつた。久〇はそのまま眞赤になつてうつぶしてしまつた。次の子供が、またその次の子供が讀み終つても、まだ顔を伏せてゐた。この事があつてからといふもの、久〇は讀本をどうしても朗讀しなくなつた。強ひて立たせても眞赤になつて吃るだけ、決してはつきりと讀めなくなつてしまつた。

い音を聞くと、これを聞きもらすまいとし、不快な音を聞いては、これに耳を掩はうとするなどは、その現れである。かやうな働きを意志といふ。而して、意志は、感情と密接に結びついてゐるのが常である。

精神は、知的機能と感情と意志とが相關聯して、一つの渾一した機能を營んでゐる。従つて、その一つの方面をとらへただけでは、心の實相を掴むことが出来ぬ。成人の生活でもさうであるが、殊に兒童の生活は、感情の生活であるといつてもよいほど、この感情が意志と相結んで日常の生活を支配してゐるので、この方面について知ることは、兒童の教養上甚だ大切なことといはなくてはならぬ。

(B)感情の性質 感情のうち著しいものは、快若しくは不快であるが、同じ快・不快でも、時としては興奮あるひは沈靜の情調を帶

び、また緊張あるひは弛緩の調子を帶びるのを普通とする。たとへば、夕陽の茜色あかねいろと深淵の碧色とは、共に快は快であつても、一は興奮的情調を帶び、一は沈靜的情調が濃い。また失望の不快と、不快な期待とは、同じく不快であるが、一は弛緩、一は緊張の情調の差が明らかに見られる。

感情は、同じ對象によつて起つたものでも、人によつて異なることが少くない。これを感情の主観性といふ。中秋の名月、月は同じであつても、同じ情を人に送らず、我は限りない悲みに眼を曇らせる時、彼方では眩をたたいて月明に快を叫ぶのを聞くといふやうなのは、それである。故に、私たちは、日常生活において、時にその快不快や美醜、好惡について、人々の感じがさまざまに異なるのを經驗することが少くない。^(註)

(C)感情の發達 兒童、就中、幼兒の心は、すでに述べたやうに漠然

(註)日常生活において感情の主観的性質を説明するやうな事實をあげよ。

たるものであるが、その感情もまた



供子ふ笑



供子く泣

同様であ
る。 嬰兒

において

は、極めて

漠然たる

満足の感

と不快の

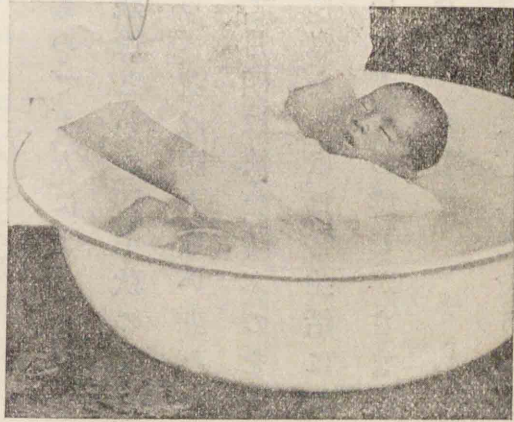
感とを見

る。 かの温浴したとき満腹したとき

などに見るのは、この満足の感である

が、泣き叫ぶのはこの不快の現れであ

る。 而して、嬰兒は、これ等の感情の表



情表の足満の兒嬰

(同) 嬰兒の泣くには、三種を區別し得るとされてある。
(1) 飢餓 (2) 苦痛 (3) 身體不調
この點から「泣く兒に乳」といふ俚諺を批評せよ。

現によつて、餓を満し苦痛を避けて、その生活の要求を充たしてゆくのである。されば、これ等の叫泣満足などは、言語なき前の言語として注意すべきものをもつてゐるのである。

かやうな漠然たる満足と不快との感情は、やがて喜び・怒り・恐れ・驚きなどのいはゆる**情緒**となり、そして、これ等が兒童の判断・記憶に先だつてその生活を導くやうになる。だから、兒童の生活は、著しく感情によつて支配されるのが見られるのである。

かかる情緒の傾向は、^(同) 兒童の成長するにつれて、經驗が加はり、知識が積まれるため、その激しさが減じて、やがて成長の後には、知的感情・道徳的感情・宗教的感情・美的感情などの情操、即ち、いはば静かな感情が現れるやうになつて来る。ここに、兒童の感情生活は、漸く複雑となり、洗練・醇化せられた姿をとるやうになるのである。しかし、かやうな生活の現れるのは、やや後のことである。

(同) 情緒の性質
(1) 生理的變化を伴ふ。
(2) 行動となる性質をもつてゐる。
(3) 思考・記憶の再生などを一方的に偏らしめる。

あり、教養の結果であつて、経験の少い兒童にあつては、その感情生活の特色は、やはり情緒にあるといはなければならぬ。

(D) 意志の發達 意志の現れの最も單純なものはいはゆる反射運動であつて、すでに初生兒においてこれを見ることが出来る。^(四) 而して、そのやや複雑な形をとる本能運動の最初の現れは、嬰兒の乳を吸ふのに見るのであるが、これは成長するにつれて著しく現れ、兒童の生活を掩ふやうになるのである。^(四)

反射運動及び本能は、その現れる時、何々をしようと思つて行ふやうな意識性は、全くないか、あるひは極めて少いのであるが、年齢が長じ、^(四)これに経験が加はるやうになると、漸次意識性を生じ、その行動しようとするに當つて、多くの動機を生じ、その動機の間、選擇が行はれて、これを決定するやうになる。かやうな意志作用を、有意意志作用と稱し、本能や反射運動の如く、その間

(四)三五頁註参照。

(四)かく、本能は、極めて早くからその現れを見るのであるが、それは教へられることによるのではなく、一定の事情が起れば、思慮の暇もなく必ず略し、一定の傾向が現れるのを常とする。

(四)年齢が長ずれば、自然に精神も成長する。これを自然の成長と稱し、経験によつて發達するのと區別して考へる。

に思慮も選擇もなく、直ちに行動となるものを無意識作用と

(四)衝動作用などともいふ。

いつてゐる。兒童は、未だ経験が少いので、多少の意識はあつても、多くは本能的生活に終始してゐる。そして、さきに述べた情緒がこの本能の反面をなして、離るべからざる關係をもつて現れて來てゐるのである。

(E) 本能的な生活 かやうに、意志たる本能は、感情たる情緒と密接に相結んで現れて來るのであるが、この本能的な生活こそ、そこに助長すべき感情が含まれ、伸ばすべき行爲の萌芽が含まれ、それが教養を待つて、立派な感情となり行爲となつて來るのである。かの知識を求める心の如きも、また善を追求する心の如きも、その根本は、畢竟この本能的な生活の中に潜められてゐるのである。されば、兒童を教養するに當つては、この種の生活を熟視し、その中に伸展すべき萌芽を見出し、これを培ふことを忘れ

てはならぬ。

児童における本能の種類は極めて多い。乳を吸ひ、匍ひ、立ち歩み、恐れ、怒り、泣き、嫉妬し、遊戯するなど、擧げて數へる邊のないほどである。元來、本能の人の生活における關係は、人の生活は本能と習慣から出來てゐる」といはれるほど重大なものであるが、殊に、児童の生活には、その趣が一層著しい。次に、その主なもので児童教養の上に關係の深いものについて述べよう。

〔本能的恐怖〕 児童は地震、火事、暗黒、雷、動物（牛、蛇、犬などの如き）などを恐れる傾が強い。そのために泣き叫び、顔色を變じ、戰慄することも珍しくない。かやうな恐れは、一つには、児童の順應の不可能から來るが、一つには、不幸な経験を思ひ起したり、あるひはその恐しさを説かれたりすることから來ることも多い。従つて、判断が速かに行はれ、これに應じて運動することが出

來るやうになるにつれて、恐怖が減じて來るわけであるが、一方では、恐しい経験をせず、かつ、周囲の者がこれを恐れしめて興ずるやうなことをしなければ、恐怖の現れることが少いわけである。

恐怖は、ある意味においては、人の生活の上に大切なものである。病氣を怖れ、悪事を怖れるなどがそれである。しかし、その多くは、人の活動を束縛し、また徒らに不快を経験せしめるに過ぎないものであつて、事に當つて屢、児童を恐怖せしめるときは、その心が萎縮して勇氣を失ひ、怯懦となつて活動性を失はしめる結果となることが多い。かの妖怪談などを児童の怖しがるのに興じて話してきかせたり、活動寫眞、演劇などにおいて児童の恐怖を刺戟するなどは慎しむべきことであるが、殊に、児童の行動を統御するために動物を恐れしめたり、勉學を強ひるために試験を恐れしめたりするなどは極めて非教育的なことといはねばならぬ。

④病身の児童や大切にされた児童に臆病なものが多いのは、何事につけても庇つて、用心することを教へ過ぎた結果だと考へられる。

⑤恐怖の生じた時にこれを失はしめる方法。

(1)これを恐れない児童と一緒に恐れるものに近づかせること。

(2)恐れるものを愉快な経験と結びつけること。

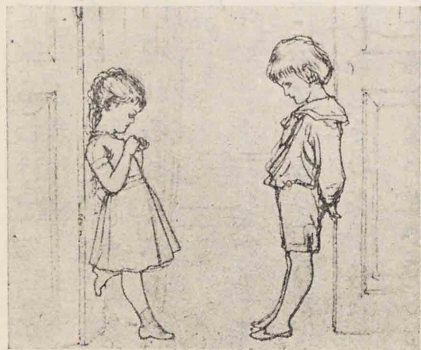
(3)叱つたり、いつてきかせたりすることは役にたたないといはれてゐる。



幼「かんけ」きなけ

〔憤怒〕人はその欲望を否定せられたとき、思はず怒る傾をもつてゐる。殊に、児童は、この感情を抑へることが困難であるために、泣き騒ぎとびつき、ひつかくなどの争闘の傾向を現し、児童

の間にあつては、屢、喧嘩を惹きおこすのである。なかにも四、五歳から十歳ぐらゐまでの間は、知的反省がなく、しかも児童同志の社會的生活が著しいので、喧嘩をする傾向が殊に多いのである。



供子るねす

教養

1. 児童の怒りもまた、經驗を積み、漸次理想的なものに進み、正義を守つて不正を惡み、公のために闘ふの心となり得るのであるが、幼少の時にその欲求を蔑ないがしろにして、怒らせることが度重なると、その性格に歪みを生じ、つひに冷酷にして争闘的な傾向となり易く、これに反して常に欲望をほしいままにして、時にこれを抑へようとすると、ともすると癩癢もちになるなどの悪い結果を残すことが少くない。されば、児童の種々な欲求は、その否定すべきものは最初から否定し、その正しいものはこれを尊重して、強ひて怒らしめることのないやうに注意し、殊に、児童の怒りに周章して成人が憤怒し、ために却つてこれを刺戟するやうなことの無いのは、最も必要といはねばならぬ。なほ、児童の喧嘩は、その相手に相當の理由があり、児童自身にとつては重大な出來事なのであるから、單にこれを壓

④この種の傾向は極めて多く見るものである。我儘に何でもいふことが聞き入れられて成長した児童は、欲望を抑へることを知らないで、たまにこれを抑へられると怒る。しかも怒ると周囲の者がその欲望を認めるので、次には怒りによつて示威して欲望を遂げようとするやうになる。

迫するやうなことなく、よく雙方の主張を聴き、その正しきを認めてゆくことが必要である。^(四) かやうにすれば、兒童の怒りは正しい方向を以て進むべく、ここに正しい社會生活を形づくる一つの準備が出来るのである。

怒りの本能的傾向について附加すべきは、**反對暗示**^(四)である。兒童は、時に「あれをせよ」と命ずるとなさず、「するな」と禁ずると敢へてしようとすることがある。一種の争鬭的傾向である。この傾向は、殊に兒童が「自分」を感じるやうな年齢に至つて著しくなる。兒童を教養する任にある者は、この點を充分考慮して無理のない道を通るやうに注意しなければならぬ。

〔所有本能〕 兒童の欲望のうち、最も強いのは、所有の欲望である。このことは、兒童の喧嘩が、幼少なほど所有に關係してゐるものの多いことでも知られる。

(四) 正しい事が認められ不正が認められないことは、兒童の性格を正しいものとするのに、欠くべからざることである。

(四) 反對暗示の起り易い原因。

(1) 自我の強くなつて來る時代に、この自我を否定すること。

(2) 干渉に重大性を欠くこと。

(3) 干渉する者に對する輕蔑の念。

兒童の**所有欲**は、その初めは、具體的な食物あるひは玩具などに關して強く現れるのであるが、この種の欲望は、相當に満足せしめないと、**貪欲**となつて、**悪い習癖**を馴致し易い。しかし、また欲するままに濫りに與へると、**濫費**に陥り、これまた貪欲となり易い。^(四) されば、その必要なものを與へて欲望を制限することを習はしめると共に、物を大切にする心を養はなければならぬ。

金銭に對しても同様で、濫りにこれを與へると、**濫費の癖**を養ふやうになり、やがてその不足を生ずると、**盜癖**などの出る場合が少くないが、さりとて少しも與へないと、時に金銭の消費に非常な興味を覺えて、これまた**盜癖**を生むやうなことがないとはいへない。故に、兒童が多少とも金銭を使用し得るに至れば、一定少額の金銭を與へて、これをいかに使用すべきかを教へることが必要である。兒童は、これによつて一種の經濟的觀念を養ふと共に、自己の欲望を制限して、**儉素に堪へる精**

(四) 殊に濫費すること、續けられるうちはよいが、これが出來なくなると、兒童は、これに堪へられないで、**盜癖**などに陥る例が少くない。

神を培ふことが出来るのである。

児童の所有欲は、一方において蒐集欲として現れる。児童には、長幼に拘らず、何物かを蒐集しようとする傾向がある。幼少な児童の蒐めるところには、何等の系統もなく、手當り次第であるが、長ずれば漸く系統的となり、一定の傾向を形づくるやうになる。蒐集しようとする傾向は、児童の生活に何等の支障を與へないばかりでなく、その興味によつては、知識を博め系統をたてることによつて思想を練るなどの有益な結果をもたらし、すくなくとも少くない。私たちは、児童の蒐集の興味を有益な方面へ向けて、これを助成するやうにすべきである。

〔求知心〕 嬰兒の驚きや怪みは、漠然たる求知本能の現れであるが、一個年の終り頃になると、孔に指を入れたり、抽斗ひきだしをあけたりするなど、隠れた所を探らうとする傾向が現れる。こ



ないろしもお!やお

これ等の傾向は、一方には器械の内容を知らうとしてこれを破壊するやうな現れをとることもある。凡そ児童の悪戯と稱せられるものは、多くかやうな求知心の現れである。更に、求知の本能は、また、すでに早くか

れ等は、いづれも求知本能、即ち、いはゆる好奇心の現れである。やや長じて三歳頃になり、運動が自由になるに従ひ、動植物の生活などに種々な興味を感じて、これを試み、験すやうになり、その活動の變化を見ようとする傾向が現れて来る。そして、



?うらだるすうどは猫

（図）咲きかかった花の蕾をとる。蜻蛉の尾に紙をつける。いも蟲を木から落して見る。箱の紙をはがす。時計の中をつつ

| 破壊された物 | 男 | 女 | 計 |
|-------------|-----|-----|-----|
| 音 樂 器 具 | 44 | 22 | 66 |
| 時 計 形 具 | 57 | 25 | 82 |
| 人 形 計 具 | 12 | 66 | 78 |
| 機 械 玩 具 | 20 | 22 | 42 |
| 寒 暖 計 | 2 | 2 | 4 |
| 中 を 見 る た め | 21 | 31 | 52 |
| そ の 他 | 12 | 16 | 28 |
| 計 | 168 | 184 | 352 |

合制るす壊破を物が童兒 ○一表

ら別な
形をと
り、質問
を發す
るやう
になる。^(四)
かや



議 思 不 は れ こ

うな本能的傾向は、懷疑の傾向であり、求知の傾向であつて、あらゆる知的興味の出發點だといつても過言ではない。しかもこの傾向は、屢々惡戯として叱責を以て迎へられ、或はうるさしとして一言のもとに却けられ、抑へ難い求知の傾向も、時には嘲笑のもとに葬られることが少くない。かくては、知識は發達しようとしても發達することが出來ぬ。しかも、かやう

- (四)その最も多いのは自然現象についてであつて、機械力に關するものはこれに次ぎ、やや長ずれば、人の生理現象や精神の現象などについてもなされるものが少くない。
- (1)雨はなぜ降るか。雪はどうして出来るか。夜になるとどうして星が出るか。
 - (2)汽車はどうして動くか。ラヂオはどうして聞えるか。
 - (3)爪はどうして伸びるか。髪の毛はなぜ黒いか。
 - (4)夢はどうして見るか。人はどうして怒るか。

(四)これ等は、いづれも求知の本能的傾向にその基をもつてゐるものである。

に興味の旺盛な時にこれを壓迫し、長じてその勉學を求め研究を奨めても^(四)效のないことは、あたかも根のない木に實を求めめるの類であるといはなくてはならぬ。家庭においては、出來るだけ寛大に兒童の知的欲求を認め、これを親切に取扱ひ、家にあつても外にあつても、常にその旺んな求知心を刺戟し嚮導することに努めなくてはならぬ。

兒童の求知的傾向に關係して考へなくてはならぬことは、その家庭における觀察教育及び繪本讀み物お話による教育についてである。まづ觀察教育について見るに、兒童の求知心は、上述のやうな種々な點について喚起され、そこに限りない興味が現れて來るのであるから、その折に觸れて事物を正確に觀察せしめる習慣を養ふことが必要である。これ等の觀察は、もとより兒童の發達程度に従つて精粗の別があり、必

1321
1550

ずしも系統的たることを必要としないのであるが、自然を観察し、事物を観察する機会を與へ、年齢に應じた正確さで事物を把握するやう導くことは大切である。この點で、田舎の兒童は、常に自然に接し、これを試みる機会をもつてゐるのであるから、これに少しく導きを與へれば足りるのであるが、都會の兒童には、その機会を與へるために、動物を飼育し、植物を培養し、あるひは種々な營みについて見學せしめるなどのことが必要になるのである。幼稚園・小學校における自然科・社會科（四）などと稱せられるものも、要するに、かかる兒童の興味によつてその觀察を導かうとするのに外ならぬ。繪本の興味も、兒童の求知心に關係することが少くない。繪本は、事物を示すことは實物に劣るとしても、兒童には興味のある事物のみが眼に觸れ、かつ、感覺的な美しさをもつてゐるので、その興味

(四)草の葉を観察し、木の生活を觀察し、花の有様を見、水の流れを観察するが如き。
(五)村の水車小屋へ行つて、粉が出来るのを見、商賣屋へ行つてその商賣の様子を見るなど。

餅

2596
660
1936

に投じて事物の觀察をなさしめ、かつ、美感を養ふことが出来る。しかし、繪本によつてよい影響を與へるためには、その繪本が兒童の興味に觸れるものであると共に、兒童の心意の正しい發達上に益するものでなければならぬ。(四)この點において、わが國の繪本は、なほ改良さるべき多くの點をもつてゐる。(五)兒童の知識が進み、文字が讀まれるやうになると、かやうな繪本の興味は、漸次讀物に遷つてゆく。この種の興味は、兒童の求知心を誘ひ、その想像活動を盛んならしめるのであるが、就中、長ずるに従つて、種々細かい點に興味がもたれ、しかも持續するやうになれば、兒童の想像を練り、思想を進め、その心情を培ひ、かつ、讀書の趣味を養ひ、知識を廣くするなど、その効果の尠からぬものがある。しかし、その選擇を誤れば、却つて悪い結果を來たすことがまた少くない。従つて、その選擇が大

(四)即ち(1)その形や線・色調などにおいて正常であり病的でないこと、(2)悪戯を教へたり殘虐を唆へたり、あるひは恐怖を経験させたりしないこと、(3)印刷が鮮明で紙質のよいことなどが具備されてゐなくてはならぬ。
(五)兒童の用ひる繪本について、そのよい繪、悪い繪の例を見出せ。

切である。^(四) 而して、これを讀ましめるに當つては、出来るだけ興味を偏ることを避け、かつ、單に讀むといふよりは、その内容をよく理解せしめるやうに導かなければならぬ。^(四) 讀物並びに繪本と共に、兒童の興味の対象として大切な意味をもつてゐるものは、子供に與へるお話である。お話は、兒童の生活の糧としてその想像を系統づけ感情を醇化し、かつ、求知心を満足せしめることが多く、想像の愉悅を與へつつこれを導くことが出来る。これがためには、また種々な注意が必要である。^(四)

お話をするにも、また兒童の發達を考へ、その理解の程度を酌み、兒童をしてその話中にあるかのやうに感ぜしめるのを上乘とする。その間にあつて、不自然な教訓を加へたり訓戒をなすなどは、當を得た方法ではない。^(四)

(四) 選擇にあつては、(1)兒童の發達に副つてその興味を迎合し、知的訓練になるものでなくてはならぬ。童話・寓話や動物物の話などは幼児に適するが、やや長ずると、歴史談・傳記等に科學的讀物などが適當である。(2)内容が粗野な興味を刺戟しないで温雅であり、(3)文章も勝れてゐることが必要である。

(四) 市販の豆本などは、これ等の點から見てどう考ふべきか。
 (四) お話は、讀物におけると同じく、(1)その思想感情の發達に應じ、興味に投じてゐることが必要である。その内容にもよるが、童話・寓話・神話などは幼い兒童に適し、傳説・英雄談・歴史談・事實談・自然界の物語などは、やや長じた兒童に適する。かかるお話は、(2)兒童を悦ばしめなくてはならぬが、卑俗・無難なものを避け、高い感情を養ふものであること、(3)正しい知識への培ひになることを必要とする。
 (四) さういふことをしないで、しかも自然に兒童がその感を體するのではなくては、眞のよいお話とはいはれぬ。

お話は、父母あるひは長上が兒童に話すに止らず、兒童自らに話さしめてこれを聽いてやり、言語發表の練習に資し、記憶や想像を練ることが必要である。兒童の話は、殊に幼い者において、斷片的で無系統であり、聽いた話の繰返してあり、また架空的なものも多いのであるが、聽く者も、よく兒童の心持をくみとつて靜聽し、これを嘲笑したり打消したりするやうな能度があつてはならぬ。

以上の如き自然觀察、繪本、讀物、お話などは、いづれも兒童の發達のために大切ではあるが、兒童が、自然との接觸によつて種々な興味を見出すことは、その生活にとつては極めて大切なことである。ここには、新鮮な空氣と明るい太陽の光とが兒童の健康を培ひ、しかも兒童は、與へられた興味ではなく、自ら選んだ興味の中に没頭して求知心を満足せしめることが

出来るのであつて、繪本や讀物のともすると陥り易い強ひた興味煽動的な感傷性のやうなものがなく、悠々として自らの心を養ふことが出来る。都會兒童の神経質的な早熟と、田舎兒童の太い神経をもつ鈍重さとを比べて、前者を優れりと思つてはならない。

〔遊戯〕 いやでなく自ら好んでなし、愉快なために繰りかへし繰りかへしなして止まぬやうな遊びの傾向は、これを一般に遊戯といふ。幼兒の歌をうたひ、兒童の駄けまはつて遊ぶなどは、いづれもこれで、幼兒や兒童への生活は、殆んど遊戯の生活であるといつてよい。

兒童の遊戯は、極めて多様であるが、これ等は、感覺遊戯構成遊戯模倣遊戯機會の遊戯運動遊戯などに區別してみることが出来る。

（例）兒童の讀むお話、即ち、少女小説の類には、極端なセンチメンタルなものが少なくない。これ等は、安價な涙をそそつて、兒童の心を神経質的に感傷的にして、正しいのびのびした感情の發達を妨げることが少なくない。

感覺遊戯構成遊戯

この二つは、最も早く兒童の生活に現れて來る。感覺遊戯とは、板や戸をたたき、歌をうたひ、物を振り動かすなど、耳に聞き手に觸れることを喜んで遊ぶやうなものを指すのであつて、幼兒の玩具には、この種の遊びを助けるものもまた少なくない。

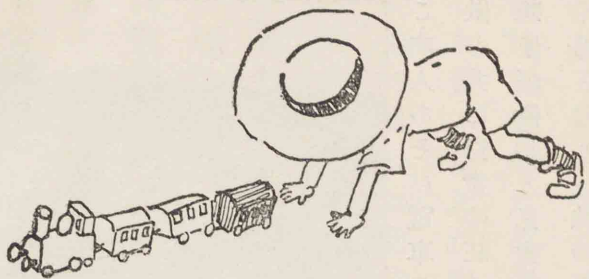


砂 遊 び

具には、この遊びの道具たるものが少くない。構成遊戯とは、積木を積み、砂や粘土で種々な形をつくるなどの遊びを指すので、兒童の玩具には、この種の遊びを助けるものもまた少なくない。

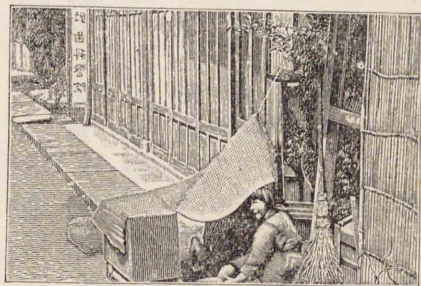
模倣遊戯

やや長じた兒童では、成人あるひは友だちの模倣をして遊戯する傾向が見られる。ままごと、人形遊び、兵隊ごっこ、商人あそび、電車ごっこ、汽車ごっこなどは、その例であつて、多くは模倣と共に兒童の旺盛な想像の働きが加はつてゐる。かやうな活潑な想像が働くと、兒童の模倣遊戯は著しく活氣を帯びて來て、一本の棒よく馬となり、一塊の石よく寶となつてその活動を助けるやうになる。



汽 車 づ っ こ

而して、かやうな傾向は、初めは想像の旺んなために、その用具の如きも極めて粗なもので満足するのであるが、やや長するに及んでは、實物との相似を考へるやうになり、その遊びも漸次精密を加へるやうになつて來る。かく模倣が精密を加へると共に、想像は系統を帯びて來るために、長じた兒童においては、劇的遊戯の興味が發生して來るのである。いはゆる劇的遊戯は、模倣遊戯の一種であつて、兒童の想像を練り、記憶を助長し、一面には感情の洗練に効果あるものである。しかし、ややもすると、その本質を忘れて徒らな誇張に陥り、費用を濫費するやうになり易い。私たちはか



兒 童 の つ つ ま た と 小 屋

ハリス

かる遊戯をして、兒童の想像生活を活潑ならしめ、これを遊戯心の満足によつて嚮導することを本旨とせねばならぬ。

機會の遊戯 兒童は、その知的發達が漸く遂げられるに従つて、時に偶然な機會を弄んで楽しむことがある。ぢやんけん、獨樂、雙六などがその類で、これを機會の遊戯と名づける。この種の遊戯は、屢、所有の本能的傾向と結合して、賭遊(賭)びとなり、終に所有の本能の強さと遊戯の本能の烈しさとのため、思はずこれに熱中し、己を卑くし、虚偽を覺え、術策を弄するなどの傾向を馴致することが少くない。兒童を愛育しようとする者は、この點に充分注意せねばならぬ。

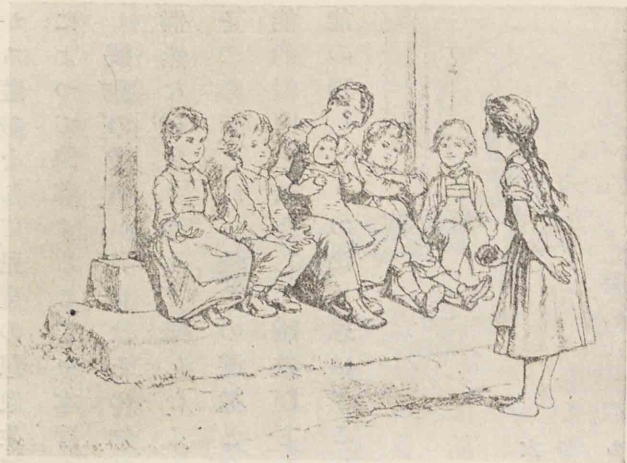
(賭)めんこ・狐庄屋といふ類、べいごま等。



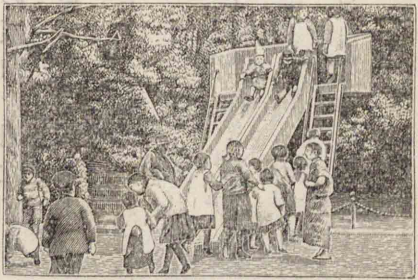
友 だ ち と

運動遊戯 上述の如き遊びにもまして、著しい遊戯の世界をなすものは、運動遊戯である。兒童は、五歳ぐらゐまでは、筋肉も發達しないし、他と伍し

ようとする傾も少いために、主として感覺遊戯
や構成遊戯をするが、なほ、おすべり、シーソー、プ
ランコなどに興ずるのが見られる。しかし、こ



の時期を越
えるに従つ
て、他と伍し
て遊ぶこと
を好むやう
になり、激しい身體運動の伴なふお
にごつこかくれんぼなどを好むや
うになる。そして、更に、十三、四歳を
超えると、複雑な競争遊戯を好むや
うになり、ベースボール、バスケット
ボールなどの組遊びをなすやうに
なる。^(四)



おすべり

^(四)木の枝につかまつて體を揺る。坂になつてゐるところで轉る。すべる。車の後前につかまつて上つたり下つたりするなどは、兒童の考へたこの種の遊戯である。

遊ぶ

遊戯の世界は兒童の世界である。兒童は、あらゆることを遊戯のうち、學ぶとさへいふことが出来る。そして、フレイベルがいつたやうに、遊戯は、兒童の最も純潔な活動であつて、將來の發達の萌芽は悉くここに含まれてゐるといつてもよい。實に、兒童は、遊戯をなすにあたつては、何等他に心を移すことなく、完全な全人的活動を現するのであつて、その眞率な努力は、これを他に求めることが出来ないほどである。故に、その間にあつて、^{おすべり}身體の發達を促し、敏捷、注意の周到、決斷あるひは協力などの精神上の修練をなすことが出来る。「よく遊戯しない子供は完全な成人となることが出来ぬ」とは、至言といふべきである。

かやうに、遊戯は、兒童の正しい發達のために大切な意味をもつてゐるのであるから、その適當な指導は、教育上看過する

^(四)學校の往復に見る兒童の遊戯をあげて、その種類を定めよ。

恵まれた田舎兒童の遊び



釣

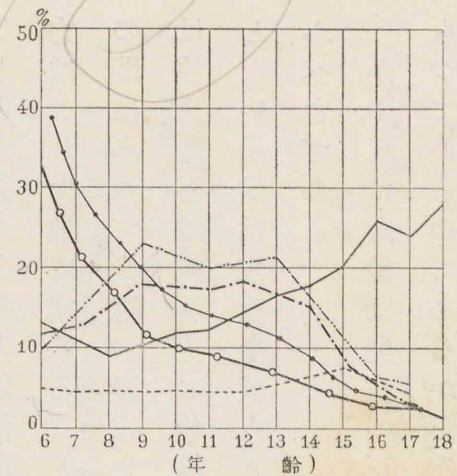


舟遊び



魚とり

遊びの心を刺戟する遊具が與へられ、遊び場所が與へられることが大切である。田舎の兒童は、家を外にすれば、直ちに遊びの場所と自然の遊具とが與へられるのであるが、都會の兒童にはそれがないので、殊にこの點の注意が肝要である。次に、兒童を遊ばしめるには、遊び友だちを與へることがまた必



年齢と遊戯との關係 (氏ルエウスロク)

ことが出来ない。家庭において、種々な點に注意し、兒童をして、よく、かつ正しく遊ばせるやうな習慣を養はなくてはならぬ。よく遊戯する習慣を養ふには、まづ、兒童の

(*) 兒童遊園などの必要はこのためである。

正に起る 32日 ぼんぼり

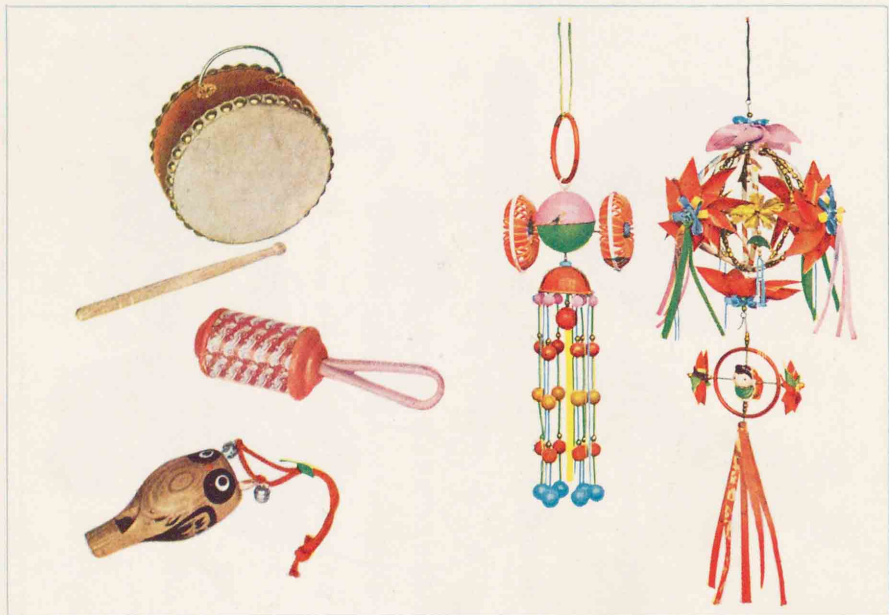
要である。年齢の極めて稚い時代には大人とも遊ぶが、四、五歳になればたとへ獨り遊びをしても仲間を求めるのが常である。^{ただから}兒童は仲間がなければ遊ばないといつてよい。殊によく遊ぶ兒童を友だちに求めることは、兒童の遊びのためには、これ等のほか、成人の指導監督もまた大切である。兒童同志の生活においては、その本能的生活の關係上、時とすると不正を押し通さうといはゆる遊戯精神に反するやうな遊び方をするものもないではない。これらに關しては、その遊びの種類あるひは遊び方に對して多少とも指導と監督が必要である。しかし、元來、遊戯は、自發的な活動であるから、この指導が度を越えると、兒童は遊ばなくなり、たとへ遊んでも心から楽しく遊ぶ^{子とが}出來なくなるものであるから、これは出來るだけ少くするこ

遊ふ、^{ぼんぼり}は友達をよこ

とが必要である。
 遊具について最も問題になるのは、玩具である。田舎の児童には、豊かな自然の中で、おのづからな選擇が行はれ、いはゆる玩具の必要が割合に少いが、都會地の児童は、かやうな環境に恵まれてゐないから、玩具によつて遊戯の心を喚び起すことが必要である。

玩具について考慮すべき點としては、凡そ次のごときである。(一)児童の精神の發達に相應して、児童がこれによつて自然にその活動を誘發されるものであることを要する。この點において、玩具は、まづ年齢の關係により、次には児童の性質によつて選ばなくてはならぬ。(二)玩具は、児童の遊びの心を喚ぶと同時に、その正しい發達を期待し得るものでなくてはならぬ。變態な興味を刺戟したり、下品な心を起させたり、惡戯を暗示するが如きものは、よい玩具といふことは出來ぬ。(三)最後に、玩具の構造は堅牢で衛生上無害なものでなければならぬ。もし、

寝るゐて 頃 (一)



這ふ 頃 (二)



頃く歩・ち立・ひ這 (三)



でま頃歳三らか半歳一 (四)



(一) 寝てゐる頃の玩具

嬰兒は、普通三個月ぐらゐまでは寝たままでゐる。従つて、この頃の玩具は、子供自身の「玩具」ではなく、周囲の者が動かして見せるとか、音を出して聞かせるとかいふやうなものである。故に、ともすると、大人の考に従ひ易いが、出来るだけ構造の簡單なものたることが必要である。この時期の玩具としては、種々な感覺的な経験を與へるものとして、次のやうなものがある。

- (1) 眺める玩具——風船・風車（向かつて右から第一番目）・國旗など。
- (2) 音を聞かせる玩具——太鼓・がらがら・鳩笛（左端の一系列）など。
- (3) 眺め、音を聞く玩具——風鈴、せんまい仕掛の鈴（中央）など。

(二) 這ふ頃の玩具

嬰兒は、三個月ぐらゐから八個月ぐらゐまでの間に這ふやうになる。この時期の玩具は、眼や耳の感覺に訴へるもののほか、種々な運動を誘ふに役立つものを選ぶ必要がある。この時期の玩具には、次のやうなものがある。

- (1) 運動を誘導する玩具——單純な色と形をもつた揺れ玩具・ゴムまり・起上り小法師（右の二つ）など。
- (2) 動かして音を出す玩具——太鼓・がらがら（左上）など。
- (3) しやぶる玩具——簡單な形のおしやぶり（左下）など。

(三) 這ひ・立ち・歩く頃の玩具

生後八個月乃至一年半ぐらゐまでの幼児は、最初は、つかまつて立ち、傳つて歩き、やがて獨立して歩くやうになる。この時期の玩具は、この種の運動を助けるやうなものでなくてはならぬ。またこの時期は、非常に發動的になるので、自己の自由になる玩具が必要になる。

(1) 呼吸によつて音を出す玩具——笛(中央右)・ラッパ・太鼓・木琴など。

(2) 握つて音を出す玩具——音のするゴムの玩具(右下)など。

(3) 組立てる玩具——極めて簡単な積木(中央左)。

(4) 全身の運動を進めるもの——曳いて歩く玩具(向かつて左上・下)・ゴムまり(右上)など。

(四) 一歳半から三歳頃までの玩具

この時期になると、歩行運動が出来て、手足の運動が割合に發達して來るので、種々な運動をするやうになる。従つて、運動を促進する玩具が必要である。而して、一方では、動くものを喜び、組立てることを喜ぶやうになる。この頃の玩具としては、次のやうなものがある。

(1) 動く玩具(歩行運動を進めるもの)——木製自動車(向かつて右上)・汽車・動く動物など。

(2) 全身運動を誘ふ玩具——おすべり・ブランコ・木馬など。

(3) 組立てる玩具——積木(右下)・組立繪(左)など。

代 時 園 稚 幼 (五)



(五) 幼稚園時代の玩具

満四歳から六歳くらいまでには、全身・手足の調整がかなり発達して来るので、これに相應した運動具(但しあまり無理のないもの)、またこの時代の想像生活の活潑さを助けるまごど、その他の想像遊戯の道具及び種々な好奇心に應じた玩具が必要とされる。殊にこの時代は、獨り遊びの時代であるので、玩具は大切な意味をもつてゐる。なほ、この頃になると、そろそろ男児と女児とによつて多少遊びが異なつて来るので、玩具もそれに應ずることが必要になつて来る。

この時代の玩具としては、次のやうなものが挙げられる。

(1) 全身の棒へや手足の調整などを練習するもの——輪投げ・お手玉の類
「向かつて右上・左下」

(2) 想像の活動を促し、手先の調整を進めるもの——切り紙・折り紙の類
〔中央上〕

(3) 全身の運動と手足の調整を進めるもの——簡単な運動具(おすべり・プラ

ンコ・三輪車その他の車など)。

(4) もの真似をして遊ぶ玩具及び想像の活動を促すもの——お人形・ままごと

道具(右中央及び左上)・管車(ごっこ右下)・郵便遊びの道具など。

でま頃年四らか年一校學小 (六)



頃の年六五校學小 (七)



(六) 小學一年から四年頃までの玩具

この時期になると、身體の調整が一層進み、種々な技巧を増すやうになり、智能が進んで種々な思考活動が旺んになる。それと同時に、この時代には、多少とも社會的になつて他の兒童と一緒に遊ぶやうになり、男女の區別は一層明らかになつて来る。この時代の玩具としては、次のやうなものがある。

- (1) 身體の調整を進める玩具——輪投げ・ボール・おすべり・ブランコ・羽子板(中央)・縄とび・ゴムまり(右中央)・風船(左中央)など。
- (2) 組立玩具(智能に應じた工夫を進めるもの)——きびがら細工(右下)・粘土細工・砂遊び道具など。
- (3) 智能的玩具(智能の働きを進めるもの)——數字遊び・計數器(右中央)。
- (4) 樂器——手風琴・木琴(左下)・笛・ハーモニカ(正しい音の出るもの)など。

(七) 小學五六年の玩具

満十歳から十二歳ぐらゐまでがこの時期にあたる。この時期になれば、身體の諸種の調整はよほど巧妙になり、智能も進み、複雑な構成的な遊びに興味をもつやうになる。この時代の玩具は、次のやうなものがある。

- (1) 身體の調整を進める玩具——日月ボール・獨樂・輪まはし・ピンポンなど。
- (2) 園藝道具(左下)。
- (3) 組立玩具つなぎ(左上)・マルタトイ(右)・刺繡道具・ビーズ細工道具など。

これ等の條件にして省みられなかつたら、兒童は高價な玩具でも一顧をもせず、また一時は玩んでも直ちに止んでしまふやうになり、あるひは玩具のために却つて美の感情を損ひ、心を卑しくするやうになるなどの弊を將來するものである。^(註)

模倣 人には、周圍の者の感情に同感し、その行動に呼應する傾向があり、また周圍の者と同じやうにならうとする傾向がある。これは、生まれながらのものであつて、これを**模倣の本能**といふ。學者の觀察によれば、兒童はすでに生後四個月にしてこの傾向を現すといふ。

兒童は、模倣によつて周圍の者の感情の傾を承け、周圍の者の行動をまね、またその行動を學ぶのである。故に、父母・長上・朋友などの種々な傾向は、兒童の正しい發達の上に大切な意味をもつてゐるといはねばならぬ。

(註)この點で、附近の店にある安價な玩具を求め、そのどの點がいけないかどの點がよいかを吟味せよ。

(註)この意味で、親が非常に感情が強いと、感情の著しく強い子が生まれる。ヒステリーの人が子がヒステリーである場合、親の側においては、益々嵩するばかりであるのなどもそれによる。

〔社交性〕 孤獨を嫌ひ、相手を求める傾向は、すでに生後三、四ヶ月で現れるが、やや著しくなるのは、四、五歳を超えてからである。七、八歳を過ぎ十歳頃になれば、その朋友との生活が極めて廣く行はれる。^(註) かやうな欲求は、家庭にあつては、年齢の接近した兄弟姉妹との間に行はれて來るのであるから、兄弟のない一人子は、この關係から、往々特別な傾向を現すことが少くない。^(註)

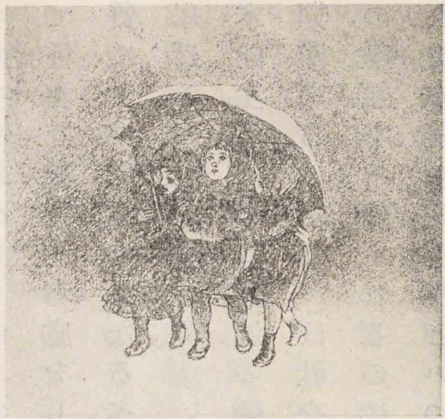
兒童の社交的傾向は、その健全な發達のために大切な要素の一つである。かの同情の感情の如きも、ここにその萌芽を藏してゐるのである。ただ、その間には模倣が行はれ、あ

^(註) 勿論兒童によつて社交性は異なるものがある。その相違は、多くこの時期に友だちを與へてこの要求を満足さすか否かによることが多い。初めから友だちを求めない子供は極めて稀である。

^(註) 一人子には、種々な問題が起り易いが、その社交性の缺如については、次のやうな例がよくこれを示してゐる。家の横町の角まで来て、くすぐつたいやうな心持になつて、そつとその方角を見る。果してポチが門前へ迎へて出でゐる。僕を見附けるや、いつさんに飛んで来て、飛びつく。舐める。なんだから「兄さん！」といつたやうな氣がする。もし本包に辨當箱に草履袋で兩手が塞がつてゐなかつたら、僕は、この時ポチを捉まへて何をやつたかわからないが、それがあるばかりでどうすることも出来ない。據どころなく頭を撫でてやるだけで、不承不承また歩き出す。と、ポチも怨ち身を曲らせて横飛にびよいと飛んで駈出すかと思ふと、立止つて、私の顔を見過おけた面をする。かうしてふざけながら一緒に歸る。支關から大きな聲で「只今！」といひながら内へ駈け込んで、いきなり本包を其所に抛り出して、あはてて辨當をあけて今日のお茶の残り——と稱して、實はたべたかつたのを我慢して、半分残して來たそれをポチにやる。それでも足りないで、おやつにお煎餅を三枚もらつたのを、せびつて五枚にしてみらつて、二枚はたべて三枚はまたポチにやる。

それから庭で一しきりポチと遊ぶと、母がきつとおさひをおしといふ。おさらひほど僕の嫌ひなことはないが、これをしていふと、すぐポチを棄るといはれるのが辛いので、濫々内へ入つて形の如く本を取出し、少しばかりおんによごによごとやる。そしておしまひだ。

(一葉亭四迷「平凡」)



一緒に歸るせう

るひは競争が行はれるために、友だちの選擇を誤るときは、悔いても及ばぬ禍根を残すことが少ない。兒童を愛育する者は、思ひをここにいたし、その社交的要求を満足させることが必要である。

〔優越欲〕 兒童は、その社交的欲求によつて友だちを求め、徒黨を

なすのであるが、その間にあつて、また他に勝らうとする欲求がある。兒童が父母・長上の賞讃に遭ふと、大なる困難があつてもよくこれに堪へて努めるが如き、兒童の間に競争が行はれる如き、その現れである。かやうな要求は、その根が深いから、これを抑へつくすことは出來ぬ。兒童は、若しもかかる欲

求を抑へられると、却つて悪い方向にこれを求めるやうになる。⁽⁹⁾ 私たちは、児童の特長を自覺せしめ、誇りを認め、その希望を大きくしてこれを導くことが大切である。

(F) 本能の教育 上述の諸種の本能的傾向は、すでに述べたやうに、いはば生まれたままの生活であつて、その中には、伸ばすべきものも抑ふべきものも含まれてゐるから、私たちは、これに對して種々な教育的考慮をしなくてはならぬ。これ等は、児童の性質によつて種々異なるべきものがあるが、その一般的な考慮を擧げることとする。

本能生活は、心の發達の關係上、多くはその現れるのに一定の時期がある。たとへば、社交的傾向が四、五歳頃に著しくなり、遊戯の種類も、その現れるのに時期があるやうなのがそれである。これを**本能の定期性**といつてゐる。而して、その時期が明瞭で

(9) 誇りを失つた児童には、往々にして變態な傾向が見られる。あまり児童をたしなめるために、児童が劣等感におそはれて全く勉強しなくなつたり、反抗的になつたり、弱い者を虐めたりするなどは、その一つの現れである。

るべきものも抑ふべきものも含まれてゐるから、私たちは、これに對して種々な教育的考慮をしなくてはならぬ。これ等は、児童の性質によつて種々異なるべきものがあるが、その一般的な考慮を擧げることとする。

ないものも少くないが、一旦その時期に刺戟されて現れると、その現れは永く續くが、然らざれば、時に弱くなり、時には全然現れずに終ることもある。⁽¹⁰⁾ かやうな性質を**本能の一時性**といつてゐる。されば、私たちは、諸種の本能のうちでその望ましいものは、出来るだけこれを刺戟してよく現れるやうにすると共に、望ましくないものは、これを刺戟しないやうにすることが必要である。この意味において、遊戯や求知の傾向は、さまざまな方面からこれを刺戟し、徒らな恐怖心や物質欲などは、出来るだけ刺戟を少くしなければならぬ。

本能の現れ方は、刺戟の種類によつてさまざまに異なることが多い。たとへば、誇りの心は到底抑ふべからざるものではあるが、それが物質の所有のうへに現れるか、道徳的立派さを競ふうへに現れるか、努力の非凡のうへに現れるかは、周圍の状態に

(10) 恐怖の経験が永い後まで恐怖を起さしめる原因になるのや、求知心を刺戟しないでおいて後になつて好學の精神を養はうとしても不可能なのなどいづれもその一つの現れである。

よつて決定される如きである。これを本能の融通性(註)といふ。児童を教育する者は、まづ児童が本能的な欲求を満たさうとするあらゆる場合をよく観察しておき、最も望ましい方向へこれを向けるやうにすることが大切である。

次に、本能はその現れの結果が快を以て報いられ、効果がもたらされると、これを繰返さうとする傾向を養ふが、若し不快を以て報いられ、効果がないと、これを消失する傾向がある(註)。これを本能の變化性といふ。されば、児童の本能生活において望ましいものには、出来るだけ多くの効果を伴はせて明らかに現れるやうにすると共に、望ましくないものには、たとへ刺戟があつて現れても、これに報いることのないやうにしなければならぬ。

これ等の教養の方法の根本として大切なのは、児童の環境を整へることである。環境が望ましい状態に整へられれば、望ま

(註)いろいろな本能満足の仕方
の間に融通がきくといふ意味
で。

父母兄弟 百二
父
母
兄
弟
百二
父
母
兄
弟
百二
父
母
兄
弟

しからぬ刺戟が加はることなく、若しそれが現れることがあつても、報いられるところがない。結局、望ましい本能を望ましい方向に刺戟して、これに報いるの結果を來たすのである。「教育は環境である」といふやうな言葉も強ち過言ではない。

世には、児童の教養に寛嚴宜しきを得るを貴しとする考がある。しかし、それは中庸といふことではなく、かく望ましいものを刺戟し、報いて、どこまでもこれを伸展せしめ、望ましからぬものを刺戟せず、若しそれが現れることがあれば、これに嚴を以て對するといふ意味に考へねばなるまい。かくてこそ、児童はその伸ぶべき方向へすくすくと伸びてその生活を展開し、價值ある生活に近づくことが出来るといふべきである。

(G) 道德的發達とその教養 幼兒においては、未だ善惡の差別がなく、所謂無道德の状態(註)にあつて、本能的行爲を思ふままになすものであるから、その状態が道德に反するやうに見える行爲も

(註)幼兒のすることは、善いと思つてするのではなく、悪いと思つてするのではない。ただするのである。これを無道德の状態といふ。

少くない。(註) また一方において、社會的本能が未だ現れない頃には、他人の苦痛に對しても全く同情するところがないことも屢見受けられる。しかし、その間にあつて、制限せられまたは叱責せられるにつれて、漸次善惡の觀念を養ひ、他我を認めるやうになり、やや長ずると、模倣的同情によつて、他人の快不快を察することが出来るやうになる。そして、一方では、長上の行爲をまね感情をまねる。ここにも、道德的發達の萌芽が藏せられる。かやうにして、長ずるにつれ、經驗を加へ、教育を受けて、その道德的判斷が確實となり、また道德的感情が培はれ、この感情が行爲を誘發するやうになるのであつて、この間における道德的感情は、極めて大切な役目を果すものである。即ち、人は善惡の判斷をするだけでは行爲となることが難く、この感情に誘はれて初めて行爲となるものだからである。かやうに、道德的傾向は、周圍

(註)たとへば、所有の欲求の烈しいままに他人の物を私し、あるひは好奇心から動物に對して同情のない行爲をなし、しかもこれを制限したり抑へたりすると、怒つて聞き入れないなどが、それである。

兩親の批判

兩親の批判

の者の兒童自身の感情行爲に對する批判や感情行爲の模倣を大切な要素とする。されば、父母長上たる者は自らの修養を怠らないと共に、兒童の行爲に對して慎重な賞讃と批評とを怠つてはならぬのである。

兒童の道德的教養にあつて、まづ考慮を要するのは、兒童の行爲に對する父母長上の命令・禁止及び賞讃と叱責とであらう。兒童の行爲に規範を興へるために、行ふべきことを命令し行つてならないことを禁止することは、その方法が宜しきを得るならば効果をあげることが出来る。しかし、これもまた年齢に應じて、その方法を換ふべきであつて、最初は全く命令的でも、やや長ずれば、これと共に協力して共にしようとする導き、更に長じて事を解するやうになれば、寧ろ訓戒して兒童自らに考へしめることが大切である。幼少の兒童に反省を要求し、長じた兒童に

(註)幼い子供は、直接に行を導いて、からせよ、あせせよと、一つ一つ教へて、それを習慣づけるやうにせねばならぬ。

絶対的の命令(註)をなすなどは、方法の宜しきを得たものではない。これ等の命令禁止については、(一)實行(註)することが出来るかどうかについて充分な考慮を要し、(二)またたとへその一つ一つは實行の出来るものでも、過多であつては、結局實行が不可能となり、行爲は亂れるから、一つの行爲が實行出来るやうになつて他を求めざるやうにしなくてはならず、(三)更に、行爲の規範については、一定の理想があつて、命令禁止共に首尾一貫することを要し、(四)命令しただけで、その實行の如何を見ないのは、効果をあげ難いから、實行の確實となるまでは監督しなくてはならぬなどの注意が必要である。

次に、賞と罰は、命令禁止にも優つて兒童の道德的傾向を助長する上に大切である。賞は、善行を認めてこれを奨励し、兒童をして自信を増さしめるものとして、道德的教養には缺くべから

(註)長じた人々には、この種の命令は殆んど効果が無いことは、私たちのやうな青年時代にある者に一つ一つ絶対の命令をされた時の心持を考へて見ればわかる(反對暗示の項参照)。

(註)大人から見ても子供には無理だと思ふやうな。

(註)これも、あれもと、一時に多くの命令をする人がある。これは、結局何の命令も下さないよりも悪い。

ざるものである。行爲を命令したり禁止したりすることは、他動的で、兒童を受身の地位に立たしめ、道德的傾向の自發的な助長を妨げることさへあるが、賞讃は、兒童の優越感によつて自ら勵む傾向を誘致するから、その効果が多い。(註)しかし、この方法を用ひるには、なほ充分な考慮を必要とする。かの賞するに常に物品を以てし、または過賞するやうな場合には、却つて賞を目當に善行をなす習慣を養ふ虞がある。されば物品を以てするとはなるべく少くし、父母の信任を以て満足するやうに導き、遂には自己満足にまで導くやうにしなくてはならぬ。命令の賜は、惡行を再びなさしめないためにするもので報復的なものではない。即ち、これによつて善に導かなくてはならぬのである。そのためには、すべて兒童の失行については、出来るだけその原因を突き留め、またその兒童の性質を考へ、然る後、これを

(註)賞められた時と叱られた時どっちが私たちの覺悟と奮發心を誘ふだらうか。

罰することが必要な場合のみこれをなさなくてはならぬ。いはば失行について診断して後に、その處置を講ずることが必要である。ただ徒らに罰を以て臨むが如きは、決して児童を善きに導く所以ではない。(註)まして自己の感情に驅られて児童を罰するが如きは、幼き成人のなすこととて、極めて慎しむべきである。

かく、児童の訓育においては、児童の行爲について、賞讃し、叱責し、命令しまた禁止することにその方法を誤つてはならぬのであるが、これにも優つて大切なのは、父母長上の道徳的傾向の如何である。父母長上の道徳的感情が純正でなく、行爲が善良でなかつたならば、児童はこれを模倣するから、正當な感情の啓發を望んだり、善良な行爲を期待したりすることは出来ぬ。父母の示範は、この意味において、訓育上最も大切な意味をもつてゐる。

(註)△川×一は、尋常五年の児童である。この児童の両親共非常な口喧しで、立つても坐つても一つ一つ叱言をいふ。幼少な時にはそれでも大した問題はなかつたが、四年ぐらゐからは、學校の歸りにはまはり道をし、遂には、そつと歸つて學用具を置いてどこかへ行つてしまふやうになつた。これは、親の叱言のために彷徨癖がついたのである。

るといはなければならぬ。

道徳的行爲の固定については、なほ習慣の教養に注意しなくてはならぬ。時に當つて正しく行爲することの出来るやうな習慣を養ふことは、道徳教育の目的とするところである。即ち、正しい行爲がいつでも誤りなく現れるやう習慣づけられなくてはならぬのである。そこには、孔子の所謂「心の欲するところに従つて矩を踰えず」といふ境地がある。

かやうに良習慣の形成は、道徳的教養の最後の鍵を握つてゐるともいふべきものであるが、かかる習慣を形成しようとするば、先づその時期を選ばなくてはならぬ。(次)このほか、良習慣を形成せしめるには、児童自らをしてこれに興味を有せしめ、これを意識し、決意してなさしめるのが、最も大切であり、かつ、これを反復せしめて、除外例を許してはならぬ。かやうにして、年齢に應

(次)食事・著衣などの良習慣は、四五歳までが最も容易で、姿勢・歩行などの習慣は、九歳以後では形成しにくいなどは、その一例である。

じた行爲の種類を選び、反復に反復を重ねれば、行爲は漸次習慣化せられて来る。これと同様に、悪い行爲を放任しておくと、やはり反復によつて習慣化せられる。日常些末な行爲を初めとして、他人に對する態度など、いづれもかやうにして形成せられるのである。兒童に成人の規矩をそのまま當てはめることは出来ないが、兒童には兒童らしい生活の習慣をつけることが極めて大切であるといはなくてはならぬ。

(H) 情操への教養

〔知的感情の發達〕 兒童が不思議と思ふことについて疑問を抱き、これを解かうとする興味を有することは、すでに求知本能の項で述べたが、かかる興味は、漸次知的な發達を遂げるにつれて、新しい知識の理解に當つても、種々な現象の探求に當つても現れるやうになる。かやうな感情を知的感情あるひは論理的

(例) 世には、兒童に何等の規矩もあてはめないで育成することが最も兒童の本性を伸ばすものの如く考へてゐる人もある。しかし、何事も放任しておけば、そのために悪い習慣のつく機會が多く、ために後年に至つて苦痛をなめることが少くない。大體成人になつてこれに拘つてゐては到底進歩した生活の出来ないと思はれる習慣は、兒童の時からつけておかなくてはならぬ。たとへば、ちつとして物事に専心する習慣の如き、日常の生活の習慣の如きこれである。

感情といふ。而して、知的感情は、知識に接して、あるひは眞理の感情となり、虚妄の感情となり、時には合致の感情となり、矛盾の感情となつて、知識の眞偽を判斷する先驅をなすものとなるのである。

兒童においては、未だ複雑した知的感情を有することなく、ただ簡単な知識についての疑問をもち、これを理解しようとする態度が存するだけのことが多いのであるが、これがやがて、知識探究の精神となるのであるから、よく注意して、これを挫かぬやう養つて行かなくてはならぬ。

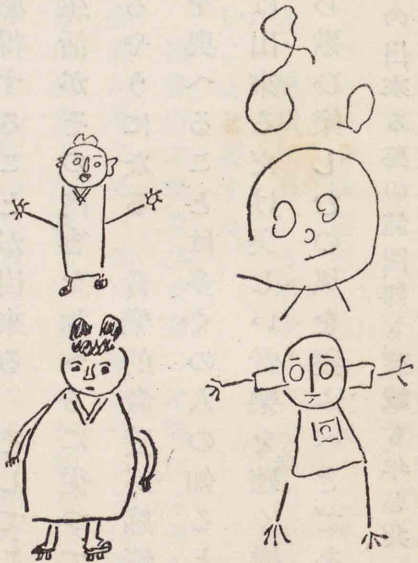
〔美的感情の發達〕 色について好惡を示すのは、一般に三歳頃からである。學者の研究によると、幼兒の最も好む色は赤であつて、青黄はこれに次ぎ、緑のやうなものは、長ずるに隨つて好まれる度が著しいといふ。即ち、兒童の好む色は、明瞭ないはゆる

原色であつて、中間色は長じて漸く好まれるものである。
色の配合についても同様な傾向があつて、児童は對比的な明瞭な配合を好むのが普通であるが、長ずるに従つて、近似色の配合を美しとするやうになる。

繪畫の美を感得することについても、成人の美的態度と児童のそれとは相違がある。児童は、多く寫實の如何に興味をもち、再認の喜びを得ようとするに止つて、成人のやうに繪畫の生命を感得するやうなことは困難である。しかし、これ等の美的態度は、これを教養すると否とによつて、著しい差を生ずるのであるから、児童には、それに相應した鑑賞の教養を怠らず、他日の生活に風格を與ふるの工夫が望ましい。

描くことも、年を逐うて發達する。三四歳の幼兒は、筆の赴くままに線をひき、これを以て自ら何々を描いたといふ。この時期を濫畫期と

いつて、その發達の第一段階とする。やや長じて四、五歳頃から八歳頃には、物の輪郭を描いて外物を表はす。この時期を輪郭期といふ。而してこの時期の繪は、児童の精神發達から描いたものと實物との差異や描いたものの大小の割合、遠近の關係は顧みないのが普通である。しかし、知的發達が遂げられるに従ひ、美の感得が多少なりとも行はれるやうになると、自らの畫と外象との比較をなし、また己の描いた畫に満足しなくなるやうな時期が来る。この時期を自覺期といふ。そして、天分の豊かな児童では、十四五歳になると、更に、描畫の欲求を生じて来る。これを再生期といふ。かやうな幼兒児童の描畫は、その發表慾に基づくもので、著しい愉悅を伴ふ、而もこれが教養によつて、その想像を伴ふ、而



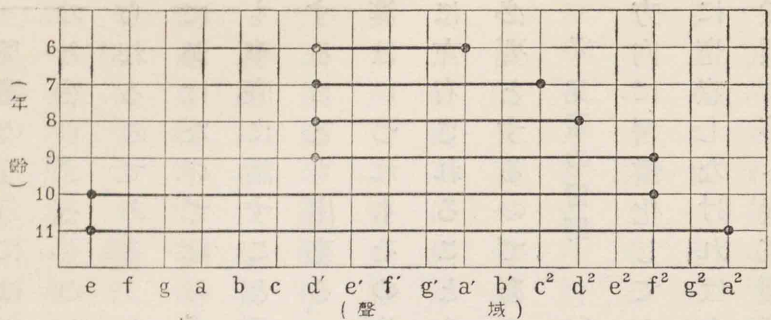
兒童の畫(濫畫期から輪郭期に至るもの)

再生期といふ。かやうな幼兒児童の描畫は、その發表慾に基づくもので、著しい愉悅を伴ふ、而もこれが教養によつて、その想像を伴ふ、而

もこれが教養によつてその想像を練り、観察を精練し、技能を磨くことが出来、長ずるに従つて美感を助長するものであるから、各、その發達に應じて、これが教養をなすことが大切である。(2)

音に對する美感も年と共に發達し、九歳乃至十歳に至れば漸く著しく、この時期を越えると、殆んど成人と同程度の發達を示すやうになる。音の協和不協和あるひは旋律などのやうな單純な美は、この時代によく感得することが出来る。そして、これより長じて、知的生活、感情生活がその内容を加へるに従つて、複雑な音樂美の鑑賞が出来るやうになる。音樂的教養が、感情を醇化して、人の生活に風格を與へることは、多くの人の知るところである。されば、児童には、出来るだけ美しい音樂を聴く機會を與へ、また、幼い時から自ら歌ひ樂しむの風を養ふべきである。唱歌をなす時に出すことの出来る聲の範圍、即ち、聲域も、年と共に擴

(2)これ等は、一面において児童の藝術的教養を助けるのであるが、一面において、將來の生産的生活にも効果をもち得るものでもある。



〔氏ンゼルウバ〕(女) 達發の域聲

大し、六歳までは極めて狭い音の範圍を越えないが、十歳前後になると、大いに擴大する。児童における唱歌は、この範圍を出ないことを要する。(3)

描畫の才能及び音樂の才能には、個人的差異が存する。殊に、音樂については、非音樂的児童とも稱すべきものが、約一〇%ある。これ等の児童については、特別な注意が必要である。

Ⅰ情意傾向の個人差 以上は、児童の一般的な感情の動きや行爲の現れであるが、これ等は、児童の先天的な性質や環境の相異によつて、個人的に異なるものがある。

(3)しかし、これ等の聲域は、人によつて甚だしく相違があるもので、同一年齢においても、その狭い者や廣い者がある。唱歌をなす際に、高いところ、低いところで、その聲の一致しないのはそのためである。

兒童のうちには、何事につけても著しく感じ易く動き易いものと、然らざるものとがある。いはば感情の動き易さの差が見られるのである。しかし、情意の傾向が内に向いて何事でも氣にかけないではゐられないやうな性質の兒童と、陽氣で何事でも卒直に話すことの出来るやうな開いた心持の兒童とを區別することも出来る。所謂内向外向の相異がこれである。これ等は、いづれもその生れつきの素質もあるが、生活の環境の事情に左右されることの多いものであるから、教育上大きい注意を必要とするのである。

(J) 兒童の習癖 兒童の中には、その情意の傾が思はしくない方向に習慣化してゐるものがある。これ等は、兒童の教養上特に留意しなければならぬ。今、その主なものをあげると、怠惰不従順口答へ、嘘言、癩癩盜癖などである。

内面的な傾向で、感じ易く強い感情をもつてゐる兒童は、叱られると、ふくれ、それをいつまでも心にもつてゐて、暗れやかにならない。そのために、心が陰鬱になり、遂には他に逃れ道を見つけないやうになつて、身を誤る例が少くない。たとへば不良少年などには、この種の傾向から由來してゐるものが少くない。外向的な兒童で、強い感情をもつてゐる者は、これと反對で、すぐに他を信じ自分のものを他に與へるといふ風で、誘惑に陥り易く、誤つた義侠心などを出し易く、ために身を誤ることが多い。兩者共、その傾向の著しい者については特に注意すべきものがある。

凡そこれ等の習癖は、これを訓戒したり罰したりするよりもまづその原因の奈邊にあるかをよく確かめて、その原因となる事情を除くことが第一であつて、しかも一方兒童に對しては、正しい方向の生活をなし得る自信を與へ、勇氣を鼓舞するの態度をとるべきであらう。徒らに周章して成人自身が怒りに誘はれて兒童を罵るなどの態度は、最も慎しむべきことである。

五 家庭の教養はかくあれ。

家庭における教養は、人生の第一步を形づくる最も重要な教育である。もし、家庭の教養にしてなすべきことをなさず、努むべきことを怠るならば、幼い兒童は、訴へるに所なく、その正しい發達の萌芽を萎へしめ、邪な發達を遂げるやうになるの外はない。

原因することが少くない。兒童の中には、両親の命令を守らず、これに反抗し口答へをする習癖を有する者がある。これが原因としては、(一)躰げを怠つて我儘を繕めなかつたこと、(二)躰げに一定の方針がなく、或時には叱責されたことが、時には許されることを経験することが多いこと、(三)常に實行の不可能なことを要求するなどに原因することが多い。兒童は、その精神の發達が幼稚であるために、判断を誤り、記憶が誤つて、事實と相違したことを告げることもあるが、時(一)嘘をいふ興味から眞實を告げなかつたり、(二)辯解のために嘘をいつたり、(三)賞讃喝采を得るために嘘言したりするやうなことが繰返されると、遂に習癖となつて、何等の原因もないかやうなのを嘘言癖といふ。氣に入らぬと泣き騒ぎ、干渉されると怒り騒ぐやうな所謂癩癩の習癖は、(一)兒童の経験が貧弱で、物の取扱が思ふに任せぬやうなことが多き境遇に居り、(二)慾望が多くてこれを制限することを知らないで、しかも癩癩を起すとこれを遂げることの出来る境遇に成長し、(三)しかも、周囲に怒りの激しい人々をもつ兒童に現れるものであるが、また、(四)身體不調や疲労過度の起り易い兒童にも見られるものである。兒童の習癖には、このほか、指をなめる、口に入る、爪をかむ、鼻をつまむ、唇をつまむ、貧乏ゆすりをする、お尻をまくる、食慾不振、買喰、間食、眠らぬ、遺尿、彷徨、賭けごと、破壊、利己癖、殘忍、弄火などがある。

家庭にあつて子女を教育する者は、わが子に對する純愛をいよいよ旺んならしめると共に、理想を培ひ、しかも兒童の心身について常に綿密な觀察を怠らず、その動きを察し、その知的發達に應じ、興味の發生につれて、知識を培ひ、その感情の發現に見、本能的生活の發展に省みて、これを適切に批判し、かつ、よき示範を垂れてその躰けを怠らないやうにしないでなくてはならぬ。⁽⁴⁾ これこそ新しい時代における家庭教育者の道である。そして、ここにこそ、私たちの愛は、眞の力となつて現れたといふことが出来る。

(4) 各自家庭教育の理想について述べよ。

第三篇 幼稚園の教育

第一章 幼稚園の任務、目的及びその沿革

一、幼稚園はなぜ必要か。

幼少な兒童は、多く慈愛深い父母の膝下にあつて、その保護を受けつつ教育されるのであるが、兒童の境遇によつては、家庭の中のみではその發達を充分ならしめ得ない場合がある。また、あまり好ましくない環境⁽¹⁾を有することもある。更に、父母共に職業に従事してゐるため、親しく保育することが出来ない場合もある。かやうな場合に、家庭の保育を助けて兒童の心身の發達を正しく充分ならしめる施設は極めて必要といはねばならぬ。⁽²⁾これが幼稚園の必要な一つの理由である。

次に、今日の小學校教育は、その組織が集團的であるため、規律

(1) 一人子や兄弟の少い兒童は、家の中にだけ保護しておかうとしても、その社交的要求がこれを許さない。もし、それを無視されて成人の間のみ成長すると、社交性が弱くなつて、いはゆる非社交的な兒童となり、將來の生活に多くの不安を残さねばならぬことがある。いはゆる坊ちゃん育ちの我儘な性格などは、この社交的訓練の足りないところから來ることが多い。

(2) 近所の兒童の風儀の面白くない場合、住居が雑沓の地にある場合、空地が少くて兒童の活動に不便な場合。

(3) 託兒所（農村託兒所などはその一例）は、社會事業としての施設であつて、主として父母共に職業に従事する場合、兒童保育の委託を受けるところである。

的強制的な性質をもつてゐる。而して、家庭のうちで極めて自由
に保育されて来た兒童が、この急激な變化に適應するために
は、多くの精力を費し、時には、充分に適應することが出来な
いで、往々不慮の災を招くことがある。故に、家庭と小學校
との中間にたつて、この急激な變化を緩和するものが必要
である。幼稚園の必要は、ここにも見出されなくてはなら
ぬ。

二、幼稚園は、家庭の教育を補つて、心身の健全な發達を促すの
が目的である。

幼稚園の必要は、前述の通りであるから、その教育はどこまで
も家庭の教育を補つて、幼兒の心身の發達をより充分ならしめ
る目的をもつてなされるべきである。わが國幼稚園令の示す目
的も、ここにある。

(四)一學級五十、六十の兒童を
入れて教授するには、規律に
よつて束縛しなくては、到底
目的を達し難い。

(四)就學が身體の發育を害する事實がモ
ンナルドによつて示されてゐる。

| 差 | 入學した 兒童 | 入學しな い兒童 | 一年間の體重 の増加(男) | 同上身長 の増加(女) |
|-----|------------|-------------|------------------|----------------|
| 〇、七 | 一、五 | 二、二 | 一、九七 | 四、五 |
| 〇、三 | 一、六四 | 二、四 | 五、六 | 一、一 |

(四)社會的な生活に急に入つた
ために、兒童が意志禁止を起
すなど(六〇頁参照)。

(四)幼稚園令
第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育
シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セ
シメ善良ナル性情ヲ涵養シ家
庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス

而して、かかる目的を達するには、幼稚園の教育は、よく幼兒の
心身の發達に副うて無理のないやうにし、その將來の生活の基
礎となるやうな、正しく、かつ、美しい心情を養ふやうにし、また、幼
兒の時代において教養しておかなければならぬ、日常の坐作進
退の如き良習慣なども、細心の注意を拂つてなさなければなら
ぬ。この場合の幼兒の保育は、家庭が主體であつて、幼稚園は、た
だその補ひをなすに過ぎないといふことは、家庭教育の重要さ
を語るものとして注意すべきであらう。

わが國の幼稚園は、以上の如き目的と考へ方によつて、三歳以
上の兒童で小學校へ就學する以前の者を入園せしめ、保姆が教
育の任に當つてこれを保育することになつてゐる。

三、幼稚園は、フレイベルによつてはじめて今日に至つた。
幼稚園は、一八三七年、ブランケンブルグにフレイベルによつ

(四)幼稚園令施行規則
第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚
園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ
幼兒ヲ保育スヘシ
幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ
程度ニ副ハシムヘク其ノ會得
シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ
業ヲ爲サシムルコトヲ得ス
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意
シテ之ヲ正シクシメ又常ニ
善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣
ハシムルコトヲ務ムヘシ

(四)幼稚園令
第六條 幼稚園ニ入園スルコ
トヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小
學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ
幼兒トス但シ特別ノ事情アル
場合ニ於テハ文部大臣ノ定ム
ル所ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ
入園セシムルコトヲ得

同施行規則
第十八條 幼稚園令第六條但
書ノ規定ニ依リ三歳未満ノ幼
兒ヲ入園セシムルトキハ之ニ
必要ナル施設ノ概要ヲ具シ
シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

(四)幼稚園令
第七條 幼稚園ニハ園長及相
當員數ノ保姆ヲ置クヘシ

第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ
所屬職員ヲ監督ス

園長ノ資格ニ關スル規程ハ文
部大臣之ヲ定ム

て初めて設けられたものである。幼稚園はその名の示すやうに、幼児を草花にたとへたもので、園丁が花をその本性に従つて培養しようとする趣旨に基づいてゐるのである。



ルベール

を修練しようとして恩物をつくつた。彼は、その一生を幼児の教育に捧げて、その主張の實行に努めたので、この教育は漸く歐洲各國に行はれ、今日、その施設を見ない國がないまでに普及するに至つた。この間、イタリーのモンテッソリー女史がその改

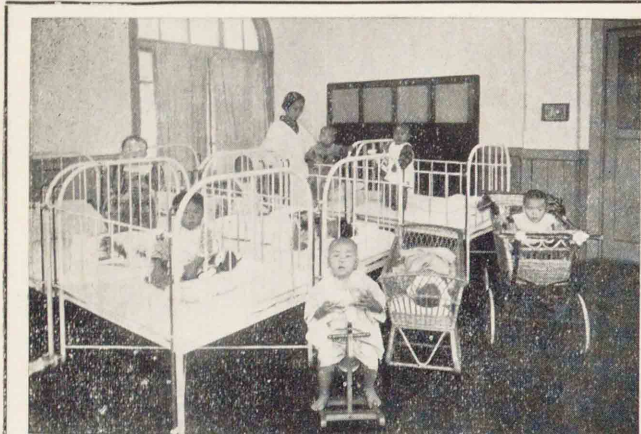
たる自發的活動を旺んにして、これを正しく發達させることにあるとし、兒童の自發的活動として最も著しい遊戯に著目して、その指導の方法を考案し、更に、これを作業に導き、ここに、その創作的活動

第九條 保母ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル
保母ハ女子ニシテ保母免許狀ヲ有スル者タルヘシ
第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニヨリ保母免許狀ヲ有セサル女子ヲ以テ保母ニ代用スルコトヲ得
第十一條 保母免許狀ハ地方長官ニ於テ保母檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス
保母檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ
保母ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
保母ノ檢定及免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

(一) フレーベル (Friedrich Froebel, 1782-1852)

(二) モンテッソリー (Maria Montessori 1870-)

託兒所(東京大塚託兒所)



乳兒哺育室



自由遊戯



朝の挨拶

第二章 保育の方法

正しい發達を促す施設であつて、その根柢は、幼稚園のそれと異なるところがない。



史女-リソッテンモ

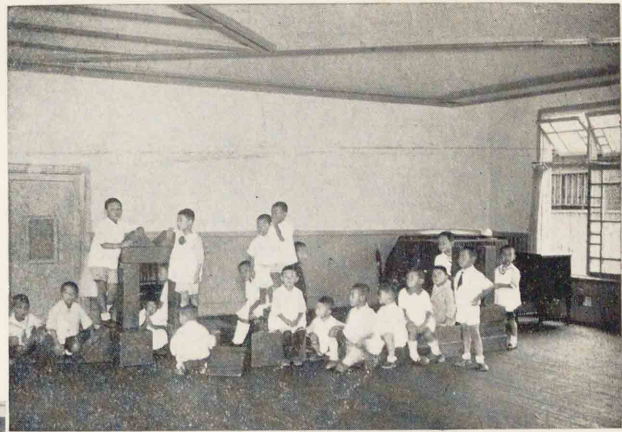
良に努め、諸種の恩物を考案して、感官教育の方法を開き、自由主義教育の方法を唱導したこともまた幼稚園教育發展の上に力があつた。

幼児保育の目的に對して、イギリス及びフランスには、**幼児學校**の設がある。父母の勞働時間中、幼児を預つて世話をする託兒所及び近時新たに唱導せられて來た**保育學校**もまた父母に代つて幼兒の心身の

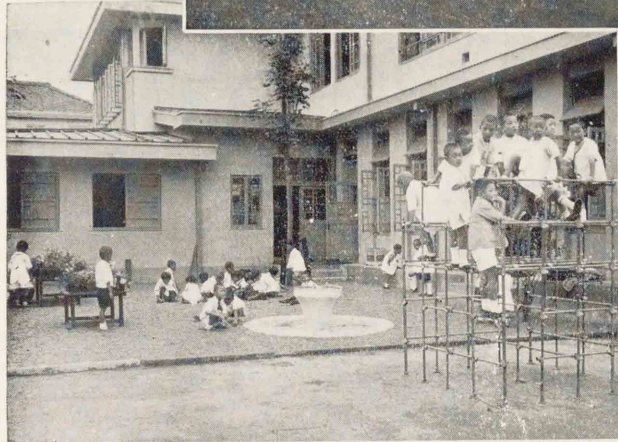
① Nursery school, は、イギリスにおいて、McMinn 女史によつて創設せられた。幼兒教育は、家庭において兩親のみによつては、往々にして誤を來すとして、専門的な幼兒童保育の必要を提唱してこれをはじめた。

(園稚幼町麴市京東) 園 稚 幼

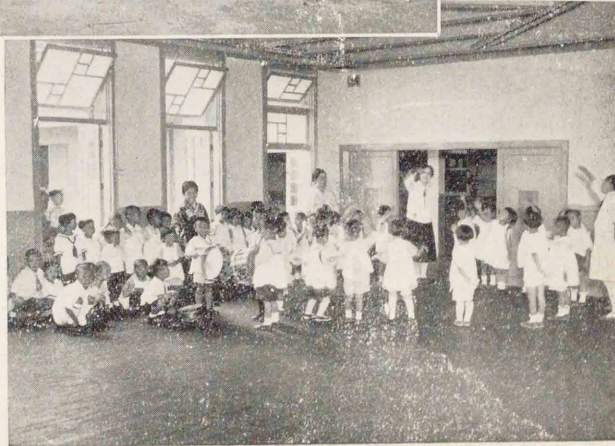
積木



自由遊戯



團體遊戯



感覺機關

一、自發活動の利用による誘導と良習慣の養成とが保育の原理である。

幼稚園の教育は、兒童心身の健全な發達を促すのを目的としてゐる。而して、幼兒の心的發達をはかるには、その自發的活動を利用しなくてはならぬ。ここに、廣い意味の遊戯の傾向^(一)を指導し、これによつて諸種の生活を誘導することは、その教育の第一原理とならなくてはならぬ。かの保育の項目^(二)とされてゐる狭い意味の遊戯、唱歌談話觀察及び手技は、この意味で與へられるのである。かかる兒童の自然に基づいた保育の方法が定められたのは、フレイベルの努力によるのであつて、彼は、實に幼稚園教育の開拓者であると共に、その大恩人である。

幼稚園は、かやうに自然的に發動する精神を導くのではあるが、一方には、幼兒の生活に良習慣を培はなくてはならぬ。規律

(一) 遊戯は、自發活動であるから(遊戯の性質を思ひ出せ)。

(二) 幼稚園令施行規則第二條 幼稚園/保育項目ハ遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等トス

勤勉及び正しい坐作進退などの習慣は、これを幼時から養はなると、後に困難することは、すでに述べたところであるが、この意味において、幼兒の生活を、作業その他によつて訓練することは、この教育の一つの原理といはなくてはならぬ。しかし、この場合にあつても、なほ、遊戯的指導を最上の原理として、自然のうちに躑けることを考へなくてはならぬ。徒らに強ひるのは、何等の効果もない。

二、遊戯觀察唱歌談話手技。

幼兒の自發的活動によつて四肢の筋肉を充分伸長せしめるやうな遊戯が、幼稚園教育において行はれることは、その心身發達のために缺くべからざることである。幼稚園の遊戯はこの意味で行はれ、通例、自由遊戯と共同遊戯とに分ける。自由遊戯^(三)は、各自の自由にまかせるもので、共同遊戯^(四)は、多數の幼兒が共同

(三) 砂遊び・ブランコ・おすべり・組木などがそれである。

(四) 一緒になつて舞踊し、行進するなど、いはゆる幼稚園の遊戯がこれである。

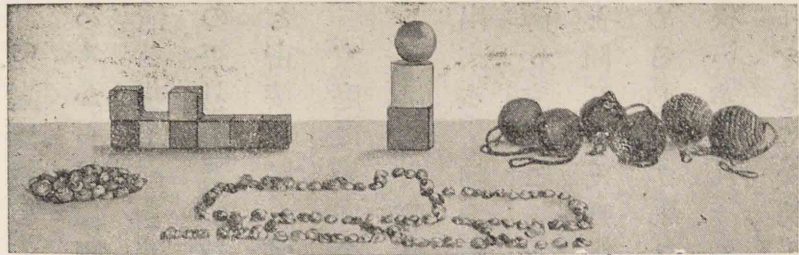
してなすものである。すでに遊戯について述べたやうに、この時期の幼児は、獨り遊びを主とし、漸く社交的な遊戯に入らうとする時代であるから、自由遊戯がその性質に合し、心身の發達に適してゐるのではあるが、共同遊戯もまた規律協同の社會的な態度を養ふ上に價值が少くない。これ等遊戯のために、幼稚園では、出来るだけ多くの遊具を具へ、その設備をなすべきである。

○ 幼児においても、すでに自然に對する興味を有し、動物の生活や植物の生長に好奇の眼を向けるものであることは、すでに説いた。かやうな興味かやうな傾向に基づいて、兒童の觀察を一歩づつ精確に導き、これと同時に、動植物あるひは自然に對する愛情を養はうとするものが、觀察である。これ等は、家庭においても心がけなくてはならぬが、幼稚園では、特に自然を觀察する機會を順序だてて與へ、そのよき發達をはかる必要がある。

兒童は、極めて幼少な時から旋律を楽しみ、律動を喜ぶものであるから、幼稚園においてもこれを課して、以て美しく楽しい心情を養ふべきである。かやうな場合に授ける唱歌は、その歌曲の平易、快活で、聲域の狭いことは勿論、歌詞の内容が兒童の生活と密接し、好んでこれを歌ふやうなものを選ばなくてはならぬ。

家庭において談話による教育の大切なことは、すでに述べた。これはまた直ちに幼稚園の教育にも當てはめて考へることが出来る。即ち、これによつて想像を練り、思想を豊かにし、感情を醇化することを得るからである。幼稚園においても、また家庭と同じく、ただ聴かしめるばかりでなく、兒童をして自ら語らしめる必要がある。兒童の思想は著しく斷片的で、談話の範圍も狭いが、これはその發達程度の然らしめるところであるから、これをして次第に明瞭に系統を立てしめるやうに努むべきであ

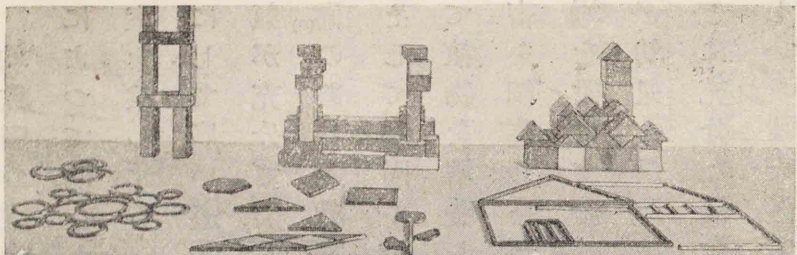
(四) 殊に、歌曲の反復、歌詞の戲曲的なものは兒童に好まれる。



(一のそ) 物 思

る。

兒童は、物の内容に對する疑問を懷き、時には破壊してもこれを窺はうとする本能的傾向のあることは、すでに述べたところであるが、また一方には、物を組立てようとする本能的傾向があり、あるひは思ふものを自ら作つて己を表さうとする傾向も強い。幼兒は、これ等の傾向によつて、物の構造を悟り、手と眼との調整に馴れ、感官を練り、ひいて想像思考などの働きを練習し、一方には物事に専心する習慣をも得るやうになるものである。かやうな傾向に基づいて課するものが、即ち手技である。故に、手技は、幼兒の自發的本能的



(二のそ) 物 思

な活動に満足を與へて愉悅を味はしめると共に、勤勞の良習慣を培ふことの出来る大切なものである。手技には種々あるが、所謂恩物によるものが多い。

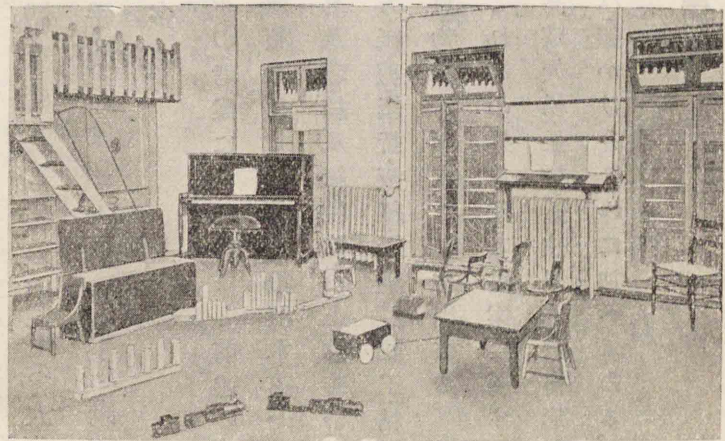
恩物は、フレールベルの考案にかかること前述の如くであるが、その種類として、六球三體積木、第一乃至、第四、色板並べ、箸及環絲及紐粒體、以上、狹義の恩物、紙刺縫取、書き方、紙剪、折板、組紙、疊、豆、細工、粘土、細工以上、廣義の恩物をあげる事が出来る。後、モンテッソーリは、これ等の外自家の考案に屬する、砂紙板、輕重木板、高塔、大梯、長梯、圓柱、嵌木、幾何形、嵌木、色絲並べ、紐結び、釦かけをこれに加へてゐる。

三 幼稚園の設備は。

(内)恩物は Gift の譯で、神から授けられたことを意味してゐる。

幼稚園の設備は、その保育の趣旨によつて明らかなやうに、遊園遊戯室を重んずる。日當りがよく高燥にして広い遊園、また、日當りよく換氣が充分で、出来るならば、外氣的設備のある遊戯室は、最も望ましい。

そして、遊園の一部には花園を設けて植物を培養し、動物舎を設けて家畜を飼養し、鳥類を飼ひ、あるひは砂場を設けて、屋外運動具を具へるなど、幼兒の豊かな觀察と自由な遊戯とに充分な機會を與へる設備がほしい。また、遊戯室にも出来るだけの玩具、運動具、樂器を具へ、充



(校學育保の國米) 備設の園稚幼

- (4) 幼稚園令施行規則第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ
- 一 敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト
- 二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戯室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト
- 三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト
- 四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト
- 五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、懸掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲スコト
- 三 歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲ヘシ
- (5) Open air 窓を大にして、外氣中にあると同様に空氣の流通をよくすること。

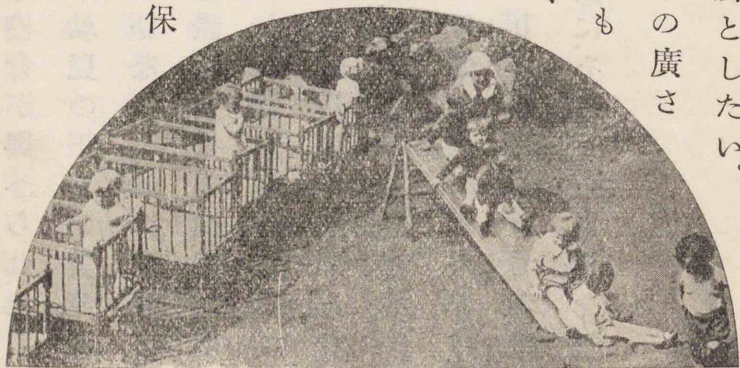
分活動的な遊びをなすことの出来る所としたい。

保育室は、保育に必要な器具を具へ、その廣さは、五人に一坪を最少限度とする。これも

また日光の射入の充分なるを理想とし、出来るならば、外氣的設備としたい。

現今、わが國にあつては、保姆一人の保育幼兒は、四十人以下とし、一幼稚園の幼兒數は百二十人以下(事情によつては二百人以下まで許される)と規定されてあるが、これも出来るだけ少數で、個別的な保育の餘地があるのを理想とする。

第三章 幼稚園と家庭



(ソドノロ) 備設外戸の園稚幼

- (4) 幼稚園令施行規則
- 第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人迄ニ増スコトヲ得
- 第四條 保姆一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

幼児は、幼稚園においては、家庭では見られない多数の同輩と交はり、また、家庭では出来にくい發達の機會が與へられ、そして比較的整つた環境が提供される。故に、幼児の正しい發達のためには、大きい利益をもたらすことは疑ひない。しかし、一方、多数の幼児が同一の場所に集り、しかも身體の抵抗力が弱いため、ややもすれば傳染性の病氣を得易く、また、保育監督が適當でない^(一)と、悪い言葉を習ひ覺え、坐作進退に思はぬ悪習が生ずるなどのことがない^(二)としない。かやうに、一方には利があると共に、他方には害もあるのであるから、幼児を幼稚園に入れたならば、家庭においては、よくその保育の状態を知り、これについて考究し、そして、これと聯絡ある教育をなすと共に、その足らざるを補ふの用意が必要である。

(一) 幼稚園は、傳染病の巢窟などといふ人がある。ここで、百日咳・風邪・皮膚病などに感染することは極めて多い。
(二) 幼稚園を経て小學校に入學した兒童が、行儀が悪いなどと非難され、落ちつきがないなどと批評されることが少なくない。これ等は、一つは保育の注意の不充分なことに原因する。

第四篇 小學校の教育

第一章 小學校教育の目的

一、小學校教育は、國民生活の基を築く重要な意味を有する。

小學校の教育は、國民生活の基調をつくり、一國文化の礎を築く上に極めて重要な意味を有してゐる。これ、その教育を受ける者が幼少であつて、著しく教育の影響を受け易く、しかも、ここにおいて築かれた道徳・知識の世界は、人の生活の最奥にひそんで大なる力をもち、ここに、その將來の基礎が定められるのである。り、しかも、國民の中には、この教育を以て終る者が極めて多く、従つて、國民の知識の水準をもその教育が決定するからである。されば、世界各國とも、國家が小學校教育の目的を定め、これを國民全般に及すために、これを強制教育としてゐる。

二、わが國小學校教育の目的は。

わが國小學校教育の方針は、小學校令第一條(一)に規定して、
 「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ
 基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以
 テ本旨トス」

とされてゐる。思ふに、國家社會における理想の進展にあづか
 るには、先づ、身體の健康を得なくてはならぬ。これを個人の生
 活にとつても、健康は第一の實である。しかも、兒童期は、發育の
 最も旺んな時で、最も**身體の保護と健康の獲得**に力を用ふべき
 時期であるから、教育の方針の第一歩をここに置くことは、意味
 の深いことといはなくてはならぬ。まして、身體と精神とは密
 接に關係し、身體を損ふときは、精神の發達も妨げられるもので
 あるから、一層この事を考慮すべきは當然である。

(一)今日の小學校令は、明治三十三年の改正令にかかり、後、明治三十六年・四十年などの數度にわたつて改定されたものである。

すでに述べたやうに、人が人として生存するのは、理想を持してその人格の完成をはかることにあるので、教育の必要な所以も、先づこの點に認められるのである。されば**道德教育**を以て小學校教育の方針とすることは、實に當然なことといはなくてはならぬ。

祖先から傳へられたこの國土に生まれた私たちは、この祖國の文化を發揚してこそ、世界の文化に貢獻することが出来るのである。されば國民生活の基調をなす小學校教育が、國家を隆盛ならしめ、祖國特有の文化を發展せしめる基礎を形づくるべき**國民教育**たるべきはいふまでもない。國民精神は、ここに涵養せられ、國民としての自覺も、國家に對する責務を果す基礎も、ここに得られるのである。

人が生活を營み、職責を果し、文化を發揚するには、いづれも種

種な知識さまざまな技能を必要とする。これ等の中には、個人にとつて特別に必要なものもあるが、^(一)社會に住む人、國家にその生を托する人として、共通に必要な知識技能がある。もし、人がこの種の知識なくして、ただ個人としてのみ必要な特殊な知識のほか有しないならば、結局、社會の一員として共同の理想を解し、文化の進展に参加することが出来ないこととなるのである。ここに、人は、先づ國民生活上、共通に必要な知識技能を得る必要がある。

三、かくて國家は義務教育の制度を定めた。

かやうにして、國家は、小學校教育により、國民として祖先と共にわが國の文化の發展をはかり、國運を隆盛ならしめる、人格の立派な、そして健康な人々、即ち、眞の國民を育成しようとしてゐるのである。されば、この教育の成否興廢は、國家の進展に關する。

(一)職業上に必要な知識技能などはこれである。

ることの著しいものがある。これ、明治五年學制^(二)を頒布して、強制教育の制度を採り、以來、五十有餘年、わが國文運の發達を期し來つた所以である。

現在、わが國では、滿六歳一日から滿十四歳に至る八個年を學齡とし、この期間内にある兒童を學齡兒童と稱してゐる。^(三)そして、學齡に達した日以後における最初の學年始(通例は四月、稀には九月)を就學の始期として就學せしめ、以後その修業年限たる六個年の課程を終るまでの教育を受けしめる義務を保護者が負ふこととなつてゐる。これ等の義務は、特別の理由のない限り、免除せられたり猶豫せられたりすることはない。これが即ち尋常小學校^(四)である。

小學校には、かやうな義務教育たる尋常小學校のほか、高等小學校がある。そして、その修業年限は、二個年または三個年で

(二)明治五年八月、太政官布告を以て學制が頒布され、ここに、全國統一的な教育制度が初めて布かれることになつた。この學制は、小學・中學・大學・師範教育などを規定した二百十三章に互る大法規であつた。これは、わが國現今の教育制度の基礎をなすものである。

(三)小學校令 第三十二條 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス (二項・三項四項略)

(四)小學校令 第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス 尋常小學校ノ教科トシテ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス 第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス 高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得

ある。

義務教育年限の六個年は、近時、國民必須の教育としては年限が短か過ぎるといふので、これを八個年とすべきであるといふ議論が起つてゐる。

第二章 養護

一、教育は三つの働きに分かれたる。

もと、教育は、すでに述べたやうな目的を達しようとして渾一な働きをなすものであるが、これを考へるに、教授訓練養護の三つの働きに分けることがある。教授は、主として正しい知識の世界を訓練は、主として善の世界を、そして養護は、主として健康を目標として、教育の渾一な働きに至らうとしてゐるのである。家庭の教育の如きにおいても、勿論これは考へられるが、殊に、學

校の教育は、組織的な形をとるために、通例、これ等の三つの働きを分けて考へてゐる。しかし、これ等三つの働きが、いつも教育全體として一つの働きに統合されるものであることを忘れてはなるまい。

二、養護の目的と方法上の考慮

養護が、兒童身體の發達を助けて健康を増進し、その機能を全うせしめることを目的とすることは、いふまでもないが、特に、學校教育において養護を説くのは、學校教育を受けるために起る特別な事情から生ずる身體上の危害を除き、更に進んで健康の増進をはかるためである。^(一)かかる考慮は、學校教育をなすに當つて、缺くことの出来ぬ考慮であつても、し、これ等の考慮を怠るならば、兒童は、學校に入つて身體の健康を増進することが出来ないばかりでなく、却つてそのために健康を失ふやうになるこ

(一) ① 學校病の發生を防ぎ、② 集團生活から來る傳染病の發生や傳播を防ぎ、③ 學習に於いての衛生的考慮をなすなどは前者であり、① 衛生的によい環境を與へ、② 體育運動によつて身體を鍛練し、③ 榮養を補給するなどは後者である。

とは疑ふべくもない。

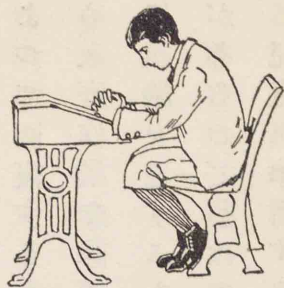
學校は、多數の兒童が集團する所であるから、まづそれに對する設備をなすと共に、家庭においては不可能な設備環境をしつらへて、その健康をはかることが必要である。このためには、高燥閑靜な校地を選擇し、採光換氣の充分な校舎を建築し、室温の調節をなすべき設備をなすなど、すべて衛生的な顧慮を拂ふべきである。

兒童が學習をなすに當つて、最も顧慮すべきは、疲勞である。疲勞は、仕事のために體內に疲勞毒素を生じ、貯藏物質が消耗せられるのに原因するもので、疲勞過度は、身體諸種の機能に障礙を生ぜしめる。殊に、幼少の兒童においては、その精神身體とも發育中であつて、疲勞に對する抵抗性が少いので、早く疲勞過度に陥り易い。長ずるに隨つて、この抵抗性は増すが、心身の負擔

は漸次増大するから、これを閉却することは出来ぬ。

故に、學校は、兒童に學習をなさしめるに當つて、この點につき種々な考慮を拂つてゐる。教授時間に相應する休憩時間を配して、教授による疲勞を回復することをはかり、また一定の日數を置いて**休業日**を設け、更に、困難な學科だけを續けて課することのないやうに考慮して、**授業時間割**を工夫するなどは、その考慮の一つである。學校においては、かやうに疲勞を除去する方法を講じてゐるが、疲勞は、結局、絶對的休憩ともいふべき**睡眠**によつて回復するものであるから、この點に鑑みて、始業時間を定め、家庭作業や課題を提出する程度をも加減すべきである。殊に、試験をなすことは、兒童を疲勞過度に陥らしめ、身體を損ふ虞があるので、行はぬこととなつてゐる。

兒童が學習する際の**姿勢**については、特に注意を要する。不



合場るぎ過低の掛腰 (上)
合場るぎ過高の掛腰 (下)

姿勢いなくし正 (左)

姿勢いし正 (右)

良な姿勢は、作業の能率を害し、疲労を増すのみでなく、これが習慣となれば、脊柱は彎曲するに至り、四肢の發達を害するに至ることもある。されば、學校においては、姿勢と共に、机、腰掛の選擇に注意し、衛生的なものを用ひることになつてゐる。

兒童は、學校生活のために屢、いはゆる學校病にかかることが少くない。はなぢ、頭痛、神経衰弱、視力障害、脊柱彎曲などは、その主なものである。これ等は、あるひは教授上の注意を怠つて兒童の負擔を過重なら

(一)机・腰掛が高過ぎたり低過ぎたりしては、姿勢は正しくなることが出来ぬ。故に机・腰掛は正しいものを選んで、上體を正しく眞直にし、頭の位置を正しくし、深く腰をかけて、脊を軽く倚靠に托し、兩足を床の上に置き、兩手を腹の上に置いて、前方に著目し、書物を讀む時には、その下端を持つて少しく前の方へ傾け、眼と紙面との間を約三十七釐ぐらゐ離し、また書寫する場合には、腰掛を前に引き、机と腰掛とを接せしめるやうにすべきものである。

しめ、あるひは校舎の設備や校具の選擇が不充分であり、あるひは姿勢の不良などに原因するものであるから、各方面にわたつて、細心の注意を拂はなくてはならぬのである。

學校は、また、多數兒童の集合し相接する所であるから、傳染病については、特に注意する必要がある。(二) 痘瘡、ヂフテリヤ、猩紅熱、發疹チフス、ペスト、赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス、流行性腦脊髄膜炎などの劇しい傳染性疾患はいふまでもなく、百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎(おたふく風邪)、風疹、水痘などの傳染性疾患の發生した時も、學校は、これが蔓延を防ぐために、その兒童の登校を禁止し、消毒その他の處置を講じなくてはならぬこととなつてゐる。

學校において、屢、兒童が突然腦貧血や日射病などにかかり、また時には不測の災害に遭つて傷を受け、あるひは異物を耳孔に

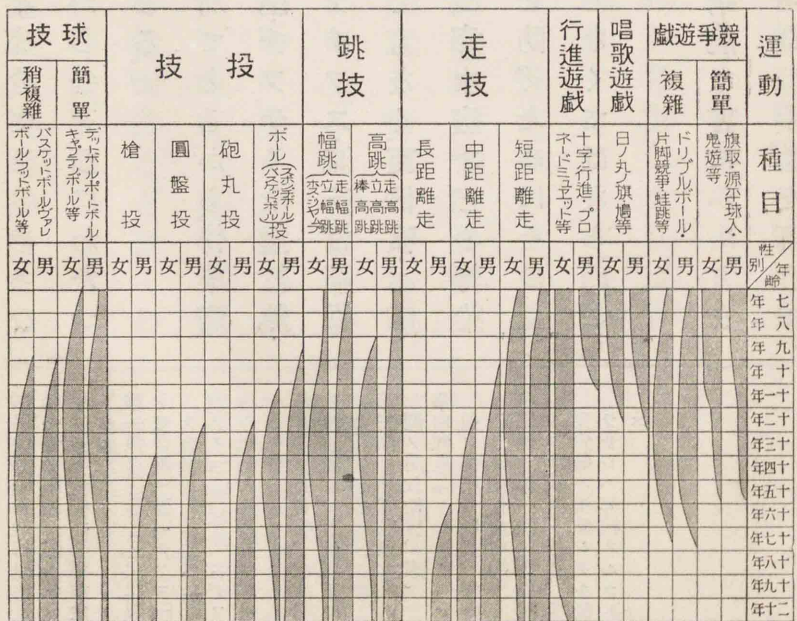
(二)學校傳染病豫防規程
第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

- 第一類 「コレラ」、赤痢(疫痢ヲ含ム)、腸「チフス」、「パラチフス」、痘瘡、發疹、チフス、「猩紅熱」、「ヂフテリヤ」、流行性腦脊髄膜炎、「ペスト」
- 第二類 百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、風疹、水痘。
- 第三類 肺、喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩。
- 第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病
- 第三條 第一類ノ傳染病ニ罹リタル職員、學生、生徒、兒童等ハ治癒シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

入れたりなどすることがある。かやうな場合には、先づ適當な應急處置を講じて醫師の來るのを待つのである。

かやうに學校においては、兒童の身體について種々な注意をなすと共に、體育の手法を工夫して、その健康を増進することに考慮を廻らしてゐる。

體育運動は、兒童心身の發達に應じて、充分に生理的衛生的考慮を拂はなくてはならぬ。いかなる種類の運動を、いかなる方法によつて、いかなる程度になすべきかは、その目的を達する上に極めて大切であつても、もし、その考慮を怠つてこれをなすとき



年 齡 に 適 し た し た 運 動

は、單に體育運動の効果をあげることが出来ないばかりでなく、却つてその害の測り知ることの出来ないものがあるから、それ等の點には充分注意を拂はねばならぬ。

身體の發育に留意するに當つて、兒童の發育状況を詳かに知ることの必要は、すでに述べたところである。學校においては、この目的のために、毎年兒童の**身體検査**を行つて、その發育の状況を明らかにする規定になつてゐる。^(四)

凡そ、これ等養護上の問題は、學校がこれに注意を怠らないといふだけでは効果をあげることが難しい。家庭においても、兒童の疲勞を過度ならしめないやうにし、^(五)姿勢を正し、體育運動の種類程度などに注意を拂ふと共に、萬一傳染病などの疑があつたならば、速かに醫師の診断を受けて、他の兒童に傳染しないやうにするなどの協力を怠つてはならぬ。畢竟かやうな協力的な

(四)運動のために身體を害する者が往々あるやうに。

(五)學生生徒兒童身體検査規定第一條 學生生徒兒童身體検査ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ、但シ止ムヲ得サル場合ハ五月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得

(六)睡眠時間を充分にし、家庭作業などにも適當に休憩時間を配するなど。

くしては、學校の養護は、その實をあげ難いからである。

第三章 教授

一、教授の任務は、知識技能を授け、知的活動の傾を培ふにある。兒童の知識を擴充し、またこれに技能を授けるのが、即ち教授である。教授は、兒童の智能を啓發し、知識内容をひろげると共に、自ら修學するの端を開くべきものである。^(一) 故に、教授に當つては、正しい知識、完き技能を授けるは勿論、これが教授に當つては、兒童の知的興味を喚起して、その自發的傾向によつて學習し、以て智能を練磨して自ら研究修學しようとする基礎を與ふべきである。この意味において、教授とは、兒童が授けられるものを受け入れるのみでなく、自ら學習しようとする心を導く働きといふべきである。^(二) かかる教授の任務を果すのは、もとより學

(一) この知識内容を授けるのを、教授の實質的目的と稱し、自ら修業するやうな知的活動の傾を與へることを、形式的目的といつてゐる。從來の教育學說には、この實質的目的を重んずる説と、形式的目的を重んずる説とがあるが、教授は、兩者相俟つてはじめて目的を達することが出来るものである。ただ從來の注入教授に對して、形式的目的を重んずべしとする考へ方を忘れてはなるまい。

(二) これを學習指導といふ。

校の任務であるが、今日のわが國の如き一學級の人員の多い學校の教授では、充分にその目的を果すことは容易でない。これが豫習復習^(三)などの家庭指導を必要とする所以であつて、この意味において、教授について家庭の協力を必要とするのである。

二、小學校の教科課程と教授用書

教授する材料を教材といひ、この教材を、その性質により一定の系統を以て排列したものを教科といふ。教科目の種類は、國民教育を達成する上に極めて重要であるから、國家は、これを一定して、全國一様に實施せしめてゐる。即ち、尋常小學校においては、修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操・裁縫(女兒)を必設科目とし、手工を加設科目としてゐる。高等小學校においては、修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・手工・唱歌・體操・實業(農業・工業・商業)の一科目または數科目(家事(女兒)・裁縫(女兒))を必設科目とし、外

(三) 學校の教授が、充分に手の届くやうに出来れば、この種の家庭の補導は必要がない。これは、やむを得ない臨機の處置である。

國語その他必要な教科目を加設科目としてゐる。これ等の教科目については、國民教育の統一上、國家は、各その目的とするところを定めてゐるが、この目的を達するために、教科目の難易により、また兒童の發達程度によつて、これを學年に配し、教授時數を定めて計畫を立てる必要がある。これを**教科課程表**といふ。而して、この課程表を基とし兒童の疲勞と教科の性質とによつて毎週の時間を排列したものを**教授時間表**といふ。

教授に當つて、その内容を規定すべき教科用書の良否は、その効果をあげるに大なる關係を有し、かつ、その價格の點についても、その義務教育たる關係上、考慮すべきものがある。わが國では、主として文部省において著作した**國定教科書**を使用せしめることに規定してある。

④小學校令施行規則
 第一條 小學校ニ於テハ小學
 校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シ
 テ兒童ヲ教育スヘシ
 道徳教育及國民教育ニ關聯
 セル事項ハ何レノ教科目ニ
 於テモ常ニ留意シテ教授セ
 シコトヲ要ス
 知識技能ハ常ニ生活ニ必須
 ナル事項ヲ選ビテ之ヲ教授
 シ反覆練習シテ應用自在ナ
 ラシメンコトヲ務ムヘシ
 兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セ
 シメンコトヲ期シ何レノ教
 科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒
 童ノ心身發達ノ程度ニ副ハ
 シメンコトヲ要ス
 男女ノ特性及其ノ將來ノ生
 活ニ注意シテ各々適當ノ教
 育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ
 各教科目ノ教授ハ其ノ目的
 及方法ヲ誤ルコトナク互ニ
 相聯絡シテ補益センコトヲ
 要ス
 ⑤小學校令施行規則第四號表
 第五號表及び第六號表

| 計 | 實業 | | 體操 | 唱歌 | 手工 | 圖畫 |
|------|-------------------|-------------------|-------|--------------------|--------------|---------------------|
| | 男 | 女 | | | | |
| 男二〇九 | 二五 | 二五 | 三 | 一 | 一 | 一 |
| 女三〇九 | 四 | 四 | 三 | 一 | 一 | 一 |
| | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方 | 衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要 | 遊戯及競技 | 單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌) | 簡易ナル製作、製圖、手藝 | 簡單ナル形體 |
| 男二〇九 | 二五 | 二五 | 三 | 一 | 一 | 一 |
| 女三〇九 | 四 | 四 | 三 | 一 | 一 | 一 |
| | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方 | 衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要 | 遊戯及競技 | 單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌) | 簡易ナル製作、製圖、手藝 | 簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫) |

第六號表 「高等小學校教科課程表」 「修業年限三箇年ノモノ」

| 算術 | 國語 | 修身 | 學年 | | |
|----------------|-------------------------|-----------------------|-------|-------|-------|
| | | | 第一學年 | 第二學年 | 第三學年 |
| 四 | 六 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 數的計算、小數、分數、數ノ代 | 日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方 | 道徳ノ要旨 | 道徳ノ要旨 | 道徳ノ要旨 | 道徳ノ要旨 |
| 比例、歩合算、數ノ代數的 | 日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方 | 第一學年、第二學年ノ課程ノ補習(日用簿記) | | | |

も、その義務教育たる關係上考慮すべきものがある。わが國では、主として文部省において著作した國定教科書を使用せしめることに規定してある。

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ課ルコトナク五ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス
 四 小學校令施行規則第四號表・第五號表及び第六號表

第四號表 (尋常小學校教科課程表)

| 學年 | 科目 | 時數 | 第一學年 | | 第二學年 | | 第三學年 | | 第四學年 | | 第五學年 | | 第六學年 | | |
|-------|----|----|------------------|-------------------------|------------------|-------------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|--------------|----------------------|--------|
| | | | 授時數 | 要旨 | 授時數 | 要旨 | 授時數 | 要旨 | 授時數 | 要旨 | 授時數 | 要旨 | 授時數 | 要旨 | |
| 尋常小學校 | 國語 | 二 | 一〇 | 發音、日常須知ノ文字及近キ方、讀ミ方、綴リ方、 | 二 | 假名、日常須知ノ文字及近キ方、讀ミ方、綴リ方、 | 二 | 日常須知ノ文字及近キ方、讀ミ方、綴リ方、 | 二 | 日常須知ノ文字及近キ方、讀ミ方、綴リ方、 | 二 | 日常須知ノ文字及近キ方、讀ミ方、綴リ方、 | 二 | 日常須知ノ文字及近キ方、讀ミ方、綴リ方、 | |
| | 算術 | 五 | 百以下ノ數ノ方、簡易ナル計算方、 | 五 | 千以下ノ數ノ方、簡易ナル計算方、 | 六 | 整數ノ計算、方、綴リ方、 | 六 | 小數ノ計算、方、綴リ方、 | 四 | 整數ノ計算、方、綴リ方、 | 四 | 比例ノ計算、方、綴リ方、 | | |
| | 國史 | | | | | | | 二 | 要日本地理ノ大要 | 二 | 要日本地理ノ大要 | 二 | 前學年ノ續キ | 二 | 前學年ノ續キ |
| | 地理 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 理科 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 圖畫 | | | | | | | | | | | | | | |
| 唱歌 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 體操 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 裁縫 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手工 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | |

第五號表 (高等小學校教科課程表) (修業年限二箇年ノモノ)

| 學年 | 科目 | 時數 | 第一學年 | | 第二學年 | | |
|-------|----|----|---|----|--|----|--|
| | | | 授時數 | 要旨 | 授時數 | 要旨 | |
| 高等小學校 | 國語 | 六 | 日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、 | 六 | 日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、 | 六 | 日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、 |
| | 算術 | 四 | 整數、小數、分數、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算 | 四 | 比例、步合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算、(日用簿記) | 四 | 比例、步合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算、(日用簿記) |
| | 國史 | 二 | 國史ノ大要 | 二 | 前學年ノ續キ | 二 | 前學年ノ續キ |
| | 地理 | 二 | 外國地理ノ大要 | 二 | 地理ノ補習 | 二 | 地理ノ補習 |
| | 理科 | 二 | 植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要 | 二 | 自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要 | 二 | 自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要 |
| | 手工 | 二 | 簡易ナル細工 | 二 | 簡易ナル細工 | 二 | 簡易ナル細工 |

| 計 | 裁縫 | 家事 | 實業 | 體操 | 唱歌 | 手工 | 圖畫 | 學年 | |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|------|-----|
| | | | | | | | | 授時數 | 每週教 |
| 女男 三〇九 | 四 | 二五 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 第一學年 | 二 |
| | | | | | | | | 第二學年 | 二 |
| 女男 三〇九 | 四 | 二五 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 第一學年 | 二 |
| | | | | | | | | 第二學年 | 二 |
| 女男 三〇九 | 四 | 二五 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 第一學年 | 二 |
| | | | | | | | | 第二學年 | 二 |

第六號表 「高等小學校教科課程表」 (修業年限三箇年ノモノ)

| 計 | 裁縫 | 家事 | 實業 | 體操 | 唱歌 | 手工 | 圖畫 | 理科 | 地理 | 國史 | 算術 | 國語 | 修身 | 學年 | |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|-----|
| | | | | | | | | | | | | | | 授時數 | 每週教 |
| 女男 三〇九 | 四 | 二五 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 四 | 六 | 二 | 第一學年 | 二 |
| | | | | | | | | | | | | | | 第二學年 | 二 |
| 女男 三〇九 | 四 | 二五 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 四 | 六 | 二 | 第一學年 | 二 |
| | | | | | | | | | | | | | | 第二學年 | 二 |
| 女男 三〇九 | 四 | 二五 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 | 四 | 六 | 二 | 第一學年 | 二 |
| | | | | | | | | | | | | | | 第二學年 | 二 |

三、學級の編制は、

現在の小學校においては、年齢の略同一な者を同一學年とし、これ等の兒童を一教室に集めて一教師がこれを教授する。これを學級といふ。學級は、同一學年兒童だけで編制したもの、即ち

| 計 | 裁縫 | 家事 | 實業 | 體操 | 唱歌 | 手工 | 圖畫 | 理科 | 地理 | 國史 |
|------------|--------------|-------------------|----------------------------------|-------------|--------------------|--------------|---------------------|--|---------|--------|
| 女男 三〇二九 | 四 | | 女男 二五 | 三 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 |
| | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ | 衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要 | (農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要 | 體操 遊戯及競技 | 單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌) | 簡易ナル製作、製圖、手藝 | 簡易ナル形體 | 植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要 | 外國地理ノ大要 | 國史ノ大要 |
| 女男 三〇二九 | 四 | | 女男 二五 | 三 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 |
| | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ | 衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要 | (農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要 | 體操 遊戯及競技 | 單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌) | 簡易ナル製作、製圖、手藝 | 簡易ナル幾何畫 | 自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生上ノ大要 | 地理ノ補習 | 前學年ノ續キ |
| 女男 三〇一 | 五 | | 女男 二六 | 三 | 一 | 一 | 一 | 二 | 二 | 二 |
| | 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ | 衣食住、看病、育兒、一家經濟ノ大要 | (農)農業ノ大要 (工)工業ノ大要 (商)商業ノ大要 | 體操 遊戯及競技 | 單音唱歌 (簡易ナル複音唱歌) | 簡易ナル製作、製圖、手藝 | 簡易ナル形體 (簡易ナル幾何畫) | 理科ノ補習 | 地理ノ補習 | 國史ノ補習 |

三、學級の編制は。

現在の小學校においては、年齢の略同一な者を同一學年とし、これ等の兒童を一教室に集めて一教師がこれを教授する。これを學級といふ。學級は、同一學年兒童だけで編制したもの、即ち、單式學級を通例とするが、時には、事情により二學年以上の兒童を一學級として複式學級を編制することもあり、また兒童數の極めて少數な場合には、全校兒童を一學級とする單級を編制することもある。

これ等の學級の兒童數は、尋常小學校は七十人、高等小學校は六十人を限度とする。しかし、事情によつては、各十人まではこれを増すことの出来る規定である。(5)

四、教授はかくして行はれる。

教授しようとする内容は、先づ教科書及び教科課程表による

(5) 小學校令施行規則
第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下、高等小學校ニ在リテハ六十人以下トス
特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マデヲ増スコトヲ得

ことはいふまでもないが、これ等は、全國一様に定めたものであるから、その地方の特別な事情に應じ、また、その學級編制の方法によつて教授の内容を斟酌し、これを學期週に分かつて排列し、他教科との連絡を考へ、かつ、参考材料などを含む教授細目をつくらなくてはならぬ。教師はこの教授細目によつて、更にその内容について精細に調査し、かつ、兒童の心的發達から考へていかなる順序によつて、いかに教ふべきかの教授案、即ち、學習指導案をつくつて、教授の準備をする。

兒童をして確實に知識を得しめるには、かやうな準備と共に、教授の手續方法を定めてこれを行はなくてはならぬ。かやうな手續方法は、教材の内容によつて定められるが、大體において標準となるものがある。これを名づけて教授の段階といふ。教授の段階は、種々な考案が行はれてゐるが、現在用ひられてゐ

(4) 地方によつて、氣候・風土が異なり、人情も異なつてをり、従つて、教科書の通りに一様に教授することが出来ないのでなく、時に、その地方に特に重んじて教へなくてはならぬこともある。

るのは、大體、豫備提示整理及び應用の四段階である。

豫備 教授の目的⁽⁴⁾を示し、學習せんとする欲求を喚起し、また新教材に關係ある既習の觀念を質問によつて想ひ起さしめることが、即ち豫備である。豫備は、兒童に學習しようとする欲求を喚起して、學習を圓滑確實になすために極めて必要な手續である。

提示 兒童の知的欲求に對して、新教材を提示することである。ひは直觀に訴へ、あるひは問答をなし、あるひは説明をなして、その間に、兒童をして充分新しい知識を收得せしめる。

整理 提示によつて收得した知識を概念法則などに導き、これを概括せしめて、既有的知識系統の中にこれを編入するもので、これによつて知識はよく要約せられて、兒童の心裡に了得されることとなる。

應用 了得された知識を更に確め、これによつて實際生活上の事項を解釋せしめ、その活用の方法を知らしめようとするものである。

これ等は、教授の踏むべき普通の順序であるが、いづれに重きを

(4) 教授の目的を知らなければ、兒童は何を學ぶべきかがわからない。

(5) 學ばうと思はない者には教へることは出来ない。私たちが、氣にかかることがあつて教室へ入るときのことを考へて見よ。

(6) 學習することはただ新しい事を學ぶといふことではない。從來知つてゐることの基礎がなくてはならない。

おくべきかは、教材によつておのづから異ならねばならぬことはいふまでもない。^(三)

教授は、かやうにして行はれるのであるが、この場合、教師と児童とがいかなる關係で動くかについて見ると、種々なものを區別することが出来る。かかる教師と児童との間に起る活動の様態形式を、**教式**もしくは**教授の様式**といふ。教式には、教師が主として活動し、児童はそれに従つて學ぶ**注入教式**と、これに反して、児童が主として活動し、教師は補導の地位に立つ**啓發的教式**とがある。いはゆる**示教式**、**示範式**、**講話式**は注入教式に屬し、**問答式**、**課題式**などは、啓發的教式に屬する。今、その一般について簡単に説明しよう。^(四)

示教式 實物、繪畫標本などを示し、あるひは實驗して、児童にこれを觀察せしめ、教師がこれに説明を加へる方法であつて、直觀に訴へて了

(三)たとへば、理科の實驗觀察などを指導するに當つては、目的を明らかにしておかなくては、児童は何を觀察すべきかがわからないのであるから、特に目的を示すために、豫備に重きをおかなくてはならぬ。しかし、體操の教授では、正しい立派な手本を示すことが大切で、提示を重く見なくてはならぬが如くである。従つて、實際に教へるに當つては、この形式に因はれてはならないのである。

(四)次の私たちの學科の學習は、大體いかなる教式でなされてゐるか。

體操 理科實驗 裁縫

得せしめようとするものである。

示範式 模範を示してこれに倣はしめるものであつて、圖畫、手工のや

うな技能學科は、その學習過程の性質上、これによることが多い。

講話式 教師が講述して児童に聽かしめるものであつて、修身、地理、歴史のやうなものは、この方法によつて教授せられることが多い。

問答式 教師と児童とが相互に發問應答して教授を進めるものである。この方法は、いづれの學科にも用ひられることが多く、児童の注意を集め、思考を練る上に効果があるもので、一面児童の知識了得の程度をも知ることが出来る。

課題式 問題を與へて、児童自身の活動により知識を了得せしめるもので、算術、綴方などに用ひられ來つた方法である。

これ等の教式のうち、注入教式は、児童の活動を重んじ、その知的興味を喚起する點において、啓發的教式に比べて價值が少い。事物の觀察、實驗のやうなものも、児童自ら疑問を持して觀察し、

實驗し、更に、自らその結果について思慮をめぐらすことによつて、兒童の知的興味を喚起し、初めて眞の教授の目的を達することが出來よう。また修身地理國史のやうな學科にあつても、兒童が自ら有する問題があるひは書籍により、あるひは質問によつて解決し、以て知識を得しめる方法が、知的興味の喚起に有效なことが多い。教授が形式的目的を重んじ、教育の中心を兒童におくに從つて、啓發的教式は漸次盛んとなりつつある。プロジェクト法またはダルトン案のやうなのは、かやうな意味において考案された學習指導の方法である。

プロジェクト法^③は、學習材料を兒童の實際生活上の問題とするところを基として選擇し、これを解決する計劃を立てしめ、兒童自らの努力と工夫とによつて實際の考案をなさせようとしてゐる。ダルトン案^④は、パーカースト女史^⑤の



史女トスカーバ

③ Project method (構案教授
など譯す)
④ Dalton Laboratory plan
⑤ Helen Parkhurst.

創案にかかり、先づ、ある時期に考究しようとする問題の題目とその分量とを豫め定め、教師の與へる指導案に從つて、參考書標本などの備はる學習室で、兒童自らの努力によつて、これを解決せしめる案である。これ等は、いづれも従來の教授方法の缺陷を補ふものとして、峻ふるところが多いものである。

五 學習の結果を正しく見て、今後の計劃をたてねばならぬ。

教授し、學習を指導するときには、いづれもその効果を豫想するものである。この教授の効果を窺はうとするものが成績考査であつて、この考査の結果を示すものが**學業成績**である。かく學業成績は、學習の効果の如何を示すものであるから、學校において、は勿論家庭においても、これによつて兒童の學習状態を知ると共に、またこれに從つて今後の學習指導について考慮するところがなくてはならぬ。そのためには、まづ、學業成績の實

状について知悉すると共に、若し缺陷があるときは、まづ原因についてこれを究めて、児童の學習をよく指導する事を考ふべきである。かの盲目的に児童を鞭撻して學業成績を向上せしめんとするが如きは、決して児童を愛する所以ではない。

第四章 訓練

一、學校では學校特有の訓練をすることが出来る。

児童は、學校生活を営むことによつて、多數の同輩と伍し、年長と交はり、年少と擁し、かつ、共に一定の課業に服するため、ここに家庭とは異なつた一つの社會生活をなすに至り、家庭だけでは訓練することの出来ぬところを、よくなし得るものである。

學校における訓練の方法には、道德意識^(一)を開發して道德的行爲を發達せしめようとするものと、行爲そのものを指導しよう

(四) 學業成績を決定する原因
(1) 智能。
(2) 學科に對する興味の有無。
(3) 勉學時間の多少。
(4) 勉學に適する氣質の有無(忍耐・持久・敏速など)。
(5) 家庭の狀態が勉學に適するか否か。
(6) 家庭の養ひ。

(四) とせば、智能の低い児童に勉學を強ひても效果のあがるものではない。更に、幼少の時から持久の習慣のない児童に學業成績が悪いからといつて、急に勉學を強ひても無理で、かかると無理解な鞭撻のために害はれる児童は極めて多いものである。まづ勉學の習慣を両親が忍耐してつける工夫をすべきである。

(一) 善とは何ぞや、惡とは何ぞや、即ち善惡判斷の標準についての考の如き。

とするものとの二つに區別することが出来る。修身教授もしくは訓話のやうなものは、道德意識の開發を目的とするもので、示範・賞罰あるひは運動遊戯作業學習などの際に行はれる訓練は行爲そのものの指導といふことが出来る。

修身教授は、教育に關する勅語の趣旨に基づき、児童の日常生活に近接した事例を示して、系統的に道德意識を開發することを目的として行はるべきである。

訓話は、児童の日常生活に起る諸種の事項をとらへて、これを戒め、あるひは児童に時々必要な訓練を與へる時などに用ひられるもので、その修身教授と異なるところは、児童の直接な行動を材料とし従つて、強ひて系統を重んじない點にある。

遊戯において、規律・協同・正義の念を養ふことが出来るのは、常に見るところである。就中、團體遊戯の訓練における價值は極

めて大である。英國における有名なイートンラグビー(一)などの學校が、その訓練の最も重要な手段として遊戯を用ひるといふやうなのは、いかに遊戯の訓練的價値の大きいかを示すものである。

學校にあつて作業し學習するに當つて、その間、勤勞の精神を涵養することの出来るのはいふまでもない。また同級會遠足學藝會あるひは兒童劇なども、兒童の訓練上種々な効果があるものである。これを要するに、學校における訓練は、多數兒童の間にあるがために、家庭において達せられない克己忍耐協同服從親切正義な



技 競 - ビ グ ラ

(一)ラグビー競技は、この學校を發祥としてゐる。

どの諸徳を涵養することが出来るのを特徴とするのである。(二)

第五章 學校と家庭

世には、兒童を就學せしめると、その教育はすべて學校で行はれるかのやうに考へる者がある。しかし、すでに述べたやうに、學校の教育も、家庭の協力なくしては行はれ難い。これ、家庭は、どこまでも兒童生活の根據であつて、その指導が重要な關係をもつてゐるからである。これがため、學校においては、父兄會保護者會などを開催してその連絡をはかり、あるひは家庭訪問をなし、また通信簿(一)を發してその協力を求めてゐるのであるから、家庭にあつて教育の任に當る者は、よくその趣旨を解して、相互に相寄り力を協はせて、兒童の教育に當るべきである。家庭にあつては、よく兒童の身體について知悉して、學校と協

(二)家庭においては、學校の訓練に對して、いかなる考をもつてゐなくてはならぬか。意見を述べよ。

(一)通信簿の諸事項は、家庭にいかなる協力を求めてゐるか。

力し、その保護のためにも、健康の増進のためにも、適當な處置を怠らず、兒童の學習についても、學校との連絡を怠らず、殊に訓練については、學校の方針と一致して、兒童の道德的傾向の正しい發達を期さなくてはならぬ。

かく、學校と家庭とは、協力して兒童の教育の任に當らなくてはならぬのであるが、この場合、最も大切なのは、兒童の兩親と教師との親和と、兩親の教師に對する敬愛の念とである。これなくしては、學校の教育と家庭の教育とが一致して効果を擧げることが望み難く、ここにも兒童教育の根底の一つが見出されるところといつてよいのである。

第六章 わが國の學校系統

一、わが國の學校系統は、まづ普通教育と専門教育とに分かれ

(一)すでに述べた傳染病の時の處置の如きもそれであるが、もし、兒童の發育・健康について問題があつたら、直ちに學校へ通知して、注意を乞ひ、運動會・遠足などの趣意をよく體して、効果をあげるやうにするなど。

(二)もし學習が會得されてゐないときは、學校の注意を乞ひ、學校の學習について訊してその發達に力を用ひるなど。
(三)學校で禁じてゐることを家庭で許したり、學校で努めてすることを家庭で顧みないやうでは、兒童の道德的傾向は正しい發達を遂げない。

る。

わが國の學制は、明治五年の學制頒布にその源を發してゐるのであるが、その制度は、今日に至つて略整頓せられ、わが國特有の系統を形づくつてゐる。これを分かつて、初等教育中等教育高等教育とし、その目的によつて、普通教育専門教育特殊教育となすことが出来る。

普通教育は、その名の示すやうに、一般的教育を目的とするもので、小學校が基礎となつてゐる。

中學校は、修業年限五個年、女子中等學校たる高等女學校は、修業年限五乃至四個年で、共に尋常小學校の卒業者を入學させる。

高等學校は、修業年限七個年を原則とし、男子の高等普通教育を完成するのを目的とする。その高等科は文理二科に分かれ、修業年限は三個年、尋常科は、中學校に相當するもので、修業年限

(一)この學制は、大體その範をフランスの制にとつて定めたものである。

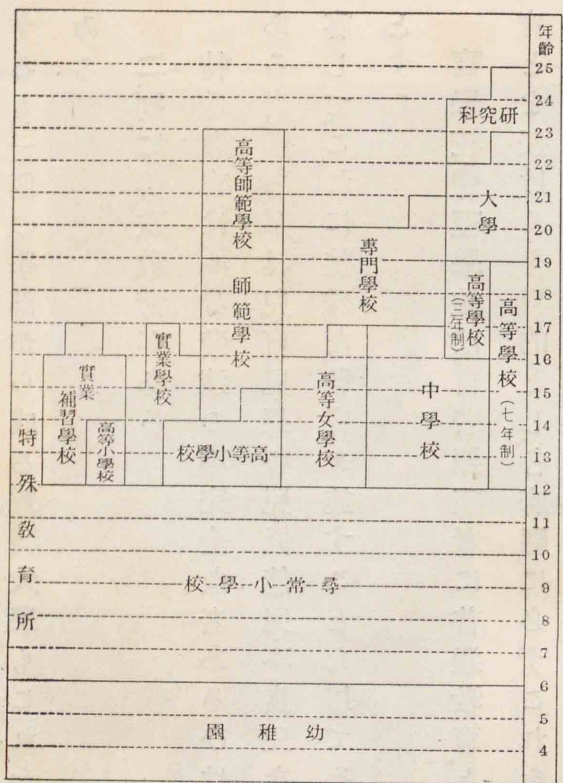
は四個年である。別に尋常科を有しない高等學校もあつて、これは中學校四年の修業者を入學せしめる。女子の高等普通教育のためには、高等女學校に二個年若しくは三個年の高等科を置くことが出来る規定になつてゐる。

このほか、普通教育に關係して、教員養成を目的とする師範學校がある。小學校教員を養成するものを師範學校とし、中等教員を養成するものを高等師範學校とする。

専門教育は、専門の教育を施すを以て目的とする。

實業學校は、實業に従事するに必要な専門の知識・技能を授けて、職業教育を施す目的を有するもので、中等程度の商業學校、工業學校、商船學校、農業學校、水産學校などは、これに屬し、高等な程度の實業教育を施す高等商業學校、高等工業學校、高等商船學校、高等農林學校などもまたこれに屬する。

専門學校は、高等な學藝を授けるのを目的とし、中學校高等女學校の卒業者を入學せしめて、三個年以上の教育を施すもので、



わが國の學校系統

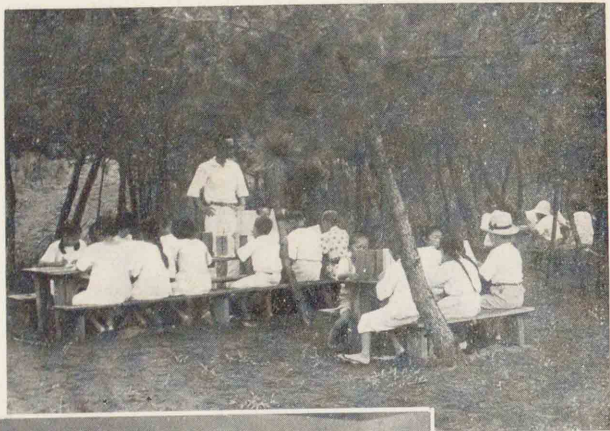
家に必要な學術の理論及び應用を教授し、並びにその蘊奥を攻究する所であつて、高等學校卒業者を入學せしめ、三個年乃至四

醫學專門學校、藥學專門學校、外國語學校、美術學校、音樂學校、女子專門學校など、これに屬する。大學は、國

(一)例へば東京帝國大學は、法・文・理・醫・工・農・經濟の七學部を具へてゐる。
(二)例へば各地の醫科大學の如き。

(一のそ) 育教殊特

白十字會茅ヶ崎林間學校



瀧野川學園 (兒童が自身で智能を測定してゐるところ)

多摩少年院



個年の教育を行ふ。大學は法學・商學・工學・文學・理學・醫學・經濟學・農學の數個學部から成る綜合大學^(二)を本則とするも、一個の學部から成る單科大學^(一)もこれを認めてゐる。

二、別に特殊教育がある。

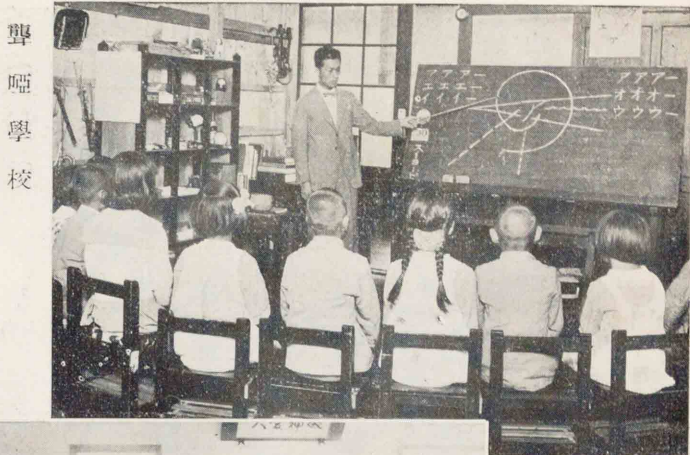
特殊教育は、心身發達の不完全な者あるひは缺陷のある者即ち、不具兒・盲兒・聾啞兒・低能兒・不良兒などを收容して、これに特殊な教育を施すことを以てその目的とする。

盲學校・聾啞學校は、盲者・聾啞者に普通教育と職業教育とを授けるを目的とし、各府縣に必ずこれを設くべき規定である。盲兒には點字を教へ、これによつて知識を授け、技藝を修めしめ、聾啞兒は、指話法あるひは口

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ン | ワ | ラ | ヤ | マ | ハ | ナ | タ | サ | カ | ア |
| キ | リ | イ | ミ | ヒ | ニ | チ | シ | キ | イ | |
| ウ | ル | ユ | ム | フ | ス | ツ | ス | ク | ウ | |
| エ | レ | エ | メ | ヘ | ネ | テ | セ | ケ | エ | |
| ヲ | ロ | ヨ | モ | ホ | ノ | ト | ソ | コ | オ | |

表字點本日

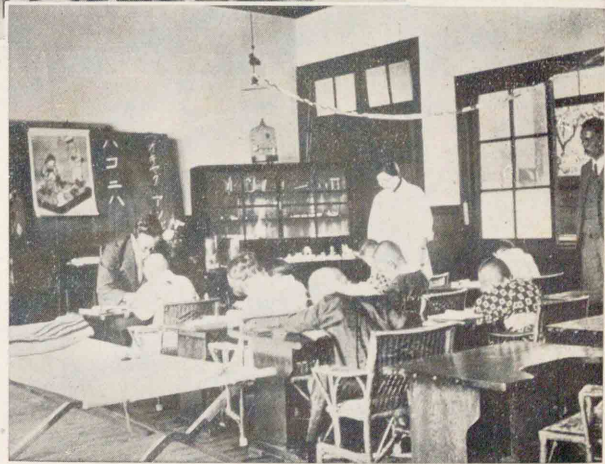
(二のそ) 育 教 殊 特



聾 啞 學 校



岐 阜 訓 盲 院 の 地 理 教 授



光 明 小 學 校 (左 端 の 寝 臺 は、カリエス 等 の ため 發 熱 した 兒 童 を 寝 か した ま ま お 話 な ど を 聴 け せ る た め の も の)

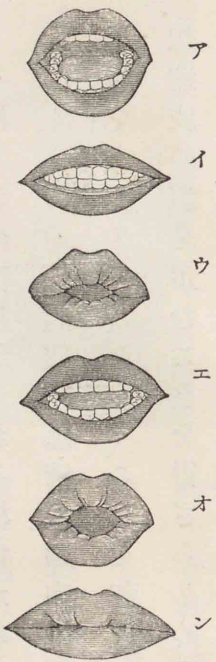


圖 形 口 音 發

話 法 を 教 へ、こ れ に よ
つ て 知 識 を 啓 き、技 能
に 達 せ し め る の で あ
る。

身 體 虛 弱 な 兒 童 を 教 育 す る た め に は、**林 間 學 校** 精 神 の 薄 弱 な
兒 童 を 教 育 す る た め に は、**低 能 兒 學 校** の 設 が あ る が、現 今、わ が 國
で は、僅 か に 一、二 の 學 校 を 見 る に 過 ぎ な い。
そ の 他、**不 具 者 學 校** は 不 具 者 を、**感 化 院** **矯 正 院** は 不 良 少 年 を 收
容 し て 教 育 す る も の で あ る。こ れ 等 は、い づ れ も 社 會 の 幸 福 を
増 進 し、個 人 の 福 祉 を 保 護 す る た め に 必 要 な 教 育 施 設 で あ る。

(回) 例 へ ば、白 十 字 會 茅 ヶ 崎 林
間 學 校 の 如 き。

(回) 東 京 市 外 に あ る 瀧 野 川 學 園、
伊 豆 大 島 に あ る 藤 倉 學 園 な ど
は こ れ で あ る。

(回) 東 京 市 立 光 明 小 學 校 の 如 き。

(回) 各 府 縣 立 感 化 院 の 如 き (内
務 省 の 管 轄 に 屬 す る)。

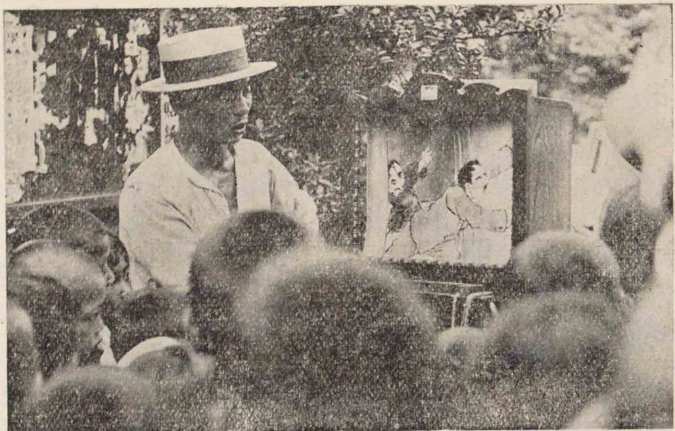
(回) 司 法 省 の 管 轄 に 屬 す る。不
良 少 年 感 化 施 設、多 摩 少 年 院、
浪 速 少 年 院 な ど は こ れ で あ る。

第五篇 社會教育

一、教育の目的の達成には、社會によるものを考へねばならぬ。人は、社會の一員として生活し、常にこれと離れ難い關係にある。かかる關係は、幼時と雖も同じく、常にその影響の下にあるといはねばならぬ。されば、家庭や學校の教育がいかにかにその理想とするところを達成しようと努めても、社會における諸種の影響がこれと協力しないならば、その目的を達することが出来ぬ。まして、學校を卒業して、實社會において種々な生活を營むやうになれば、直接導かれる機會がないだけ、社會の影響は一層大きく、その道德狀態や感情の趨向、思想傾向などは、人々の道德思想を支配すること多く、これを忽にしては、人々をしてその理想達成の道を歩むことを得ざらしめるに至るといはねばならぬ。

(一)兒童でも、街路や村の辻に出れば、すでに社會の影響から離れるわけにゆかぬ。

(二)學校教育のやうな。



紙 芝 居

ぬ。されば、社會について、その風潮を正し、民衆の思想を整へて、教育所期の理想を達するために種々な考慮を廻らすと共に、直接社會に居る人々に對して教育的な施設をなすことは、極めて大切である。かやうな意味の教育を社會教育といふ。

二、社會教育はいかにして行はれるか。

社會教育上の種々な考慮も、これを、その主なる方面から見て、身體の健康をはかるべき體育、知的修養を遂げさすべき知育、道德的生活を導くべき德育の三とすることが出来る。

體育的方面 社會一般の人々は、皆それぞれその職務に忙しいため、身體的修練は多く怠られがちになるものである。故に、社會教育を企てるに當つては、先づ、この點に著目し、學校の運動場を開放し、あるひは公開運動場を設けるなど、出来るだけ運動の設備をなして、直接その指導をなすと共に、**競技會**を開催し、あるひは體育の講演會を開きなどして、社會の人々の間に、運動によつて健康を増進しようとする風潮をつくる必要がある。なほ、一面においては、人々の**衛生思想**を養はなくてはならぬ。この目的のためには、ポスターを掲げ、パンフレットを配布し、あるひは講演會を開くなど、種々な考慮を必要とする。

知育的方面 學校教育で受ける知育は、知的修養の基礎をなすに過ぎぬものである。人は、この基礎の上に立ち自ら正しい知識の修養をしなければ、その本來の目的を達することが出来ぬ。

(三)市民運動會・村民運動會の如き。

かかる知的修養の道に人を導き、その興味を喚起し、人々の知的世界の擴充をはかるのが、社會教育における知育の目的である。社會公衆の知的嚮導の機關として最も注意すべきものは、**新聞雑誌**である。新聞雑誌は、殆んど社會全體の人々がこれに接するものであるから、記事の内容や傾向^(四)または興味^(四)の中心とするところが、人々の思想の傾向や興味を左右し、輿論を支配することは、極めて大なるものがある。新聞は社會の**木鐸**であるといはれるのは、このためである^(四)。されば、新聞雑誌を、正しい要求によつて理想的なものとし、以て自然と社會の人々の正しい導きになることを期すると共に、いつもこれを見るに批判的な態度を採るやう導くことを忘れてはならぬ。

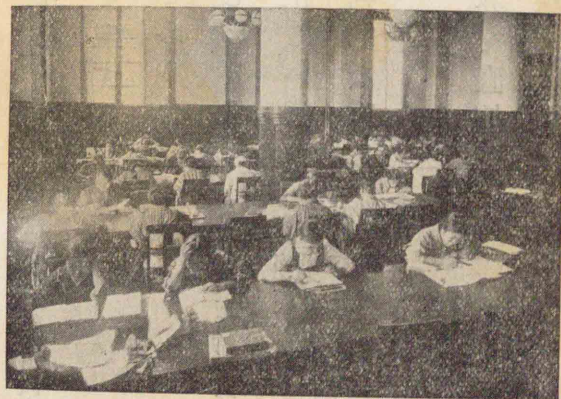
圖書館・博物館・動植物園などは、社會の人々の知識世界を直接指導する施設として大切な意味をもつてゐる。**圖書館**は、豊富

(四)今日の婦人雑誌の傾向を批評せよ。

(四)兒童と雖も新聞を見るのであるから、その影響は見逃すことが出来ない。しかも成長するに従つて、これによつて社會を知るに至るのであるから、適當な指導をなすことは極めて大切である。

な圖書を備へて閱覽に便し、通館の便をもたない人のためには、館外貸出や巡回文庫の制度を設けて、人々をして出来るだけ書物によつて知識を擴め、感情を洗練せしめるやうにしなければならぬ。科學博物館歴史博物館動物園植物園などの所謂觀覽施設は、最も入り易く、眼から人々の知識を啓く大切な施設である。かの郷土博物館の如き、人々の郷土についての正しい理解を得しめる上に望ましい施設といふべきである。

種々な講習會講演會展覽會などの催しや施設も、社會の人々の思想を開發し、知的要求を満足せしめ、やがて社會一般の文化水準を高める上に大切なものである。これ等の教育の効果を充分にあげるには、出来るだけ組織的でなければならぬ。わが國においても、近時、成人教育その他の名において、この



(館書圖國帝) 室覽閱書圖人婦



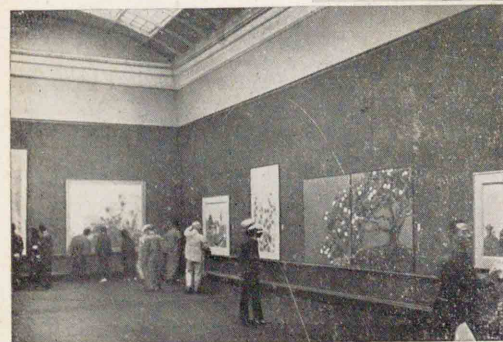
帝室博物館
(東京上野)



科學博物館
(東京上野)



東京中央放送局
の放送實況
(東京愛宕山)



東京府立美術館の内部
(東京上野)

(具玩) 術美土郷

こけし這子 (東北地方)



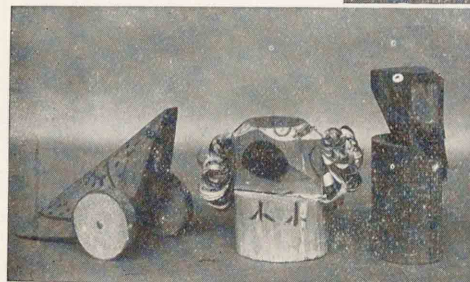
彫野笹



(りよ右てつか向)

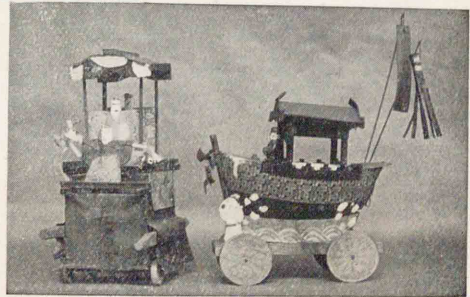
車鶉岳華法・鶯府宰太・鶯戸龜

猿葉の木



(りよ右てつか向)

車山祭屋古名・鉾船會園祇



種の施設が普及して來たのは、喜ぶべきであるが、なほ、その中には、一時的で組織的でないものが多く、一層の工夫を要する。

徳育的方面 人が正しい豊かな感情を培ふことは、道徳的生活の基礎を得るために極めて大切である。かの映畫民謡演劇などの所謂民衆娯樂は、人々のかやうな感情生活に影響するものとして、社會教育上、忘れてならぬ重要さをもつてゐる。

民衆娯樂の中で、最も一般的で、而も人心を左右することの大きいものは、映畫である。映畫は、今から僅か約四十年前に發明されたものであるが、その勢力は極めて大きく、今や到る所、常設館の設があつて、今日では映畫を知らない者は殆んどないといつてよいからである。映畫は、人々に娯樂・慰安を與へることは、いふまでもなく、各地の風俗習慣を知らしめ、歴史を目のあたりに見せしめ、以て知識をひろめ、人情の美を知らしめて、感情の洗練に資するなど、その利益も多いが、一方には、悪い映畫のために、行爲や感情思想を低級にする虞がある。故に、社會の

(内)兒童は、これがために勉學を怠り、惡を模倣し、疲勞を過度にすることがあるのみならず、盜癖などの發生することもあるから、その觀覽には細心の注意をなし、いつも成人がゆつたりした氣持で兒童と共によい映畫を見るやうにしなければなるまい。



(踊若日の方地前筑) 踊 盆

人々が映畫の良否を識別することが出来るやうになり、よいものを社會一般にすすめるなどのことによつて、これ等の害を除去すると共に、そのよい影響をすすめるやうにせねばならぬ。

演劇も、時には、活動寫

眞と同様な、種々な悪影響を與へることもあるが、これによつて感情の養はれることも見逃し難いのであるから、演劇の正しい見方を導き、その鑑賞眼を向上することも、社會教育上重要なことである。

民謡(四)の中には、卑俗なものもあるが、多くは、各地方の民情の特質と合して、郷土的色彩を帯び、人の醇情を養ふことが多い。民謡に限らず、すべて音楽は、一般に感情を醇化せしめ、社會教育上大切なものであるか

(田) 文部省が秀れた映畫を推薦するのはこのためである。

(四) 並びにこれに伴ふ舞踊(所謂郷土舞踊)。

ら、ラヂオ蓄音機などの普及を圖り、また、音樂會なども時々開催して、多くの聴衆に愉悅を味はしめ、感情を深く導くべきである。

繪畫彫刻その他の制作品を味ひ、あるひは自ら創作をなすなどは、人の心を豊かにして、その風格を養ふと共に、創作的精神を培ふなど、社會教育上の効果が尠くない。近時、各地に行はれる農民美術などは、單に副業的な意味からのみならず、社會一般の人々の美的教養に資する上からも、看過することが出来ない。(五)

倫理道德または宗教に關する講話講演あるひは禁酒禁煙などの宣傳も、共に社會の風教をよく導く上に少からぬ力を有してゐる。ただこれ等は、よく社會の一般の人々の要求の存するところに據り、人々と共に進む心を以て行はれなければ、その効果をあげることは出来ぬ。

特定の人々に對する施設 以上は、社會一般の人々のための社會教育の實施上の施設であるが、ここに、特に定つた人々を對象としての社會教育の施設がある。青年訓練所、男女青年團、少年團、

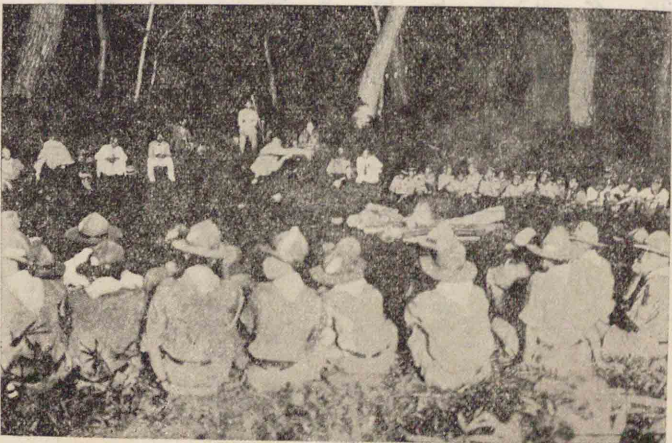
(五) 農民美術展覽會の開催なども大切なことである。

婦人會などがそれである。

青年訓練所は、凡そ十六歳から二十歳までの實社會にある男子を收容し、これに徳育を主として一般的知識と職業的知識を授け、教練を行ふ機關で、青年期の最も大切な時期に對する重要な施設である。

青年團(一)女子青年團も、實社會にある青年男女に對して、徳育を主として知識を磨き、健康の増進をはかりつつあることは、人の知るところである。(二)

このほか、少年團は、兒童に特殊な訓練をなし、婦人會、母の會は、すでに主婦たり母たる人々の心身の向上に努め、日曜學校は、兒童青年の宗教的教養をはかるなど、それぞれ大切な機能をもつてゐる。近時、漸く行はれつつある職業輔導(三)セツルメントの事業(四)あるひは地方改善運動な



少年團のキャンプ

(一)青年團は、昔の青年の社交團體であつた若衆連中にその起りを發してゐる。
(二)青年團・女子青年團などは、青年の自覺を基とする社交的

ども、社會事業と考へられてはゐるが、また、教育的色彩の濃いものといはねばならぬ。

三、社會は人を教育するが、人は社會をつくるものとして力をつくす覺悟がなくてはならぬ。

人々は、社會に生活して社會教育上の種々な施設考慮によつて自ら向上の道をたどるのであるが、一方、社會は、個人によつて形成されてゐるから、また、各個人が社會を通じていつも社會全體に影響してゐるのである。(一)かくて私たちは、自らの知識を修め、徳を磨き、また、家庭を修めて、小さい單位の社會を正しく幸福なものにすることによつて、社會總體の向上に良い影響を與へ、更に進んで、社會教育上の施設の發達のためにも、分に應じて力を盡さねばならないのである。(二)かくてこそ、社會の教育的な力は、はじめ正しく強いものとなつて、人々を正しい幸福な世界

修養機關であるから、この自覺を培はぬうちに、青年團・女子青年團をつくつてもよい効果はあげ難い。
(三)戦争や不慮の災害などで不具者になつた者に新しく職業上の技能を授け、或は失業者に對して新しい職業的訓練をするもの。
(四)隣保事業。

(一)この點で、社會の向上と個人の向上とは相互的である。

(二)私たちが、女子青年團の發達のために力をつくし、將來の母の會・婦人會などを眞實のものにするためにつくすのものがそれである。しかし世には、社會のかかる施設のためのみ狂奔して、自らの家庭を修めることを忘れたかに見える人もないではない。かくの如きは、まづ、一つの家庭の正しい發達が、社會の發達に大きい力をもつものたることを考へない本末を誤つた考へ方であるといはねばならぬ。

四年三巻田



広島大学図書

2000065448

